

策對及設施勞部三第

<p>概説……………五〇五</p> <p>第一篇 雇主の施設及對策……………五〇六</p> <p>第一章 工・鑛・交通業資本家の施設及對策……………五〇六</p> <p>第一節 慰撫的對策……………五〇六</p> <p>第二節 協調的對策……………五〇六</p> <p>第三節 對抗的對策……………五〇八</p> <p>第二章 官公業當局の施設及對策……………五二一</p> <p>第一節 慰撫的對策……………五二一</p> <p>第二節 協調的對策……………五二三</p> <p>第三章 農業地主の對策……………五三二</p> <p>第一節 慰撫協調的對策……………五三三</p> <p>第二節 對抗的對策……………五三四</p> <p>第二篇 社會政策的施設……………五三五</p> <p>第一章 一般勞働者に對する施設……………五三六</p> <p>第一節 一般的施設及方針……………五三六</p> <p>第二節 工場・鑛山監督方針……………五三九</p> <p>第三節 對勞働災害及勞働衛生施設……………五三三</p> <p>第四節 保險施設……………五三七</p> <p>第五節 勞働者教育施設……………五四三</p> <p>第二章 農民に對する施設……………五四六</p> <p>第一節 政府の施設……………五四七</p> <p>第二節 府縣の施設……………五五五</p> <p>第三節 農會……………五五七</p>	<p>第三章 中間階級者に對する施設……………五三三</p> <p>第四章 婦人勞働者及職業婦人に對する施設……………五三三</p> <p>第五章 少年勞働者に對する施設……………五三四</p> <p>第六章 商業使用人に對する施設……………五六五</p> <p>第七章 海外移民に對する施設……………五六七</p> <p>第三篇 勞働者運動對策……………五七一</p> <p>第一章 工・鑛・交通業勞働者運動對策……………五七一</p> <p>第一節 勞働爭議對策……………五七一</p> <p>第二節 勞働運動對策……………五七四</p> <p>第二章 農民運動對策(小作爭議對策)……………五七五</p> <p>第三章 社會立法協會……………五七五</p>
--	---

第三部 勞働施設及對策統計表

第一表 工場扶助給與統計(昭和七年)

其一 工場種別扶助件數

其二 扶助金額及休業扶助料支給日數

第二表 鑛夫扶助統計(昭和七年)

第三表 官業員共濟組合統計(昭和六年)

第四表 共濟團體統計

第五表 簡易保險統計

其一 事業成績累年表

其二 保險契約狀況(昭和七年)

其三 事業各月狀況(昭和八年)

第四 簡易保險積立金貸付狀況

第六表 郵便年金各月狀況(昭和八年)

第七表 健康保險統計

其一 被保險者數累年表

其二 被保險者數月表(昭和八年)

其三 保險給付成績(昭和六、七年)

概 説

非常時情勢の昂揚が労働者の組織的運動に對していろいろの意味で深い影響をもつたことは上來第二部において述べ來つたところである。一言にしていへば、労働運動における國家主義的傾向の濃化がその主たる結果であるが、しかもかゝる影響が左・右・中間と、それ／＼異つた形において残された點が注目に價した。例へば左翼非合法の組織陣においては、巨頭の國家主義的「轉向」がその混亂の重要契機をなしたし、また右翼の一部には、労働運動の基調たるべき階級闘争の思想を根底から破棄せんとした部類もあつたのである。この空氣が一般労働者にいかに浸透してゐたかは、例へば官營工場の労働者の間に、いはゆる「労働報國」のモットーさへ生じ、それによつて無報酬勤務の擧さへ屢々行はれたことによつても知られよう。これは、非常時下におけるまさに労働統制の一表現であり、非常時！ 自體が一個の労働政策を遂行せるものである。この事態は、非常時の高唱が、片々たる施設對策の遂行よりも、はるかに効果的であつたことを物語つてゐる。

しかし、一般に、非常時の進展は、國家統制におけるブルジョアジー陣營の一面に一つの龜裂をも作りつゝある。ファツシズム傾向を嫌惡する一部資本家の態度にそれが現はれてゐる。従つて個々の資本家雇主の社會的態度は今やよほど複雑を加へて來たやうに見える。資本家團體の對労働者活動は、去年にくらぶれば遙かに前進して來たといへ、個々の財閥の活動はファツシズム進展のために表

面たしかに遠慮勝ちである。尤も、ファツシズムといつても、財閥が忌避するそれは労働者運動におけるこの種の潮流を指すものでなかつたことは確かである。

かゝる事態に加ふるに、本年は軍需インフレーションが本格的に進行し、それは表面上都市労働者の生活に好轉を齎したかの如く見られた。しかも他方には、異常に高まつた農村の破局が政府及び國民の注意をその方へと奪ひ去つたために、都市労働者の生活は舊態依然たるにも拘らず、當局および資本家の施設としては殆んど何ものをも加へられなかつたと云ふも過言でない。

だが、農村の實狀に至つては又それどころではなかつた。年と共に深化して行く農村不況は救農議會に於て決定され昭和七年度より實施されるに至つた諸應急對策をもつてしても些も打開されるどころはなく、農村の負擔は過重され小作争議は増加する一方で農村の社會不安は依然たるものがあつた。かくて、政府は、本年も前年に引續き、農村救済の方策樹立にその全力を傾注せざるを得なかつたのである。

即ち政府は本年農村匡救對策として第六十五議會において米穀統制法、農村負債整理組合法及び農業動産信用法を制定し之を實施する一方、一億九千餘萬圓の經費を支出して救農土木事業を引續き實施する事となつた。しかしながら農村負擔輕減、肥料統制その他の重要問題は單に内政會議に於いて審議されたに止まり、未解決のキ、昭和九年度に持越される事となつた。

第一篇 雇主の施設及び対策

第一章 工・鑛・交通業資本家の

の施設及び対策

資本家雇主の労働者に対する施設としては本年中特に目立つた變化はない。同じくその労働者対策は個々の資本家としてはさして見るべき動きは少く、主として資本家の團體的行動のうちに現はれてゐる。すでに資本家團體結成の時代は昭和六・七年までに一巡し終り、いまやそれらの團體の運動時代に這つたやうである。然し、昨年来のファツシヨ的思潮および行動の昂揚が財閥呪咀の聲を伴つて以來、資本家の團體的行動も幾分その出鼻を挫かれたやうである。しかし、消極的ながらも、その勢力は陰然として大をなしつつあることは確かであらう。本年末ごろから内外の問題になつたソシアルダンピング問題に対する資本家諸團體のとつた一致の態度は、可成り決然たるものであり且つ効果的のものであつた。(但しこの問題は九年に入つて本格的となつた)。尙ほ一二の巨大財閥が株式公開、巨額の寄附行爲、等々によつて、最近の世相の動きを如實に反映したことは、本年において見られた特徴的な傾向であつた。

第一節 慰撫的対策

一 共済組合

共済組合は、健康保健法の實施以來職工の多くは同保險法による

給付を受くる結果、強ひて之を組織する必要なく、既に設定せられたものと雖も成立當初の目的の大半を失ひ解散するものも多き實情にあるが、しかし尙ほ「之を存續し職工の相互救済を爲し負傷疾病又は慶弔等職工相互の禍福を俱に分ち情誼を温め相互の親睦を期し相當の實績を擧ぐるもの少からず」(昭和七年工場監督年報)と見られてゐる。上掲工場監督年報には大阪府、神奈川縣、静岡縣、山口縣における狀況の詳細が報告せられてゐる。

帝國統計年鑑に據るに、友愛組合なる名稱のもとに包括せられる共済團體の數は昭和七年末現在三、三四〇、このうち共済を主とする組合は一、七九九を占む。最近數年の趨勢とは逆に、昭和七年には組合數が減じて組合員數が増加してゐる。

	昭和七年末	昭和六年末	昭和五年末
友愛組合總數	三、三四〇	三、三九四	三、三三六
共済を主とするもの	一、七九九	一、九〇七	一、八八三
修養を主とするもの	三四六	三八一	三五七
その他	一、一九五	一、二〇六	一、〇九六
組合員總數	五五九、八三四	四八六、一六〇	五〇三、九九八

(備考)―第五十二回帝國統計年鑑による。

右のうち「共済を主とする組合」を地方別にその多數を擁する順序に見れば次の如くである(昭和七年末現在)。この年度においても、各地方により著しき増減のあることが注目される。

北海道	一八〇組合	福島	九八組合
大阪	一三六組合	群馬	七七組合
東京	一二九組合	神奈川	七七組合

〔備考〕―同上

尙ほ近時の共済組合の状況については協調會調「我國共済組合の現状」(昭和八年五月刊)がある。またその一部分については前年度本年鑑において紹介を試みた。

二 扶 助 給 與

工場における扶助給與 工場における扶助については未だ昭和八年の状況が發表せられてゐない。昭和七年中民營工場における業務上の死傷病者に對し扶助したる件數は九、五〇九件にしてその扶助金額は七二六、六二六圓である。これを前年分に比較するに、件數については一、四四二件を増加してゐるが、金額においては一四四、六四五圓の減額を來してゐる。いま最近四年間の趨勢を見るに次の如くである。

昭 和 年 代	件 數	金 額	一 件 平 均
同 四 年	一七、七四〇	九八七、一三一	五五・六四四
同 五 年	一三、九一五	八九二、六五三	六四・一五〇
同 六 年	八、〇七七	八七二、二七一	一〇八・〇〇四
同 七 年	九、五〇九	七三六、六三六	七六・四二五

〔備考〕―工場法又は鑛業法による扶助給與は昭和元年末限りその大部分は健康保險給付にとつて代られた。従つて昭和二年以後における扶助給與の状況は、鑛山、工場、いづれにおいても、在來の趨勢と著るしく異り、扶助件數扶助金額ともに甚しく減少してゐる。

第三部第一篇 雇主の施設及對策

次に工場法施行令第六條による百八十日を超ゆる休業扶助の状況を見るに左の如くである。

工場において百八十日を超ゆる休業扶助 工場法施行令第六條に定める同一の疾病又は負傷及びこれに因り發したる疾病につきその休業扶助料の支給百八十日を超えたるときはその後の支給額を一日につき賃金の百分の四十までに減ずることを得ることになつてゐるが、その支給状況を知るため昭和七年中に扶助の終了したる者(前年度より扶助の繰越されたる者にして當年において扶助の終了したる者を含む)の中(一)健康保險の保險期間を超えて休業扶助料の支給を受けたる者及(二)然らざる者にして休業扶助料支給日數百八十日を超えたる者を調査し、(一)の者については工場法上の扶助開始より扶助終了に至るまでの休業扶助料支給總日數及休業扶助料總額を、又(二)の者については工場法上の扶助開始より扶助終了までの休業扶助料總日數及休業扶助料總金額中百八十日を越えたる部分を調査し、それに基づいて報告されたところは次の如くである。

昭和七年中百八十日を越えて休業扶助料を受けし者は一九六人その總金額、日數、一日平均は次の如し。

〔百八十日を超過せる休業扶助料總額〕	
男	女
〔日 數〕	〔日 數〕
三七、七〇〇	六〇五
〔金 額〕	〔金 額〕
三五、七五五	二〇五
〔一人平均超過額〕	〔一人平均超過額〕
三、七五五	三、九七五
三、七五五	三、九七五
計	計
計	計

(日 数)	男 一七〇	女 一三〇	計 一五五
(金額)	一八八・〇三	五〇・〇六	一八四・三六

鑛山における扶助給與 鑛山鑛夫における扶助は昭和二年以來扶助人員並に扶助金額は累年減少しつゝあつたが、昭和八年度は逆に増加を示してゐる。即ち八年中鑛夫勞役扶助規則によつて扶加を受けたる總人員は一三、二一九人、扶助料總額一、三九七、七二二圓、之を前年に比較すれば人員において三、(二六六人(三二・八%)の増加、金額において四〇、五八二圓(三%)の増加である。右扶助人員及び金額を扶助別に内譯して前年と比較すれば次の如くである。

扶助種別人員

	昭和七年			昭和八年		
	負傷 人	疾病 人	計 人	負傷 人	疾病 人	計 人
死亡者	七九〇	六	八〇六	八〇九	一六	八二五
障害扶助料を受けたるもの	四三二八	一三五	四、四五三	三、九六二	一〇七	四、〇六九
打切扶助料を受けたるもの	八	—	八	一四	—	一五
三十日以上休業扶助料を受けたる者	二九五	一三	三〇八	二〇	—	二〇
その他の者	四、三六一	一七	四、三七八	八、〇四三	五七	八、一〇〇
計	九、七七三	一八一	九、九五三	一三、〇三八	一八一	一三、二一九

扶助種別扶助金額

	昭和七年		
	負傷 圓	疾病 圓	計 圓
療養費	九六、三六六	六〇五	九六、九七一
休業扶助料	一一九、一六	一〇五	一二〇、一八一
障害扶助料	六四、六二	三七四九四	七〇三、二五
遺族扶助料	四〇、二五	七、七三九	四七、九六四
葬祭料	三、一三五	—	三、一三五
打切扶助料	六、七九四	—	六、七九四
計	一、三二〇、二四七	四六、八九三	一、三五七、一四〇

扶助種別扶助金額

	昭和八年		
	負傷 圓	疾病 圓	計 圓
療養費	一一五、二六四	三九〇	一一五、六五四
休業扶助料	一三九、八六二	九八九	一四〇、八五一
障害扶助料	六二九、〇九二	二二、三三〇	六五一、四二二
遺族扶助料	四六五、一一〇	五、九六九	四七一、〇七九
葬祭料	五、五七四	—	五、五七四
打切扶助料	一一、〇〇二	—	一一、〇〇二
計	一、三六六、九四四	三〇、八八八	一、三九七、七三三

鑛山において百八十日を超ゆる休業扶助 前掲工場の場合と同様、こゝでは鑛夫勞役扶助規則第十九條に定める同一の疾病又は負傷及び之に因り發生したる疾病につきその休業扶助料の支給百

八十日を超えたるときは、その後の支給額を一日につき賃金の百分の四十までに減じ得るのであるが、その支給状況は左の如し。

(尙ほ前項工場の場合を参照され度し)

昭和七年中百八十日を超えて休業扶助料を受けた者は九五八人
その総金額、日數、一日平均は次の如し。

〔百八十日を超過せる休業扶助料總額〕

〔日數〕	男 一三三、五七七	女 三、四五〇	計 一三六、〇二七
〔金額〕	男 七九、三四四	女 九九九	計 八〇、三三三

〔一人平均超過額〕

〔日數〕	男 一三三	女 一九	計 一五二
〔金額〕	男 八五・三〇	女 三三・四五	計 一二一・七五

三 歸郷旅費の支給

工場法施行令第二十七條により歸郷旅費の支給を受けたる職工數は昭和七年において一萬六千五百二十一人(前年一五、一三五人)にして、その金額は四萬四百五十六圓(前年三三、三六〇圓)である。これらを前年の分と比較するに人員において二割二分、支給金額については二割一分、いづれも増加を示してゐる。

次にこれが支給状況を業務別に見るに、染織工場首位を占め、職工數においては九割八分、支給金額については 割四分に當つてゐる。就中多きは製糸、紡績等の各業でその殆んどすべてが女子である。

る。尙ほ官營工場においては僅かに三件にすぎなかつた。

歸郷旅費を受ける職工數

業務上の傷病者	女	子	未成年者	計	旅費額	歸郷
昭和三年	九二	一三、七二四	四八五	一三、二九〇	三九、〇二四	
同 四年	一九二	一〇、七四七	三二一	一、二四九	三七、六三八	
同 五年	六九	一、五三六	六八〇	二、三八五	四、二七四	
同 六年	八三	一、七六九	一、二八四	一三、一三四	三三、三六〇	
同 七年	四六	一五、〇七九	一、三九六	一六、五三一	四〇、四五六	

四 福利慰安施設

労働者に対する福利施設は漸次的ながらも進められつゝあると見られてゐる。昭和七年の工場監督年報の報告するところによれば、「凡そ福利施設の普及改善は産業能率の増進と不可分の關係にあるものなるが故に、工業主も能ふ限り之が改善發達に努力をなし、監督官憲も獎勵し居る所もなるも、數年來の財界不況は工業主をして福利施設の如きを深く顧るの暇なからしめ之が發達に支障を來し居れるところなるも、本年に入り稍産業界回復の曙光を見るや福利施設も漸次改善の傾向に在り」といふ。しかし本年下期に入つて謂ゆるソシアル・ダンピング問題が喧傳せられるや、資本家筋は我國における福利施設が高度であり諸外國に多くその比を見ざるものだといふ點から、日本の低賃銀の外観は大いに割増して見らるべきものだといふ主張をなしたが、事實においては、別掲の日本工業俱樂部の調査を検討しても明かなやうに、いはゆる福利施設費なるものは

比較的に微々たることが事實であるらしく、それをもつて日本労働の低賃銀を補ひ得ざることとは明瞭である。

左に二個の調査によつて最近の福利施設の概要を窺つてみよう。

一、福利施設費に関する調査(日本工業倶楽部調)

調査は、回答によつて、我産業における代表的會社百二十八社に行はれたものであるから、それが大體に大資本を擁しこの種施設を完備せる部類の工場に偏局してゐるであらうことは豫め注意されねばならぬ。調査の總括的な結果によれば福利施設費は支拂賃銀の二三%を占め、法定扶助料をも含めた百分比は、左の如くである。

福利施設費	一八%
賃銀	七九%
扶助料	三%

尙ほ福利施設費の一社平均は十五萬餘圓に上つてゐる。次に福利施設のため支出せる費目の割合を見るに、全體から見て最も多數を占めてゐるものは諸手當であるが、諸手當並に事務費、その他を除き他の福利施設についてみると、保險衛生施設、娛樂施設が最も多く、危害豫防施設、教育施設これに次ぎ、物品供給施設が最も少い。併し更にこれを事業別にみるときは、紡績工業においては共済及救済施設が割合少いだけで、他の施設は殆んど全會社に行き亘つてゐる。これに反し、機械器具及造船車輛工業においては物品供給施設、住居及寄宿舎施設が割合に少く、娛樂、保險衛生等の施設が相當範圍に亘り實施されてゐる如く、事業の性質により又従業員の性別、工場事業所の地理的關係等によつて夫

々特色を現してゐる。いまこれを表示すれば次の如し。

福利施設各費目割(百分率—昭和六年上半期)

	住居	物品	保健	豫防	救濟	教育	娛樂	諸手當	事務	其他
紡績	三五・九	六・九	一〇・九	一・六	一・九	五・八	二・八	三・四	一・四	〇・四
機械器具	四・八	一・九	九・二	二・〇	一〇・〇	二・七	八・二	五・八	二・七	〇・二
造船車輛	〇・五	〇・〇	四・四	〇・九	〇・〇	三・六	一・三	八・九	二・〇	〇・一
金屬	四・七	四・一	一四・五	三・四	四・三	三・〇	二・三	四・六	八・一	九・六
化學	二〇・六	三・四	一・二	三・一	三・六	一・二	三・一	五・七	一・一	〇・九
飲食品	二六・五	二・四	一三・二	三・八	三・〇	三・四	五・五	三・八	八・三	二・一
雜	二・六	四・一	七・六	四・二	一三・九	四・六	八・五	五・四	〇	〇・五
瓦斯電氣	一・四	四・二	〇・五	〇・〇	六・二	〇・一	一・一	七・六	三・〇	〇・〇
鑛業	一六・六	一・五	九・四	一・六	二・四	三・三	二・〇	五・八	六・三	一・四
鐵道軌道	—	一・七	—	—	一〇・一	〇・五	五・〇	八・二	七	—
船舶	一・八	〇・三	一・五	—	〇・一	〇・三	〇・七	九・五	一・〇	二
運輸倉庫	二・一	—	三・四	—	二・一	一〇・〇	〇・八	七・一	六	—
土木建築	一七・七	三・九	三・六	〇・一	〇・二	一・八	四・二	二・五	四・五	一・七
商業	二・三	一・二	五・〇	—	〇・八	三・五	二・〇	四・六	九	二・九
總平均	一四・五	三・四	七・五	一・五	一・八	三・一	二・三	六・三	二	〇・九

二 工場鑛山における經濟施設の調査(社會局労働部調)

調査結果の概要を述べれば左の如くである。——
 法定外の扶助 について見るに、まづ法定外の傷病扶助の施設

數は(工場數に對する施設數の割合、以下、これにならふ)飲食物工

場における九二・二%、官設工場における八一%最も多く、家族の傷病扶助は、鑛山における三五%、紡績工場における二七・七%特別工場における二一・七%が主なものであつて、その他は施設の割合が僅少である。兵事應召者に對する扶助は紡績工場における一九・三%、鑛山における一七%、機械器具工場における一三・四%、特別工場における一三%が主たるものであり、慶弔扶助については紡績工場における三七・三%、特別工場における三四・七%、機械器具工場における二八・九%、官設工場における二七%等であつてその他は、見るべきものがすくない。扶助救済手當の主体に關しては、工場においては共済組合によらざるものが、約六〇%を示すに對し、鑛山においては共済組合によるものが、八二%の多數を示してゐる。扶助救済手當の一件當り平均支給額は、工場において共済組合によらざるもの六圓六十八錢に對し、共済組合によるものが十圓三十錢の高額を示し、鑛山においては、共済組合によらざるものが、七圓一錢に對し共済組合によるものは、四圓十九錢の低額を示してゐる。

退職手當 の施設数は工場においては、官設工場における七五・九%及び紡績工場における七〇・五%、特別工場における六九・五%、化學工場における五九・三%、機械器具工場における六三・四%、飲食物工場における六七・六%鑛山における五九・八%等の順位であつて、その他は施設の割合が至つて僅少である。退職手當の一件當り平均支給金額は、工場において共済組合によらざるものが、二百八圓九十一錢に對し、共済組合によるもの九十三圓三十四錢、鑛山においては、共済組合によらざるもの百二十八圓八十一

錢に對し、共済組合によるものが、十七圓二十九錢を示してゐる。**家族手當** は紡績工場における一六・三%の外、その他の工場においては、いづれも三%内外に止り、鑛山においては、皆無である。手當金の支給は、いづれも共済組合に依らざるものゝみであつて、一ヶ年間の一件當り平均は、十五圓六十四錢を示してゐる。

住宅手當 は特別工場における一三%及び紡績工場における二・六%が主たるものであり、工場鑛山とも事業主の直接給與によるものゝみ。しかして、一ヶ年の一件當り平均支給金額は工場においては三十二圓九錢、鑛山においては二十一圓八十錢に該當してゐる。

公休手當 は飲食物工場における四・三%が主なものであつて、鑛山においては、この種の施設は見出されな。すべて事業主の直接給與によるものであつて、一件當り平均支給額は、二圓三錢を計上してゐる。

通勤手當 は飲食物工場における二・九%、紡績工場における一・六%が主たるものであつて、一ヶ年間の一件當り平均支給金額は十圓七錢に該當してゐる。

勤績者に對する賞與 は特別工場及び染織雜工場における八・六%、織物工場における六・五%、飲食物工場における五・八%、紡績工場における五・四%等が主たるものである。その大部分は事業主の直接給與によるものであつて、一件當り平均支給額は工場においては、十一圓七十三錢、鑛山においては十三圓三十二錢を計上してゐる。

精勤者及皆勤者に對する賞與は化學工場における七・四%、飲食物工場における七・三%、機械器具工場における五・一%が主たるものである。殆んど大部分が事業主の直接給與によるものであつて一件當り平均支給額は、工場においては十七圓十一錢、鑛山においては十三圓七十錢を示してゐる。

食事の供給は紡績工場における九五%及び製糸工場における八五%が主たるものである。そして、これに對する食費の分擔方法は、製糸工場においては、殆んど通勤寄宿ともに事業主のみの負擔に屬するものが多いのに對して、紡績工場においては、通勤寄宿とも、事業主及び勞務者の共同負擔に屬するものが多い。勞務者より徵集する食費は、通勤一回分製糸、紡績、織物等の工場においては、平均五錢二厘乃至六錢三厘の間に屬するものであるがその他の工場においては、これに比しやゝ高額である。寄宿工についても、製糸、紡績、織物等の工場は、一日いづれも十三錢七厘より、十四錢三厘の間に屬するものであるが、その他の工場においては、二十錢以上、三十七錢に至る階級に屬してゐる。

社宅施設は紡績工場における九〇%以外、工場においては、見るべきものがすくないのに對して、鑛山においては九五%の割合を示してゐる。勞務者より徵集する社宅の一ヶ月一疊當り平均家賃は、工場においては、最低製糸工場における二十二錢一厘より機械器具工場における四十二錢九厘に至る階級に屬するに對し、鑛山においては、平均五錢の割合に該當してゐる。

日用品の供給施設は官設工場における九五%、鑛山における九〇%及び紡績工場における八一%等が主たるものである。經營

主體は、工場鑛山とも直營によるものが最も多く、約七〇%づゝの割合を占めてゐる。次に工場においては、共済組合によるものが一四%で次位を示し、ことに官設工場においては全部が共済組合の經營によつてゐる。これに對し、鑛山においては、消費組合によるものが二五%の割合を示し、次位を占めてゐる。

金融施設は官設工場における六四%鑛山における四三%、紡績工場における三一%、機械器具工場における二〇%等において、施設の割合が最も多い。右の内無利子なるものが、工場においては約四〇%、鑛山においては三二%を示してゐるが、官設工場及び特別工場においては、いづれも利子を附するもののみである。利子は、工場鑛山とも年利一割五分までとし、なかんづく五分乃至一割までとするものが最も多い。

託兒施設は官設工場における四〇%、紡績工場における一〇%鑛山における一〇%等が主たるものであつて、その他は見るべきものがすくない。しかして、官設工場においては、無料が多いのに對して、紡績工場及び鑛山においては、若干の費用を徵集するものが多い。この場合徵集する費用は、いづれも一日二、三錢乃至十錢未滿のものであつて、これらを菓子代に充つるものが多い。しかして、工場における事業主の一ヶ月負擔總額は、官設工場における三萬四千六百四十圓七十四錢を主たるものとし、工場における總額六萬二百四十一圓三十錢、鑛山においては二萬五千九百四圓十八錢を計上してゐる。(昭和九年刊行標記調査書參照)

第二節 協調的對策

資本家雇主の労働者対策は大勢として對抗的態度に赴く。社會情勢の鋭化が協調的対策をして益々無効ならしむるがためである。從來、協調的対策としては工場委員會若くは労働委員會と呼ばれる制度がとられて来たが、この制度も勞資抗争の激化する現状では、事實上はこれを探る資本家の對抗策に轉化してゐる。従つて本質的には之を純粹な協調的的制度として見ることを得ないのであるが、その最近の狀況は次に述べるが如くである。次に、最近において注目せられるのは、右翼的改良主義的組合の方策として、資本家と團體協約を取結ばんとする運動が顯著になつて来たことである。團體協約をもつて協調的なるものと見得るや否やは多少議論の餘地もあらうが、これを雇主資本家の立場から見れば一個の産業平和の方策であり、雇主として労働者側との協調を容認せるものと見ることは必しも失當ではあるまい。殊に、團體協約を運動方針に取り入れてる組合が主として右翼組合であることは、最近におけるこの種協約が資本家側から見て新らしき協調的対策と見て意味深いものであらう。

労働委員會 我國における労働委員會の現況を社會局の調査（「労働時報」昭和九年一月號参照）に基づきその概要を見るに、労働委員會の数は昭和八年七月末現在において凡そ一九六件、關係労働者の總數は約三二五、九六七人（男二九六、一六五人、女二九、八〇二人）である。

労働委員會の種類 これは種々に區別せられ得るが、社會局調によれば（イ）労働者の待遇改善に關する一般的事項につき協議する目的をもつて特に設けられ、而も（ロ）労働側委員が従業員の公選によつて選出せらるゝもの（以上一般的なる労働委員會）と、

（ハ）労働者側委員が従業員の公選によらず事業主の指名によつて定められ又は役付職工が當然委員となるもの、又は（ニ）協調團體の役員會にして労働委員會の作用をなすもの、或は（ホ）委員會における協議事項が或る特殊の事項にのみ局限せらるゝもの（以上特異なる労働委員會）とに分たれてゐる。前者は労働委員會として典型的なものであつて、總數一九六件中一四七件はこの種類に屬し、後者は五九件である。

府縣別數 東京における三五件最も多く、大阪の二一件これに亞ぎ、北海道の一八件、兵庫の一二件、京都の一〇件、神奈川の九件等の順序であつて、これらの地方はいづれも工場鑛山の數多く労働運動の比較的旺盛なる地方なることは注目に値する。

實施年次別 昭和以前のもの一一八件、昭和時代に入りて新設せられたるもの七八件である。而して右一一八件の大部分は大正八年以降のものであつて、前に述べたるが如く當時旺んに委員會の設立を見たのと、また大正十二年に當局が地方專賣局に對して工場懇談會の設置を提示したる筈の原因に基くものである。最近においては特に昭和五年以來その増加著しく、昨年の如きは七月末までにすでに一九件を算してゐる。

業態別 左表の如く機械器具製造工業の六四件最も多く、飲食物製造工業（主として專賣局における事業）の三三件これにつき、染色工業（主として紡績業）の二七件、鑛業の二四件の順序である。

業態別委員会別

業態	一般的なる委員会		特異なる委員会		計
	官公營	私營	官公營	私營	
機械器具製造工業	六	四	二	六	二六
化學工業	一	一	六	二	二二
染色工業	一	二	一	五	二七
飲食物製造工業	六	四	三	三	三三
雑工業	一	三	一	三	三三
鑛業	一	四	一	二	二四
瓦斯電氣事業	一	一	一	一	二
運輸業	七	二	二	二	二二
通信業	一	一	一	一	二
土木建築業	一	一	一	一	二
其他	一	一	一	一	二
計	四〇	九七	五九	一九六	二九六

関係労働者数別 関係労働者の多寡によつてその数を見るに、左表に示す如く千人以上の労働者を擁するものが最多数を占め五〇件に上つてゐる。

関係労働者数	一般的なる委員会		特異なる委員会		計
	官公營	私營	官公營	私營	
百人以上三百人未満	一	一	六	七	二六
三百人以上五百人未満	二	二	七	九	二八
五百人以上千人未満	一	一	三	六	二一
計	四	四	一六	二二	四〇

五百人以上千人未満 九
 千 人 以 上 一九
 計 四〇
 労働者数別 工場数 委員会数
 五十人以上未滿 官營 三三 一
 五十人以上未滿 官營 二、五五 八
 五十人以上未滿 官營 六〇 一
 百人以上未滿 官營 二、五五 七
 百人以上未滿 官營 六四 二
 五百人以上未滿 官營 二、二四 四
 五百人以上未滿 官營 三三 九
 千人以上未滿 官營 二八 九
 千人以上未滿 官營 二四 九
 千人以上未滿 官營 二二 九
 千人以上未滿 官營 一五 二
 千人以上未滿 官營 二四 二

備考 本表は工場法適用工場のみについての調査である。
 設立事情別委員会数 設立の事情は場合々々によつて多種多様である。それを四種に分ては左記の如くであるが、「労資協調のため事業主の發意に因るもの」が大多数を示めてゐることは注目し得る。しかし、委員会の成立には各種の動機が相錯綜してゐるのが事實であり、調査報告者も「便宜上これを區分して調査して見たに過ぎない」と述べてゐる。

るもの五十四であるが殊に昭和六、七の兩年において著しく増加してゐる。

府縣別 に見れば、兵庫の十六を最多とし、東京の十、神奈川の九、大阪の八、等これにすぎ、大體労働組合の發達の著しい地方に多い。

業態別 に見れば機械器具工業の十七最も多く雑工業の十五、運輸交通業の十二、化學工業の八等がこれについてである。

協約當事者 について見れば事業主側が個人若くは會社なる場合五十五、事業主數六十五、團體なる場合十三で、労働者側は勿論労働組合及びこれに類する労働者團體(團體數七十)であるが、この中には數人の事業主が相倚つて一個の労働者團體と同一内容を有する協約を締結せるもの、又數個の労働者團體が共同して同一事業主團體と協約を締結せる事例なども存在してゐる。

協定事項 労働協約の内容である協定事項は多種多様であるが、大體労働賃銀及労働時間のみに限る場合と、この外、労働者の雇傭、解雇、退職手當、就業規則等に至るまで一切の労働條件についてあまれく協定する場合とがある。しかして労働協約締結工場には謂ゆるクロード・シヨツプ制を實施してゐるものが多い。東京製綱株式会社における事例はその適例である。

實施成績 これについては、これが創始後未だ年淺きをもつて、いま直ちにこれを云爲することは出來ないとして、社會局調査のいふところは次の如くである。「大體の傾向としては、事業主側における理解及び誠意と、組合幹部の指導監督とは、これが運用機關たる産業委員會、あるひは労働委員會などの活用と相俟つて、

一般組合員も漸次労働協約に對し理解を有するに至り、今日においてはほぼ協約實施の目的を達成し、産業平和に貢献するところもまたすくなくないやうである。すなはち、一般に事業主側においても組合を信頼して、労働條件の協定はもちろん、ある場合においては産業上の協力をも求め、また組合側においても不良組合員に對しては自ら責任を負ひて工場内の秩序維持に努め、組合員もまた協約によりて一種の身分の保障をえて業務に精勵し、作業能率の増進を圖らんとするをもつて、協約締結後事業の發展と資の協調上、一層の成績を示してゐるものもすくなくない。從來労働爭議の頻發に惱みたるものが、團體交渉乃至労働協約の實施以來、爭議がその跡を絶ち、または爭議が起つても單に紛議の程度でござまり、同盟罷業などの闘争的手段に出づることのすくなくなつたのは、たしかに協約活用の効果といひうる。殊に事業の不振なる場合などに際しては、事業主側はある程度までその經營狀況を披瀝して労働組合の協力を求め、従業員の解雇または賃銀の値下などの了解を求むるをもつて、組合側においても事情やむをえざるものあるを認むればよくこれを諒承し、もつて労働爭議などの不祥事を見ずして、圓滿解決し、いったん景氣回復すれば、兩者の協定のもとに、平和裡に賃銀の値上を圖つて舊に復せしむるが如きはまことに労働協約の妙味の存するところであらう」と。

主なる事例 労働協約の主なる事例(社會局調)を示せば左の如し。

所在府縣	使用者側	勞働者側	被適用勞働者數	締結年月
東京	玉川水道株式會社	日本勞働總同盟	一三一	昭和四年五月
同	株式會社並木製作所	同	一八〇	同六年七月
同	千代田機械製靴株式會社	同	一五五	同七年九月
同	合資會社堤方製作所	同	六五	同六年四月
同	極東硬質硝子工業所	同	二三三	同七年十月
大阪	德永硝子製造所	日本勞働組合總聯合會	四二一	大正十五年九月
同	大阪コルク工業合資會社	日本勞働總聯盟(純向上會)	三〇	昭和五年三月
同	合資會社永柳商店	同	一四〇	同二年六月
同	原田織機株式會社	全國勞働組合同盟	一〇三	同五年四月
神奈川	東京製綱株式會社川崎工場	日本勞働總同盟	七八〇	大正十五年二月
同	大竹製菓株式會社	同	七三	昭和七年五月
同	合資會社宮崎染工場	同	四五	同六年七月
同	橫濱染色工業組合更紗部	同	五九	同七年五月
同	吉野製材所	同	三〇	同七年十月
兵庫	平塚海軍火藥廠	海軍勞働組合聯盟平塚總愛會	二四六	同三年六月
同	日本船主協會(海事協同會)	(一)日本海員組合 (二)海員協同會	九四、二七六 一三、五五六	大正十五年十二月
同	上組合資會社	日本港灣從業員組合聯盟神戸海友同志會	一三九	昭和六年七月
同	合資會社平野組船部	同	五二	同六年十一月
同	灘竹材商組合	日本勞働總同盟	三六	大正十年九月
同	攝州酒樽製造業組合	同	一四二	同十一年四月
同	東京製綱株式會社兵庫工場	同	一六六	同十五年二月
東京	レナウンスメリヤス工業株式會社	日本勞働總同盟	一二八	昭和七年三月

費の膨脹を招くべきこと（大體登録労働者一人に付き年額約一千二百圓の事業費を要し十萬人に付ては一億二千萬圓の事業費を要すべし）。

三、將來失業應急事業が縮小せらるゝ場合には組合員の離出全の減少に反比例して失業手當金の増大を來し共濟施設の財政の破綻を來すべく、別途都市及國より巨額の補助を爲すに非ざれば繼續し得ざること（原案は四日に一日宛循環的に就勞せしむることを前提とするも事業費が現在より約二割方削減せらるれば就勞率は五日に一日に低下し失業手當支給總額はとんど倍加すべし）。

四、若し都市負擔の膨脹を避けんとせば豫定通りの擴張は困難にして依然現在と同様手心に依り労働者の組合加入を局限するの外なく救濟の擴張は名目のみとなり、本施設獎勵の趣旨が陽に失業應急事業の及ばざる所を補充して日傭労働者の失業救濟機關たらしめんとすと稱しながらその實を失ひ世人の期待を裏切り労働者の失望を招くこと。

五、本案に依る獎勵は國が失業保險の備を作る事となること。

六、同情すべき事由に因り生活者困難に陥りたるを救濟せんとせば別途救貧又は救護の觀念に基く制度に依るを適切とする

七、東京その他二三の都市が現に小規模に實行しつゝある共濟施設は臨機應急の處置として當分之を續行するも止むなかるべきも、國家が劃一標準の下に全國の主要都市に對し積極的にその設置と擴張とを獎勵することに付ては幾多慎重考慮を

要する點あるを以て直ちに賛意を表し難きこと。

健康保險制度擴張案に對する態度表明 内務省社會局主案の健康保險制度擴張整備案に對して全産聯は温健ながら反對態度をとつて來たが、十月十九日の常任委員會はこれに對して次の如き意見を決定した。

甲、健康保險の範圍擴張問題

其の趣旨は可なるも左の事業に使用せらるゝ者に就ては一律に本法を適用するを適當ならずとする特別の事情あるを以て更に考慮を要すべし。

一、使用労働者十人未滿の家内工業的事業

二、土木建築事業

三、海陸仲仕業及道路に依る貨物運送業

尙地方鐵道業及軌道業に付てはその營業の状態に鑑みその適用に關しては更に研究の要ありと認む。

乙、給付規定その他の改正問題

給付並に保險料徴收規定の急激なる改正はその必要を見ざるのみならず却て本法の圓滑なる運用を害する懸念あり殊に左の諸點に付ては充分に考慮を拂ふ要あり。

一、療養給付及傷病手當金支給期間を三年に延長することは健康保險の給付としては不適當なり。

二、保險給付を被保険者の家族に及ぼすことを一律に強制するは適當ならず、任意附加給付として保險者の財政の餘裕に應じ醫療及豫防施設を有料又は無料にて被保険者の家族に利用せしむる途を拓くを可とすべし。

三、手當金を受くる期間保険料を徴収することに改むるは不可なり。

四、保険給付の受給条件に關しては齒科補綴に就ては百八十分娩給付に就ては十月程度の待期を設くるは止むなかるべきも一般の私傷病に對し待期を附するは不可なり。

五、分娩に關する給付の減額は當然なるべし。

六、寄宿舎に收容せらるゝ被保険者に對する手當金の減額は不可なり。

七、任意附加給付は相當制限を附して之を認むるを適當とすべし。

内示事項以外に於ても本法改正と同時に

一、職員を強制加入者の範圍より除外すること

二、施行令第九條を改正し臨時工の範圍を實際の狀況に適合せしむることにつき考慮するの要あり。

第二章 官公業當局の施設

及び對策

官公業當局の雇主としての労働者に對する對策も、前記資本家業主のそれと大同小異である。又最近の傾向として從來に異なる特に著しい變化も見ないのであるが、軍需關係工業以外の官公業では依然たる不況と政府の財政窮乏の重壓下にあつて、從來その唯一の従業員慰撫策たりし「従業員待遇改善」の一枚看板もいまや影が薄い。次に、官公業當局が對抗策として執るところは概ね高等政策的であり、それによる労働組合乃至は労働大衆の操縦が主たる眼目である

第三部第一篇 雇主の施設及對策

から局面的にはこれを捕捉するに難い。然し最近における左翼組合の後退、改良主義組合の爭議回避主義、一般思潮の國家主義化、等々の傾向は多少の例外はあるが、一般には官公業當局の労働對策をして大いに安易ならしめたであらう。非常時意識は一部官業労働者に労働報國の名によつて奉仕的勤務の擧に出でしめたが、かくの如きは、非常時國策自體が同時にその労働政策をも遂行しつゝある見易き事例であり、官業にのみ見られた本年度の特徴であつた。他方において、例へば東京市電の如き年々經營難を加重しつゝある公營事業が、労働者の抗争を押し切つてつねに高壓的に餓首貸下を強要し得るのも、この種事業の私經營と異なる一特徴であるが、不況の加重はかゝる特徴を發揮せしめる機會をも増加せしめつゝある。

第一節 慰撫的對策

一 共濟組合

官營事業従業者（労働者以外の従業員もある）は概ね共濟組合加入者である。昭和六年末においては、印刷局、警察、土木事業従業者、專賣局、造幣局、陸軍、海軍、林野現業員、製鐵所、遞信部内職員、國有鐵道の各組合の組合員總數は五四八、二八二人、これを前年に比較すれば、二一、二八五人の減少を示し、

これを組合の收支状態とともに表示すれば次の如し。（内譯の詳細については第三部統計第三表参照）

昭和六年	組合員數	收入總額	支出總額
	五八、二八二	四三、一七〇、二九六圓	二三、三六五、五九一圓

昭和五年 五九、五七 四、六五、三五七 一七、四六三、一五三

二 扶助給與

昭和七年における官営工場における扶助件数は二六、二八一件、その扶助金額は五一二、三〇一圓、これを前年度に比較すれば、件数においては一〇、七六〇件、金額においては八、一六三圓、いづれも増加を示してゐる。

官営工場においては工場法規による扶助以外に年金制扶助を行ふのであるが、その状況を見るに、この扶助を受けつゝあるは四六一件にして、このうち當年において新規に扶助の支給を受くるに至れるもの三十九件、前年に比し僅か一件の増加、また前年より繼續して年金扶助を受けつゝあるものは四二二件である。尙ほ本年中ににおける年金扶助総額は八四、五九七圓にして前年より一、九四四圓の減少を見てゐる。

いま官営工場における扶助件数及び金額の累年趨勢を見るに左の如くである。

年	件数	金額
昭和三年	三五、三三三	六二四、二九三
昭和四年	三三、三三二	五九二、五七四
昭和五年	二三、二九三	五八五、〇八一
昭和六年	一五、五三二	五〇四、一三八
昭和七年	二六、二八一	五二二、三〇八

次に扶助料を内譯すれば次の如し。

	昭和七年	昭和六年
療養及施療	一四、八四七	一四一、〇三三
休業扶助料	一三、八四九	一三一、五〇八
障害扶助料	一〇、九七五	一六六、一六〇
遺産扶助料	一〇、三五七	七五、五三三
葬祭料	二七三	五四
打切扶助料	—	—
計	五三、三〇一	五〇四、一三八

第二節 協調的對策

官公業當局の協調的對策も、大體資本家業主のそれと同様のこと
が該當する。本年中において特に擧ぐべきほどの變化はない。第一章第二節に述べられた工場委員會の制度は、民營工場におけるよりはむしろ官公營工場において發達を見てゐることは、同節の記述に
おいても窺はれるところである。(同節工場委員會の項参照)

第三章 農業地主の對策

農業恐慌が深化して地主及小作人との對立が深化すると共に農業
地主の對策の一たる慰撫協調的なそれは次第に姿を没するに至つ
た。地主自體が恐慌の渦中に捲き込まれて没落の過程を辿りつゝあ
る今日從來の如き溫情的施設をなすが如き餘地は全くなきものと云
ふ事が出来やう。地主は益々尖鋭化する階級的、鬭争的小作人組合
を切崩してその協調的御用組合化に努める一方、小作人組合に對抗
すべき地主組合の増設とその強化につとめつゝある。而してその闘

争の經濟的場面に於ては土地會社と請負小作制の確立に努め、政治運動に於ては大日本農政協會に據つて活動を續けてゐる。要するに農業地主の對策としては近年の傾向として慰撫協調的のものから對抗的地主組合の運動へと推移しつゝあるものと云ふ事が出來やう。

第一節 慰撫協調的對策

農業恐慌の深化、その必然的結果としての地主、小作人の對立の尖鋭化、農村の状態がかく切迫せる今日この種對策として記録すべきものは殆んどない。勿論農事評會の獎勵、農事協會の設立、篤農家、優良農事組合の表彰等は極く狭い範圍に於て例年の如く繰返されてゐるであらうが。

茲にはこの種對策の一種として協調組合の活動を農林省調に據り摘録する事とする。

協調組合の活動に就いて注目すべきものは協調組合内部にある小作委員會制度と産業組合的事業とである。

茲に小作委員會制度と云ふのは地主側小作人側又は之に加ふるに自作人其の他の者の中から一定比率を以て選出した代表者を以て組織した一種の委員會であつて、一定區域内の小作條件の維持改善に關する事項、其の他農村社會生活に關する事項を公平に且合理的に協議議決して、地主小作人間の利害の調和感情の融和を圖ることを目的としたものを謂ふのである。本委員會の中には其れ自體が獨立した機關として組織され、其の機能を發揮する場合もあるが寧ろ例外に屬し、多くは協調組合を母體として其の内部の一機關として設立されるのが一般である。

更に此の内容に就いて觀るに、右委員會の組織に付ては其の母體である協調組合が地主と小作人とのみから構成されて居る場合には、其の委員會は地主側委員及小作人側委員のみから成るのを普通とし、稀に地方の徳望家或は自作農を加へることがある。之に反して母體である組合が一定區域内の地主、小作人其の他の農業者全部を以て組織されてゐる場合は其の委員會は小作人側委員地主側委員及其の他の者の中から選出された委員から成るのを普通として居る。其の人数は少いのは八名多い場合は四十八名に達するものもあるが二十名前後のものを普通として居る。

委員會の決議又は執行する事項については、委員會自體の性質に依つて自ら異なるけれども、之を概言すれば、(一)小作に關する事項(二)農業經濟、農村生活の改善に關する事項(三)農業の技術的改善に關する事項(四)其の他に關する事項等であつて、之を詳述すれば次の如くである。

(一) 小作に關する事項

地主小作人間の紛議の調停、小作料の改定、凶作の場合における檢見及小作料の減免率の決定、小作契約事項の決定、小作料の納付方法の改善、獎勵米補給米の決定等、

(二) 農業經濟、農村生活の改善に關する事項。

低利資金、土地購入資金の融通方法、農具の共同利用方法の決定、農産物の共同販賣、肥料及生活必需品の共同購入、不慮の災害その他の相互扶助、備荒貯蓄組合員の懇談會の開催等。

(三) 農業の技術的改善に關する事項

共同苗代の設置、講習講話會の開催、農事視察、病蟲害の共同

驅除豫防、採種圃の設置、農具灌漑排水設備の改善、品評會共進會の開催等。

(四)その他經費の負擔、豫算の決定等。

小作委員會の設立の動機については大正七、八年以前、概して小作爭議の未だ問題とされなかつた時代においては、農業の不振及農業の衰弱を動機として地主小作人間の融和親善を圖り農業の發達繁榮を目的としたものが多かつたけれども、その後設立されたものは直接間接に小作爭議を設立の動機としており、小作爭議の既に發生した地方においては爭議結果小作條件に關して協定した事項を兩當事者間で遵守し、將來再び爭議を起さしめないために、又爭議の未だ發生しない地方では地主小作人兩者の互譲によつて不合理な小作關係を改善し、爭議の發生を未然に防止するために、本小作委員會を設立するやうになつた。今現存の小作委員會の設立について觀るに、大正六年までに設立されたものは僅かに十五に過ぎなかつたが、大正十四年までには七百十、昭和八年末には千三十九の多きに上る状態である。しかしてこれが分布區域は一道二府三十五縣であつて、其の特に多い地方は群馬縣で之に次ぐは埼玉、兵庫、徳島、新潟、岐阜、香川の諸縣である。小作委員會の成績に付ては未だ地主小作人の自覺充分でない地方に於て、外部の獎勵に依つて他動的に且急激に設立されたものに付ては成績の良好でないものもあるけれども、爭議の結果其の受くる所の損失を地主小作人共に充分に理解し熟慮の結果自發的に設立されたものに付ては其の成績の相常見るべきものがある。次に協調組合にして産業組合的事業を行ふものは現在其の數百

三十四に及び、其の内産業組合法に依れるもの五十一、任意申合組合なるもの八十三であつて、一府十六縣に分布し、其の特に多き地方は兵庫、福島、三重、群馬、京都、愛媛の諸府縣である。(農林省昭和九年「小作爭議調停及地主小作人組合の概要」に據る)

第二節 對抗的對策

地主組合の運動は近代的小作爭議の未だ發生しない以前、即ち明治の末期、大正の初期においては、穀物検査の施行に關聯して地主組合多數設立され、これら組合の多くは自ら進んで小作人の保護、農業發達の助成等溫情的施設を行つてゐたが、小作人が小作條件の維持改善を主張し、小作爭議が全國的に發生するに及んでからは、この種の運動は殆んど見はれず、且つこれら組合の大部分は有名無實となつたが、これに代つて新に設立された組合及び殘存組合は主として小作人に對抗して、自己の利益を擁護せんとする運動を行ふに至つた。しかしてその運動の範圍は小作爭議の深刻化とともに擴大せられたが、その主なるものは經濟運動及び政治運動である。

地主組合の行ふ經濟運動の主なるものは小作爭議に關する運動であつて、小作人組合が指導者統制の下に一致結束して小作料の不納同盟、共同保管、共同賣却、共同耕作等各種巧妙なる手段をとるに對し地主組合は連絡提携して各種の手段をとるに至つた。その一は訴訟手段であつて、近年小作料を滞納せる場合はこれが支拂催告をなし、尙應じない場合は小作料請求、土地返還の訴訟を提起し、土地立入禁止或は債權確保の目的をもつて立毛その

他動産差押等の手段に訴ふるものが相當存する。

その二は對抗的地主組合たる性質を有する土地會社の設立であつて、本會社は一定の地域内の地主をもつて組織せられ、その出資者たる地主は永小作權の設定、賃貸、所有權の移轉等の形式によりその小作地の管理を會社に任せ、會社は地主に代つて從來の小作人にその土地を小作せしめ、小作料の取立、小作地の管理その他を行ひ、その代償とし地主より手数料を徴收し、會社を經營せんとするものである。

會社の目的については會社側は地主が一團となり地主小作人間の融和親善を圖り、もつて兩者永遠の福利を増進せんとするにあると謂つてあるものもあるが、必ずしもさうではなく、會社設立の動機行動より推測すれば最近小作爭議益々紛糾するに至り、地主が年々繰返される小作料減額交渉等に付て個別的交渉をなす事の不利と煩瑣とを除去し、小作人組合に對抗して積局的に地主の利益を擁護せんとするものゝ様である。此程會社は近年激増して現在では一〇六會社があり、一道二府十二三縣に存在してゐる。

その三は請負小作制度の採用であつて、最近土地會社その他の地主が小作地を返還せしめ、從來の小作制度を改め請負小作として從來の小作人その他の者に耕作、その他の作業を請負はしむる手段に出づるものあり、その面積は最近多少減少したが尙相當の範圍に及んで居る。現在其の多い地方は佐賀、大阪、奈良、島根、鳥取、愛知、岐阜等である。

以上の外公租公課の滞納の申合せを爲し又小作料の取立債權を

辯護士其の他の者に讓渡し第三者をして之を取立てさせ或は官廳への陳情國粹會への依頼等を行ふものもある。

地主組合の行ふ政治運動は大日本農政協會(舊大日本地主協會)を中心として行はれ、農林省農務局が大正十五年十月「小作法制上規定すべき事項に關する要綱」を、昭和二年一月に「小作法中永小作關係に關し規定すべき事項要綱」を、更に昭和二年三月「小作法草案」を發表するや、農政協會は之が審議研究を爲し其の修正案を作成して公表し、當局に陳情し全國地主大會を開催して其の修正貫徹運動に努め、又昭和五年十一月には大日本農政協會が中心となり關東六縣農村振興會、東北十縣農政團體及月曜會を以て農政團體聯合會を組織し、爾來幹部代表者の協議會を開催し、小作法案に對しては修正意見を發表し、小作調停法に對しては其の改正を叫び、自作農創設維持に對しては其の徹底を主張し之が意見の發表、當局への陳述等の方法に依つて其の趣旨の貫徹運動に努めた。尙昭和七年には關係官廳に對し、農産物の價格維持、農業保險及米穀專賣の實施、農村負擔の輕減、税制整理、町村合併、農村金融の圓滑、舊債整理等の陳情をなす等種々運動する所があつたが其の中心勢力をなす大日本農政協會は特殊の事情に基き昭和八年十一月十九日不日解散することに決定した。(農林省「小作爭議調停及地主小作人組合の概要」)

第二篇 社會政策的施設

前篇においては使用者としての資本家並びに官公業當局の勞働施

設及び對策を記述したのであるが、本篇はこれら勞働者および雇主に對して第三者の地位にある官公廳並に公共團體の勞働者および農民階級に對する施設、即ち謂ゆる社會政策的施設を述べんとするものである。(但し所謂社會事業行政乃至施設については「第四部社會事業」參照)

第一章 一般勞働者に對

する施設

第一節 一般的施設及び方針

本年度において無産者階級を對象とする社會政策的施設は、主として農村若しくは農民に對するものに集中せられた。即ち救農諸對策がそれである。(これについては第二章「農民に對する施設」參照)それは農業恐慌が依然として暴威をふるひつゝあつた昭和八年度においては當然であつた。これに對して、都市勞働者の階級は、事實上インフレーションの進行によつて一般的には實質賃銀の低下を導きその苦難を加重したにもかゝらず、いはゆるインフレ景氣によつてその生活も改善せられたるかの外見を呈したためか、農民に比すればこの點全く忘れられたるかの觀があつた。いま勞働者問題に對する政府の一般的方策は、政府が人心不安の非常時局對策の一として、社會局をして成案せしめた「社會改善方策」にあらはれてゐる。右は十月五日の思想對策委員會において可決され、同六日の閣議をもつて承認されたもので次項に掲ぐる通りである。

尙ほ第六十四議會を通過し本年中に公布を見た社會問題關係法案

の主なるものは、米穀統制法案(米價公正を目的とする—第二章參照)、恩給法中改正法律案(遺族扶助助料の増加、多額所得者は恩給一時停止)、兒童虐待防止法案(十四歳未満の兒童保護)、農村負債整理組合法案、船舶安全法案、少年救護法等であるが、一般勞働者に直接關係するものは二三の修正法案の外殆んど見るべきものなく、至つて寂寥である。

一 社會政策的施設に對する

政府の施設方針

上記政府の「社會改善方策」は次の五大綱より成る。右は、政府の社會政策方針の具體的内容を窺ふに便であるからこゝに掲げてみる。

【社會改善方策】(社會局原案、思想對策委員會可決、八年十月六日閣議承認)

一、失業の防止及救濟施設の擴充を圖ること。失業に對する根本對策は産業の振興、貿易の増進等により勞働需要の増加に俟つべきは勿論なりと雖も左の如き失業の防止及救濟に關する各種の施設を講ずるの要あり。

(1)職業紹介機關の普及整備を圖りその機能を充分發揮せしむること(2)各種の官公營事業の施行に當り能ふ限り失業の防止及救濟に有効ならしむる様努むること(3)失業救濟を目的とする各種土木事業等の配興を獎勵助成すると共にこれが補充としていはゆる失業共濟施設に對する助成の途をひらき以て失業勞働者救濟の實を擧ぐること(4)知識階級の失業防止及び就職

難緩和のため教育制度の刷新改善を考慮すること(5)労働者解雇の場合において失業中の生活を保障すべき施設を考慮すること(6)移植民を奨励すること。

二、疾病の豫防及び救護施設を普及すること。(1)健康保険制度を擴張し工場鑛山以外における労働者をも包括しかつ家族給付を認むること(2)中小商工業者、農民、給料生活者等に對する疾病保険制度の創設を考慮すること(3)救療または輕費診療施設を普及せしむること(4)醫師の在住せざる農漁山村地方に對し公費による醫師の設置を奨励助成すること(5)庶民間に蔓延してその危害激甚なる疾患に對して特にその豫防施設を充實すること。

三、その他の防貧救貧施設を擴充すること。(1)現行施設の下において尙救済を得ざる生活困窮者に對し公費による生活救助を考慮すること(2)方面委員制度の普及を圖り要保護者に對する救護並指導教化の徹底を期すること(3)各種社會事業團體に對し一層指導監督並助成を加へその活動を充分ならしむること。

四、勞資關係改善及労働者保護施設の促進を圖ること(1)勞資間の融和協調を促進すべき施設を奨励すること(2)労働爭議調停制度の改善に依り労働爭議の激化を防止すること(3)労働者保護立法乃至施設の擴充に努むること。

五、人口問題の調査研究を爲し適切なる對策の樹立に努むるも。

二 労働關係法規

本年中公布された労働關係法規は附録(「社會問題關係法規」)に載

録したるをもつて重複をさけてこゝに掲げない。
第六十四議會に提出されて否決乃至審議未了に終つた主要なる法案は次の如し。

▲傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等の鐵道船舶等乗車船優遇に關する法律案 ▲出版權法案 ▲刑の宣告猶豫に關する法律案(裁判所に廻つたものを前科者としなない主旨のもの) ▲農漁業災害保險法案 ▲農業保險法案 ▲漁船保險法案 ▲農漁業災害再保險特別會計法案 ▲原蠶種國家管理法 ▲借地借家調停法中改正法律案(代理人制限規定の改正) ▲司法保護法案(刑餘者假出獄中の者、起訴猶豫者に對する保護)

三 各省事業及び官制

1 労働關係施設に對する各省歳出豫算額

各省歳出豫算出労働施設に關係あるものを掲ぐれば次の如くである。(尤も右の諸項目中には労働施設に對しては單に間接の關係をもつに止まるものを含む。たゞ參考の便宜上併せ掲ぐるに止まる)

▲行政及び一般的施設に關するもの(單位圓)

昭和八年度 昭和七年度

社會局(内・經) 四一六、〇〇〇 四〇七、〇〇〇

鑛山監督局(商・經) 四八四、〇〇〇 四七五、〇〇〇

國際労働機關帝國事務所(内・經) 一三〇、〇〇〇 一三三、〇〇〇

▲失業に關するもの

職業紹介事務局(内・經) 一九二、〇〇〇 一九〇、〇〇〇

船員職業紹介事業補助(遞・臨) 九四、〇〇〇 九四、〇〇〇

失業船員救済事業補助(遞・臨)	—	110,000	成人教育施設費(文・經)	37,000	37,000
職業紹介所費補助(内・經)	309,000	303,000	海員養成補助(遞・臨)	16,000	16,000
失業防止委員會(内・臨)	29,000	29,000	在外教育費補助(外・臨)	331,000	291,000
都市失業應急事業費補助(内・臨)	—	13,586,000	勞務者教育施設費(文・經)	50,000	47,000
船員授職事業補助(遞・臨)	500,000	371,000	實業教育費補助(文・經)	187,000	188,000
▲労働衛生に關するもの			思想指導施設費(文・經)	250,000	187,000
工場災害豫防並工場及鑛業衛生調査獎勵費(内・臨)	33,000	33,000	國民更生運動獎勵費(内・臨)	100,000	99,000
健康保險國庫負擔金(内・經)	3,073,000	2,771,000	▲商工業關係のもの		
地方改善費(内・臨)	574,000	473,000	産業獎勵費(商・臨)	5,26,000	4,82,000
醫療救護費(内・臨)	1,200,000	600,000	▲農村關係のもの		
地方改善應急施設費(内・臨)	1,800,000	1,500,000	産業獎勵費(農・臨)	18,750,000	14,881,000
▲移植民に關するもの			農村振興費(農・臨)	4,098,000	3,733,000
移民保護獎勵費(外・臨)	380,000	333,000	農村經濟更生施設費(農・臨)	8,355,000	3,086,000
移植民保護獎勵費(拓・臨)	4,745,000	5,026,000	農業土木費(農・臨)	48,426,000	37,465,000
移民收容所(拓・臨)	—	130,000	備考—左表中の略記號、内は内務省、大は大藏省、他もこの例の如し。また經は經常費、臨は臨時費である。		
北海道植民費(内・臨)	2,521,000	2,371,000	2 社會局部課事務分掌一覽		
海外拓植事業指導獎勵費(拓・臨)	435,000	469,000	▲庶務課 分掌事項左の如し。		
滿洲移住地及産業調査費(拓・臨)	—	101,000	一、機密に關する事項。二、人事に關する事項。三、長官の官印及局印の管守に關する事項。四、文書の接受及發送に關する事項		
滿洲試驗移民費(拓・臨)	382,000	208,000	五、文書の編纂及保管に關する事項。六、經費及諸收入の豫算決算及會計に關する事項。七、營繕に關する事項。八、他の部課に屬せざる事項。		
▲教育教化に關するもの			▲労働部 各課の分掌事項左の如し。		
普通教育費(文・經)	90,751,000	90,664,000			
實業教育費(文・經)	658,000	602,000			
社會教育獎勵費(文・經)	50,000	51,000			

勞政課 一、團體勞働法制に關する事項。二、勞働爭議調停に關する事項。三、勞働運動の調査に關する事項。四、他課の主管に屬せざる勞働に關する事項。

勞務課 一、國際勞働に關する事項。二、勞働者の扶助に關する事項。三、勞働者災害扶助責任保險に關する事項。

監督課 一、工場法の施行に關する事項。但し職工の扶助に關する事項を除く。二、工業勞働者最低年齢法の施行に關する事項。

三、鑛夫に關する事項。但し鑛夫の扶助に關する事項を除く。四、その他勞働者保護に關する事項。

▲保險部 各課の分掌事項左の如し。

規畫課 一、社會保險の調査に關する事項。但し失業保險に關する事項を除く。二、保險統計に關する事項。三、健康保險の業務改善に關する事項。四、健康保險審査會に關する事項。五、他課の主管に屬せざる社會保險に關する事項。

監査課 一、保險官署の事業監督に關する事項。二、健康保險組合に關する事項。

經理課 一、健康保險特別會計に關する事項。二、保險官署の經理監督に關する事項。

醫療課 一、醫療に關する事項。二、醫療事務の監督に關する事項。三、保健施設に關する事項。

▲社會部 各課の分掌事項左の如し。

保護課 一、罹災救助窮民救助その他賑恤救濟に關する事項。二、軍事救護に關する事項。三、感化院に關する事項。四、兒童保護に關する事項。五、他課に屬せざる社會事業に關する事項。六、

震災救護殘務に關する事項。

福利課 一、住宅供給改善に關する事項。二、公設の浴場、質屋及び簡易食堂宿泊所その他福利増進に關する事項。三、社會教化事業に關する事項。

職業課 一、職業紹介その他失業の救済及び防止に關する事項。二、失業保險の調査に關する事項。

第二節 工場・鑛山監督方針

工場並に鑛山に對する當局の監督方針を見ることによつてその對工鑛業勞働者政策の一面を窺ひ得るであらう。今その一資料として工場監督主任官事務打合會議並に鑛山監督局長會議の狀況を左に摘録する。

工場監督主任官事務打合會議 四月十三、十四の二日間に亘り社會局大會議室にて開催。全國各廳府縣の工場監督主任官及び監督官吏百十一名並に關係各官廳職員が參加した。社會局長官の訓示、指示事項等は次の如し。

【社會局長官訓示】（要旨）「我國方今の時局は内外極めて多事で誠に未曾有の難局と申さればなりません。畏くも過般渙發せられたる詔勅に示し給へる如く正に舉國振張の秋でありまして、勞資協力産業の興隆を計ることは最も緊要とするところであります。而して産業に従事する勞働者の保護を計り、その福利を増進することは、勞資協力産業振興の要件なるのみならず、國內における不健全なる思想の發生を防止し、舉國偕和の實を擧ぐるの基礎であります。然るに世には貸金貯金の支拂、就業時間の延長等につ

き法規違反を敢てして非常時の名の下に隠れんとするものあることは誠に遺憾に堪へません。國難に處しては身命を抛つて悔いざるは我國民の美風でありますけれど、長期に亘つて規律的労働に服する労働者に對して、一時の便宜のためにその健康を害するが如き過勞を強ひ、あるひは流汗の結晶たる賃金の支拂を遅退するが如きことは許すべからざることでありまして、かくの如きことを看過するならば社會政策による社會の進歩と云ふものに疑念を抱くに至らしめ國民思想に悪影響を及ぼすことなきを保し難いのであります。諸君は方今の時世において益々その職責の重要なことを自覺せられ労働者保護法規の徹底に努められんことを望みます。

諸君は從來工場法規の施行を本來の任務としてゐたのであります。諸君は時世の進展に伴ひ労働者保護法規はその内容において多岐となると共に、その適用範囲もまた漸次擴張せられ、殊に昨年より我國労働者災害扶助法及び労働者災害扶助責任保險法が實施せられ規の對象たる土木建築業、土石採取業、仲仕業等はその業態、工場とは大いに趣を異にし、法規の施行に種々の困難あることと存じ本法の制定施行に當つては幾多の懸念を持つたのであります。幸ひに諸君の御努力により新法規も大體圓滑に施行を見ておることとは、誠に邦家のため慶賀に堪へないところでありまして、諸君の勞を深を多とする次第であります。尙今後これら災害扶助法適用事業における災害の防止及び衛生の改善を計らなければならぬと考へて居りますので、諸君は平素事業の實際に觸れ直接

當業者を指導誘掖すると共に、よつてえたる結果を報告せられ、本省の立法事務に協力せられんことを望みます。

尙ほ健康保險の事務についても創始以來諸君の御盡力により事務遂行上多大の便宜を得ましたことは、深く感謝するところであります。方今の工業界の實情においては健康保險の事務につき、諸君とこれが主管課たる健康保險課との間の緊密なる協力に俟たなければならぬことがすくなくないと認められます。：：。

第一日は監督課關係事項につき労働部長議長席につき左の議事日程によつて協議した。

【指示事項】

- 一、工場管理貯金の認可並に取消制限に關する件。
- 一、工場監督狀況報告に關する件。
- 一、土石採取場における危害防止に關する件。
- 一、工場安全委員會の指導に關する件。
- 一、新發明安全装置の普及に關する件。
- 一、重大災害事件の實地調査及び職工死傷報告に關する件。
- 一、工場法第九條及び第十條の違反に關する件。
- 一、工場危害豫防及び衛生規則第二十一條違反に關する件。
- 一、公害防止に關する件。
- 一、人絹工場の職業病豫防に關する件。
- 一、工場危害豫防及び衛生規則の施行に關する件。

【協議事項】

- 一、就業時間の全國劃一的勵行の件。
- 一、工場附屬寄宿舎の食事支給を施行令第二十四條の認可事項と

するの件。

- 一、災害度敷率強度率、調査に關する件。
- 一、第二回全國安全大會及び第六回全國安全週間に關する件。

【諮問事項】

- 一、工場法施行令第三條に關する件。

【注意事項】(略)

備考：石のうち協議事項「第二回全國安全大會及第六回全國安

全週間に關する件」以下、諮問事項と注意事項は時間の關

係上第二日目午後一時より討議された。

第二日は勞務課及び勞政課關係事項を討議。

【指示事項】

- 一、勞働者災害扶助責任保險における工事上の所轄道府縣以外における療養を受くる場合に關する件。

一、勞働者災害扶助責任保險契約申込に關する件。

一、勞働者災害扶助責任保險料拂込に關する件。

一、材料支給工事の保險算定に關する件。

一、工場監督官吏と調停官吏の聯絡協調に關する件。

【協議事項】

一、船夫の扶助に關する件。

一、健康保險被保險者資格取得に關する件。

【諮問事項】

一、勞働者災害扶助責任保險の適用範圍擴張に關する件。

一、勞働者災害扶助法第一條第一項第五號の事業指定の件。

鑛山監督局長會議 五月十五日より一週間、商工省に開催せられ

たが、社會局主管事項に關しては、同月十八日、社會局において事務打合會を開催した。社會局長官より別項の如き挨拶があり、次で左記事項の協議を遂げた。

【協議事項】

- 一、鑛夫勞役扶助規則の改正及びその施行に關する件。

【社會局長官挨拶】 「……去る昭和三年改正公希せられました鑛

夫勞役扶助規則は、夫々必要な猶豫期限を付しまして、一般の坑内勞働時間の制限と女子及び年少者の坑内勞働及び深夜業の禁止を規定致しましたが、その中一般鑛夫の坑内勞働時間制限は既に去る昭和五年九月より各位の御努力により圓滑に施行せられ、大體所期の目的を擧げることを得ました。女子及び年少者の坑内勞働及び深夜業の禁止は本年八月をもつて猶豫期限が満了致すのでありますが、これまた改正省令公布以來の各位の御努力により、我國鑛業界の八割餘を占むる主要鑛山についてはいまやその準備が出来まして、來る九月一日より圓滿に施行せらるゝ確信を得るに至つたのであります。即ち女子及年少者の坑内勞働に従事する者の數は昭和三年省令公布當時において四萬人近くおりましたものが、昭和七年末においては六千人餘となつておるのであります。然るにこの残された六千餘人は中小の炭鑛に使用せられておるものであります。これらの炭鑛の多くは、炭層も不良なるのみならず、採掘方法の機械化等も容易に實行し難きもの多く、五年の猶豫期間のまさに終らんとする今日でも猶種々困難なる問題が多いのであります。もとよりこの問題は當初より豫期せられたところでありまして、特殊炭鑛につき、例外許可の規定を設けてあ

るのでありますが、この規定を如何に運用すべきか、果してこの規定だけで充分であるかどうか、この點に關し、さきに御手許に御送りした當局の案につきまして、充分御意見を伺ひ、とくと打合せの上、適當な對策を樹立することに御盡力あらんことを希望致します。

次に女子及び年少者の深夜業禁止につきましても、一部中小炭礦主にはこれが施行延期の要望があるやうであります。女子及び年少者の深夜業禁止といふことは労働者保護の第一歩なるのみならず、實際鑛業經營上、これに適應してゆくこともさして困難でないかと考へられますので、この點は當初の方針を守つてゆきたいと考へております。然しこれにつきましても、鑛山監督局長の許可條件として種々の例外を認めることになつておりますが、かかる例外は出来る限り狭く、事情やむを得ざる場合に相當の條件を附し、あるひは一定の期間を附して許可することとし、深夜業禁止の主旨に添ひたいと考へます。今回この點もとくと御打合の上方針を決定して當業者に示し、圓滑に労働者保護の實を擧ぐることがを希望致します。……」

第三節 對労働災害及び労働衛生施設

一 政 府

本年中はこの種對策の新規にして取立てゝ記述すべきほどのものはない。主要なる法規の改正および法規施行状態について述べれば左の如くである。

労働者災害扶助法施行規則の改正 労働者災害扶助法施行規則の

うち事業場における事業主の揭示事項及び労働者数届について左の通り内務省令の改正があつた。

【内務省令第二十六號。昭和八年八月六日】

労働者災害扶助法施行規則中左の通り改正す。

第三條第二項中「第三條第二項」を「第三條第二項の元請負人」に、「事業主」を「注文者」に改む。

附 則

本令は公布の日よりこれを施行す。

尙ほ右改正の内容については、社會局長官より地方長官宛發せられた左の通牒にこれを見ることが出来る。

「第三條第二項の舊規定は、文意明瞭ならざる憾ありしをもつて、元請負人に對し書面による契約をもつて扶助の引受をなしたる下請負人は、規則第三條の揭示をなす場合、元請負人の住所氏名をも併せて記載すべき義を明瞭ならしめたるものにこれあり、第七條により徴する労働者数届は、労働者災害扶助法第一條第一項第二號の（ハ）の工事についてはこれを除外したるも該工事についても、これを徴するの要を認めたるにより、同條但書を削除せられたるものにつき、十月一日現在における労働者災害扶助法第一條第一項第二號（ハ）の工事の事業主につきその労働者数を届出しむるやう夫々手配せられ度し。」

労働者災害扶助法適用事業における災害 昭和七年一月以來實施された同法はその施行状況が未だ明かにされてゐないので、假に同法適用の災害の状況を見るに、次の如くである。労働者災害扶助法第一條に該當する、同法適用事業における昭和七年中の災

害は、罹災總人員二〇、六七七人に及び、内、死七六三〇人、重傷九、四八四人、輕傷一〇、五六三人となつてゐる。これが事業の種類別死傷別、事由別、男女別等の詳細は左表に示す通りであるが、特に注意に價するのは工場災害に比し死亡及重傷者が絶對的にも相對的にも多い事である。即ち工場災害における(昭和六年中)死者三一五人、重傷九、四〇四人に對し、扶助法適用事業においては死者は二倍、重傷も少しく多く、又罹災總人員三五、二〇七人に對し、死亡及重傷者の割合は工場では二三%になつてゐるが、労働者災害扶助法適用事業にありては實に四九%に達してゐる。(「労働時報」八年九月號參照)

工場危害豫防及衛生規則施行狀況 標記規則中の猶豫期間満了後の法規適用狀況について工場監督年報の記するところを見るに右は「大體圓滿に施行されつゝあり。即ち地方廳においては當業者に立法精神を充分理解せしめ、進んで諸般の設備改善を督勵し」もつて法規の圓滿なる運用と實効とを擧ぐるに一段の努力を拂ひたり。而して法規による強制と並行して當業主に自發的遵法の氣風を喚起せしむるの必要にして且つ有効なるは勿論なるをもつて、産業福利協會その他各府縣の工業主團體と一致提携して講演會、展覽會の開催、活動寫眞の映寫、各種印刷物の配布等により規則の普及徹底を計り、自己の工場における設備改善を促し、安全運動を助成し、災害の防止衛生の改善に努めたり。然れども進歩的工場においては本規則制定以前にこの種施設の必要なるを痛感し進んで種々研究をなし猶豫期間中に屬する事項をも實施するに至れるもの少なからずといへども、上來屢々述べたる如く經濟界の

不況益々その度を高め、例年甚だしき打撃を蒙りつゝある製糸、織物業者中には辛ふじて事業を繼續するもの多數に上る情勢なるため、本則の勵行に至りても寛嚴宜敷を制して多額の經費を要するもの、あるひは職工の日常生活に影響を及ぼすもの等は、これを直ちに強制するは實情に副はざるの嫌あるをもつて、漸次これが改善に努めしむる等、監督官吏は工場的大小、經營の狀態を考慮し、多大の苦心を拂いたり。(昭和七年度上掲書)

工場附屬寄宿舎規則施行狀況 本年における工場法適用工場(民營)の労働者百六十六萬六千五百三十二人中、五十二萬九千九百〇八人(總數の三二%)は工場附屬寄宿舎に起臥しつゝあり、而かもその寄宿職工の八割二分は女子である。いま工場寄宿舎規則の猶豫期間満了後の施行狀況について當局の見るところによれば「各府縣共銳意これが取締改善に努めつゝある結果、大體圓滑に實施されつゝあるも、未だ製糸、織物工場の如く多數の職工を收容する寄宿舎にして三、四十疊の大廣間に間仕切なきもの、あるひは納屋と稱する採光換氣惡しく晝尙暗き居間を寄宿舎とするものあり、甚だしきに至りては居室薄疊にして床板の繼目より著しく風の吹き込むもの又は天井張なきもの等、寒中住居に不適當なるもの等ありて、保健上より見てまことに遺憾の次第にして、これが取急ぎ改善を命じ、かゝる劣惡の狀態にある生活を離脱せしむべく、工場臨險又は機會ある毎にその變更改善を促しこれが改善に努めたり。(昭和七年工場監督年報)

二府 縣

各府縣におけるこの種の施設の主なものはいはゆる工場福利團體とこの種團體の活動による「安全週間」の催しであらう。

工場福利團體 これについては昭和七年工場監督年報が最近の状況を次の如く述べてゐる。

「全國各地に創立せられたる工場協會、工業會、工場懇話會、鑛工聯合會等の工業主團體は監督官廳と協力提携して工場法規の圓滿なる施行に寄與し、災害防止及衛生施設其他各種の改善に關し、當業者自ら之に當るの氣風を馴致したること甚だ大なるものあり。而も之等の團體は新法令の制定に當りては講習會、講演會の開催、印刷物の配布を爲して之が周知に努め、又隨時パンフレット會報を發行し或は映畫會、運動會等を開催し以て労働者の智識、體育の増進涵養を計る等圓滿なる産業の發達に努力しつつあり。尙ほ次に掲げる全國安全週間がよく所期の目的を達したるも亦之等團體の不斷の努力に俟つもの大であることを報告は述べてゐる。

第六回安全週間 安全週間は昭和二年より催し來つてをり、昭和八年は第六回に當る。前年同様に産業福利協會並に日本鑛山協會後援、地方では主として府縣を中心とし事業主團體も協力して七月一日より七日迄一週間に亘つて舉行せられた。いまその成績を工場について見るに概要次の如くである。(詳細については産業福利協會第六回全國安全週間報告) 参照、尙ほ右は工場法適用工場における状況である。

(一) 安全週間中における災害率

使用職工五十人以上の工場に於ける安全週間中の災害率は、安全週間前の災害率に比して二割〇分九厘の減少を示し、之を前回

の安全週間の四割二分四厘に比すれば、如何にも減少率少なきかの如く見ゆれども、それは皮相なる觀察にて實質上に於ては例年慣行し來れる安全週間の効果として、日常既に災害率の漸減し來れる結果、災害減少の餘地次第に狭められたる爲めにして、寧ろ好成績と謂はなければならぬ。従つて週間前の災害率と週間中の災害率とが同一率になつてこそ、始めて安全週間の極致と稱すべく、又目的も其處にあるのである。

次に本年度の調査人員を検するに、前年度週間中に六百七十六萬九千五百九十五人(週間前九千二百五萬八千三百六十七人)に比して、本年度は一千三十六萬一千四十六人(週間前一億三千七百七十四萬一千二百六人)にして、三百五十九萬一千四百五十一人の増加を示した。

左に全國各府縣に於ける民營工場及び官立工場の總括的災害率を掲げる。

災害率(萬分率)―官營及び民營の總計

	安 全 週 間 中		安 全 週 間 前		比 較	前 週 間 中 との比較
	全	中	全	前		
微 傷	二・五〇	三・三七	(一)〇・七二	(一)〇・七二		
輕 傷	〇・六〇	〇・七三	(一)〇・七三	(一)〇・六六		
重 傷	〇・一四	〇・二九	(一)〇・二九	(一)〇・一七		
死 亡	〇・〇一	〇・〇四	(一)〇・〇四	(一)〇・〇三		
計	三・二六	四・三四	(一)〇・八六	(一)〇・二七		

調査人員 一〇、三六一、〇四六

(二) 工場に於ける施設事項 一三七、七四一、二〇六

工場鑑山に於ける産業災害の豫防上「危険豫防及衛生規則」に準據して、各種の施設又は修理改善を行ふことは、法律的義務より云ふも社會道徳上より觀るも事業主側に於て當然爲さざるべからざることである。参考として警視廳管下に於ける使用職工五十名以上の工場にして安全週間中施設狀況統計表を示せば左の通りである。

第一 危害豫防施設

施設事項

- 1 原動機又は動力傳導装置の柵圍又は被覆（工場危害豫防及衛生規則第二條） 四九八
- 2 調帶緩金具の安全型（同第三條） 二九七
- 3 セットスクリウ・ホールトナット及楔類の安全装置（同第四條） 二三〇
- 4 ベルトシッターの安全装置（同第五條） 二四三
- 5 調帶受ケ具（同第六條） 二六六
- 6 安全給油装置又は安全注油道（同第七條） 二二四
- 7 原動機又は元軸急停止装置又は急停止の信號（同第八條） 二二三
- 8 運轉開始又は停止の合圖信號（同第九條） 二三八
- 9 機械の動力輪又は齒車の被覆又は柵圍（同第十條） 二七四
- 10 機械の危険なる運動部（勢輪カム聯動部突出部等）の柵圍被覆又は安全装置（同同條） 二六五
- 11 鋸機舵機ローラー・カレンダーパンチプレスシャワー及カッター等の安全装置（同同條） 一六八
- 12 研磨機のガード（同同條） 二二一

- 13 織機のシャトルガード（同同條） 三二
- 14 ゴム煉ロール應急停止装置（同第十三條） 六一
- 15 其他の機械急停止装置（同第十二條） 一七
- 16 作業場所に於ける墜落防止柵圍又は覆蓋（同第十五條） 一六一
- 17 持運び梯子の滑止（鈎又は脚の下部の靴等）（同第十六條） 二二七
- 18 危険箇所の標示（同第十八條） 四二
- 19 其他の危害豫防施設 一一三

計

四、三三八

第二 火災及爆發等の豫防及避難施設

施設事項

- 1 爆發性發火性又は引火性料品置場容器的危害豫防措置（工場危害豫防及衛生規則第二十一及二十六條） 二二三
- 2 油浸ホロの處理施設（同第二十二條） 三三五
- 3 避難出口避難通路及其の標識（同第二十三條及二十五條） 三〇一
- 4 危険箇所に立入禁止標識（同第二十七條） 二六六
- 5 其他の防火消火設備 四四七

計

一、五八一

第三 服裝及保護具の施設

施設事項

- 1 危害豫防の作業服又は帽子（工場危害豫防及衛生規則第十四條） 一五〇
 - 2 保護眼鏡（同第二十八條） 一七七
 - 3 マスク又は呼吸器（同同條） 一八四
- 計 五二一

第四 衛生施設

施設事項

- 1 瓦斯蒸氣又は粉塵を發散する場所の排出又は密閉其他の措置(工場有害豫防及衛生規則第二十六條)
- 2 食堂、洗面装置、飲料水供給等(同第二十九條)
- 3 救急函及救急材料用具(同第三十二條)
- 4 其他衛生施設

計

一、二四

第五 健康増進施設

施設事項

- 1 運動場の廣袤(坪)
- 2 運動時間(有する工場數)

一三、〇五六

一三三

體操

野球

庭球

卓球

柔道

遊戯

其他

指導者の數

用具の設備

四三

八五

七九

四〇

一

三三

- 3 運動の種類
- 4 體育施設
- 5 榮養食の實施(實施せる工場數)

第六 其他の一般的施設

施設事項

- 1 各種訓練(安全なる作業方法避難演習消防演習等)
- 2 安全委員會の設置
- 3 安全係衛生係等の設置
- 4 講演訓話活動寫真會等の開催
- 5 宣傳物の貼付又は配付(全國又は府縣に於て作製したるもの以外)
- 6 安全週間記念物品の給與
- 7 其他

計

一、三三九

(三) 安全週間における生産能率

安全週間と生産能率との關係に於て、昨年始めて石川縣に於て其の研究調査をなしたる「第五回全國安全週間報告」書に於て既に發表し、來年度よりは他廳府縣に於ても、之の方面に關して大いに研究調査あらしむることを希望したる處であるが、本年度に於ては前年度の石川縣の外之をなしたるものは僅かに岐阜縣あるのみであつた。勿論この調査は容易なるものではないが、近時生産工業の漸く行詰れる折柄、其の打開策の一端としても亦經濟問題として産業上に於ける生産能率の問題は將來益々論ぜらるべきであるから、將來全國的に尙一層の熱意ある努力と研究を俟つものである。

左に岐阜縣に於ける調査報告書を掲げて置く。

製糸工場(二工場)

調査期間	生産總高	延從業員數	一人一日の平均生産高	一人當生産高比較増減
安全週間中	二、八三四、八六三	二、八七七人	二、三	(増) 二
週間前一週間	二、七〇、七三三	二、三三四	二、三	

調査期間	生産總高	延從業員數	一人一日の平均生産高	一人當生産高比較増減
安全週間中	一、六三〇、八〇〇	七、七四三	二一〇・六二六	(増) 七・九一七
週間前一週間	一、五七八、〇〇〇	七、七八五	二〇三・六九七	

調査期間	生産總高	延從業員數	一人一日の平均生産高	一人當生産高比較増減
安全週間中	九二、三九六、三〇〇	一四、三三五	六、三七四	(増) 四七
週間前一週間	九〇、八六七、五〇〇	一四、三六三	六、三二七	

調査期間	生産總高	延從業員數	一人一日の平均生産高	一人當生産高比較増減
安全週間中	二八、九七九・三	二、七三三	一〇・七	(増) 〇・八
週間前一週間	二九、五五五・四	二、九九六	九・九	

調査期間	生産總高	延從業員數	一人一日の平均生産高	一人當生産高比較増減
安全週間中	一〇〇、〇三〇	七七〇	一三〇	(増) 二九
週間前一週間	七六、一四〇	七五五	一〇一	

第四節 保險施設

一般労働者並に庶民階級に對する保險制度としては、現在、健康

第三部第二篇 社會政策的施設

保險、簡易保險、郵便年金があり、また小兒保險も昭和六年十月一日より實施されるに至つた。また労働者に對しては間接的作用をもつにすぎぬが、労働者災害扶助責任保險法も昭和七年一月一日より實施されてゐる。

一 簡易生命保險

事業成績 昭和八年中における成績を前年、並に前々年のそれと比較すれば大要左の如くである。

年	新契約件數		年末現在	
	件數	金額	件數	金額
昭和八年	二、六〇五、〇七三	一九、八四一、三三三	二、六五五、六〇七	二、〇
昭和七年	二、八八三、三五五	一八、一六九、七〇〇	二、四二〇、八八六	二、六
昭和六年	二、三六四、五七三	一六、七〇三、七九二	二、二四四、〇四六	三、三九

年末現在高は件數、金額いづれも増加してゐるが、新契約件數の減少が注目される。これは最近數年の増加傾向を裏切つてゐる。尙ほ簡易保險積立金運用狀況については第三部統計第五表参照。小兒保險の成績 六年十月一日實施せられて以來の成績を見るに大要次の如くである。

年	新契約件數		年末現在	
	件數	金額	件數	金額
昭和七年	六三五、六二二	一、二三九、七二五	一、五六一、五三四	四、〇六
昭和六年	五七三、二五三	五五八、二八一	八〇、三七八、五七七	

因に小兒保險の保險期間は十五年滿期及び二十年滿期の二種にす

ぎないが、その大部分は十五年満期で、総件数の九二・八％に當り二十年満期のは七・二％にすぎない。又、契約金額は百圓以下のものが多く全件数の五三・三％、二百圓以下これについて四一％を占めてゐる。

二 郵便年金

事業成績 昭和八年中における成績を前年並に前々年のそれと比較すれば大要左の如くである。

年	年末現在	
	新契約件数	一件平均金額
昭和八年	三三、三三一	二七一、三〇九
昭和七年	三五、九二〇	二四八、三九〇
昭和六年	一九、六三八	二二八、七〇六

（尚ほ郵便年金の各月状況については第三部統計第六表参照）

三 健康保険

健康保険は昭和八年末をもつて實施六ヶ年を経る。我國における社會保険の魁としてその發展については當局の努力せるところである。數年來の不況の影響を受けてその經營は必しも順調とはいへなかつたが、本年の課長會議において、社會局長官は「近時稍活氣づける一部事業界の情況と相俟つて、逐次好轉の傾向を示す」と語つてゐる。七年に對する八年の被保險者數の増加は、多少とも「好轉」の兆を示したとも見られる。但し八年の成績の全部が未だ發表せら

れないので正確の斷案は下し難い。内務省社會局は健康保険の擴張案を立案したが、本年中にはまだ具體化を見るに至らなかつた。以下昭和八年度における施設並びに實施成績の一般を述べるが、本年の報告を缺く部分については前年度までの趨勢を述べることとする。

1 施設概要

本年中における施設及び對策には特に取上ぐべきほどの新味は見當らない。大體從來の施設を基礎として、漸次的に發展せしめられつゝあるものと見られる。

健康保險組合 昭和八年十二月末における健康保險組合は合計三四三組合で、前年末に比し五組合の減少である。これを業態別に示せば左の如くである。

業態	昭和八年十二月末	昭和七年同上
染織工業	一三三	一三六
機械器具工業	六四	六三
化學工業	三六	三七
飲食物工業	三三	三三
雜工業	一三	一三
特別工業	三	三
金屬屬礦業	一九	一九
石炭工業	四九	五一
其他非金屬工業	一	一
金屬精鍊工業	三	三
其他の事業	二	二

保健施設 保健施設に對する中央並に地方當局の對策は年を追ふて進められてゐるやうである。その施設は大體、衛生展覽會、體育講習會、被保險者陸上及び水上競技會、スキー、スケート競技會、角力大會、衛生講演會等で、その具體的状況については各月の「健康保險時報」に報導せられてゐる。

衛生展覽會開催状況を昨年と比較すれば、

開催箇所	開催期間延日數	觀覽被保險者數
昭和七年 一二ヶ所	三五日	五、〇七人
昭和八年 一〇ヶ所	四〇日	四、三五人

因に本年開催地は、秋田縣、東京市、茨城縣、山梨縣、愛知縣、神奈川縣、岐阜縣、廣島縣、山口縣、長崎縣であり、地方は多く郡部において開かれてゐる。附設事項は健康相談所、衛生相談所の設置、活動寫眞、講演會の開催等である。

健康保險課長會議 昭和八年五月三十一日、六月一日、二日の三日に亘り社會局において開催。社會局長官の訓示、指示事項、注意事項、協議事項等を摘記すれば左の如し。

【社會局長官訓示要領】 「……健康保險事業は實施以來既に六年の歳月を閲しましたが、その間世界的經濟不況に遭遇し、事業主にして甚大なる打撃を蒙れるものすくなからず、ために保險經濟上收支の均衡を失はんとするの虞を抱かしめたこともありましたが、幸にして關係各位の熱誠な御努力により辛うじてこの難關を脱出することをゑたるのみならず、近時やや活氣づける一部事業界の情況と相俟つて、逐次好轉の傾向を示すやうに相成りました」

ことは邦家のためまことに慶賀に堪へないところであります。しかしながら事業界の變轉尙止まざる時代であります。これが前途に對し漫然たる樂觀を許さざるもののみならず、新規事業主にして未だ保險事業に通じざるものがあり、あるひは被保險者資格取得の手續を怠り延ては被保險者の權益を阻害する者、又は保険料の滞納をなす者等少くならざるは甚だ遺憾とするところでありまして、これらは不正不當なる請求をなす被保險者と共に法令に照し斷乎として排撃すべきものであります。各位はこれらの點に鑑み事業主並に被保險者に對し本事業の精神を周知徹底せしむる上に一層の力を致されんことを望みます。

次に保險事業中療養の給付はその中軸をなすものでありまして、當局においてもその醫療組織の整備に對しては常に考究に努めてゐるのであります。本年度は日本醫師會との診療契約は前年度と同様なる方法に依り締結致し、又日本齒科醫師會との協定におきましても前年度と異るとはありませんが、只その期限を本年九月まで暫定的に定めその後のことに關しましては、考究の上適當なる方法を講ずることゝ致しております。又官公立病院との契約も大體従前と相違ありませんが、二、三の公立病院とは契約の締結を見合せたものもあり、又診療報酬の引下を致した向きもありません。各位はこれら關係方面と協調を保ち給付の適正を期せんことを希望する次第であります。又保健施設に關しましては各位の不斷の努力によりまして、着々その成績を擧げつゝあるのはまことに喜ぶべきことであります。ことの性質上直ちにもつてその効果を見ること困難なるものがありますから、これが實施に

當りましては細心なる注意を拂い所期の目的を達するやう努められんことを望んで止まぬのであります。

最後に各位の注意を喚起したいことは現下の社會狀勢の下において勤勞者階級をして生計上の不安なからしめ、もつて社會生活の安定を確立せしむることが極めて肝要であることでありまして、これがためには社會保險の整備、換言すれば現行健康保險の擴張は素より社會保險の他の部門への擴張等が極めて有効適切なる施設であると確信致しておる次第であります。かく觀じますればその先驅をなす健康保險事業は斷じて優秀なる成果を收めればならぬものでありまして、現在これに携る各位の責任は誠に重大と申されなければなりません。切に各位の御健闘を望む所以であります。尙その他各般の事項につきましては別途指示致したいと存じます。……」

【指示事項】

- 一、地方廳内における他課との連絡提携に關する件。
- 一、被保險者資格取得並に標準報酬決定に關する件。
- 一、保險給付に關する實地調査の件。
- 一、保險給付の決定の取扱方に關する件。
- 一、事務執行に關する件。
- 一、保險料收納に關する件。
- 一、不正事件防止に關する件。
- 一、保險經濟に關する件。
- 一、健康保險課と本廳舎内又は其他府縣有建物に收容する件。
- 一、日本醫師會、日本齒科醫師會との診療契約に關する件。

- 一、官公立病院との診療契約に關する件。
- 一、保險醫の診療に關する件。
- 一、保健施設に關する件。
- 一、工場施設改善に關し協力の件。

【注意事項】

- 一、第一次健康保險審査會委員の改選に關する件。
- 一、健康保險統計報告に關する件。
- 一、被保險者資格取得と健康診断に關する件。
- 一、健康保險組合の設立ある事業所屬の工場又は事業場が新設等のために増加したる場合等の措置に關する件。
- 一、滯納處分執行に關する件。
- 一、滯納處分費使用に關する件。
- 一、支拂元受高轉換に關する件。
- 一、經理に關する諸報告に關する件。

【協議事項】

- 一、傷病手當金の請求に關する勞務不能期間に對する醫師又は齒科醫師の意見を適正ならしむる方法に關する件。
- 一、毎年度及毎月分事業報告様式改正に關する件。
- 一、被保險者臺帳様式改正に關する件。
- 一、標準報酬日額算定の基礎たる住居に關する私益の取扱に關する件。

2 實 施 成 績

被保險者總數 昭和八年十二月末現在における被保險者數は前年に比し可成り増加してゐる。これを政府管掌と組合管掌とに分つて

見ても、その何れにおいても増加を示してゐる。

	政府管掌	組合管掌	合計
強制被保険者總數	一、二九〇、一八三		
工場法適用	一、二六三、四八四		
鑛業法適用	六三、六九八		
任意包括被保険者數	四、三二一		
任意繼續被保険者數	一七七		
昭和八年末合計	一、二九四、五七〇	六六三、二五二	一、八五七、八三二
昭和七年末合計	一、〇四五、〇六七	五七二、一〇四	一、六三三、一七一

次に健康保険法施行令第七條の共済組合の組合員たる健康保険の被保険者の昭和八年末現在における數は左の如くであり、これまた前年に比し増加を示してゐる。

	昭和八年末	昭和七年末	昭和六年末
強制被保険者總數	一、二九四、五七〇	一、〇四五、〇六七	一、〇四五、〇六七
工場法適用	一、二六三、四八四	一、〇四一、〇〇〇	一、〇四一、〇〇〇
鑛業法適用	六三、六九八	一、〇四一、〇〇〇	一、〇四一、〇〇〇
任意包括被保険者數	四、三二一	一、〇四一、〇〇〇	一、〇四一、〇〇〇
任意繼續被保険者數	一七七	一、〇四一、〇〇〇	一、〇四一、〇〇〇

(備考) 一、鑛業法適用事業場又は工場に使用せられる被保険者は海軍共済組合を除く他の共済組合にはなし。二、任意包括被保険者については土木事業従事員、陸軍、逓信部内職員共済組合を除く他の共済組合にはなし。三、陸軍共済組合に任意繼續被保険者九名あり。

業態別被保険者數 これを組合管掌(昭和八年)並に政府管掌(昭和八年)の數字が發表されてゐないから昭和七年をかゝぐる)

について見るに次の如し。

	政府管掌(七年)	組合管掌(八年)
被保險者數		
染織工場	四九三、〇二四	二八六、二八三
機械器具工場	一九四、四九四	二〇〇、三三七
化學工場	一六九、六一九	三五、七四二
飲食物工場	四一、五五一	七、〇九三
雜工場	一四八、〇五〇	一一、五五〇
特別工場	一九、七九七	三、〇〇四
金屬屬山	一四、三〇六	二七、三四〇
石炭山	二八、八八一	一三、四八八
石油山	二、九六七	
其他の非金屬山	二、九九三	九、九一
金屬精練工場	七五五	三、二七三
其他鑛業法適用	一、〇五二	
任意包括被保険者使用事業	四、五〇三	
其の他の事業		四〇、一九〇
計	一、三二一、九六一	六六三、二五二

(本表は任意繼續被保険者一六〇人を含まず)

給付の件數並に費用 昭和七年度(八年度はまだ發表されてない)における給付の總件數は五、六七六、三七〇件にして、これに要したる總費用額は二三、七六四、三〇五圓である。昭和六年に比すれば依然減少してをり、その減少は政府管掌、組合管掌、そのいづれにお

いても起つてゐる。

	政府管掌		組合管掌	
	件数	費用	件数	費用
傷病に關する給付	三、二六二、六七	三、五三二、二三	二、四〇一、六四九	九、六三三、四七六
死亡に關する給付	七、五八八	二六八、五四四	三、七八四	一六五、三六九
分娩に關する給付	八三、五六〇	八五八、七四七	一九、一七三	三二五、〇四七
	三、三五二、七六五	三、六四八、四三三	二、四四四、六〇五	一〇、一五八、八九二

尙ほ右件數並に費用額の被保險者一人當り平均を見るに、昭和七年の一人當り件數三・三、費用十三圓八十一錢五厘、給付の平均日數は四一・六九四となつてゐる。いまこの件數および費用を組合管掌と政府管掌とに分つて前年度と比較すれば次の如し。

	昭和七年度	昭和六年度
政府管掌	一人平均件數 三・〇三四	三・〇〇〇
一人平均費用 一三・七四四	一三・五五五	一三・五五五
組合管掌	一人平均件數 四・二六四	四・三三四
一人平均費用 一六・九一四	一九・九〇七	一九・九〇七
平均	一人平均件數 三・三〇〇	三・五七三
一人平均費用 一三・八二五	一六・三三三	一六・三三三

保険料率及び負擔割合 政府の管掌する保険の保険料は、石炭鑛業に使用せられる被保險者に對しては報酬日額一圓につき八錢、このうち事業主は五錢、被保險者は三錢の割合にこれを負擔し、その他の被保險者に對しては報酬日額一圓につき四錢の割合にして、事

業主及び被保險者の負擔は半折である。

組合の管掌する保険の保険料率および保険料の負擔の割合は左の如くである。

保險料率	事業主負擔		計
	二分の一	二分の一を 超ゆるもの	
總數(被保險者數以下同じ)	三四〇、二八	二五七、八四〇	五九八、〇五八
一圓につき三錢以下	六七、〇九三	四六、七六六	一一三、八六九
同 四錢以下	二六〇、〇四七	四三、八四三	三〇三、八八九
同 五錢以下	一一、二五〇	四九、四九二	六一、七四二
同 六錢以下	八二八	三四、七四六	三五、五七四
同 七錢以下	—	一七、二八六	一七、二八六
同 八錢以下	—	四六、六三三	四六、六三三
同 九錢以下	—	一九、〇八五	一九、〇八五
平均保險料率	三三・〇	五三・三	四四・〇

健康保險事業收支 昭和七年度における政府管掌分の収入總額は一七、一〇九、四四二圓、支出總額は一五、五六八、四二四圓、收支差額の剩餘金一、五四一、〇一八圓は積立金に繰入れられた。收支とも前年より更に減少してゐるが、剩餘金は却つて増加してゐる。その内譯左の如し。

〔収入の部〕		〔支出の部〕	
總額	圓	總額	圓
健康保險收入	一七、一〇九、四四二	健康保險事業費	一五、五六八、四二四
	一五、四三三、七七三		一五、五六八、四二四

保 險 料	一五、一七七、二九一
利 子 收 入	一七九、五八〇
雜 收 入	五五、九〇一
一般會計より繰入	一、六九六、六七〇
(國庫金負擔)	

俸 給	五四六、一九二
事 務 費	一、二七〇、五四四
保 險 給 付 費	一三、六四八、四三三
保 健 施 設 費	一七七、三三三
賭 支 出 費	五三、二八三
恩 給 負 擔 金	五七、二

同じく組合管掌の分を見るに、収入總額一五、五六五、六四六圓、支出總額一一、五二三、二七一圓にして、差額剩餘金四、〇四二圓。こゝでも收支ともに前年度より減少し、差額剩餘金だけが増加してゐる。内譯左の如し。

〔収入の部〕

總 數	一五、五六五、六四六圓
保 險 收 入	二、九六三、五八三
保 險 料	一〇、九四二、二三〇
國庫負擔金	一、〇〇九、九五五
徵 收 金	二、三九八
繰 越 金	二、九四三、二四七
繰 入 金	一五六、四四九
寄 附 金	三二四、八五〇
其 の 他	一八八、五二七

〔支出の部〕

總 數	一一、五二三、二七一圓
事 務 所 費	六六八、〇八六
俸 給 及 諸 費	五九二、九七三
其 の 他	七五、二二三
組 合 會 費	二七、六六六
保 險 給 付 金	九、九〇九、一六二
保 健 施 設 費	二六六、六二七
其 の 他	六五一、七六〇

第五節 労働者教育施設

茲に労働者教育施設として述べる範圍は、一般無産者を對象として行はれるものうち政府並に公共團體の經營設置せるものに限

る。謂ゆる労働學校は労働者自身の教育運動と目すべきもの多きが故にこれを第二部第二篇第五章中に記述した。

一 政 府

謂ゆる労働學校の活動が最近不振をつゞけてゐるに反して、この種政府關係の教育施設は可成り積極的に進められつゝある。少くとも、政府當局の意圖が積極的に轉じ來つたことは事實であらう。といつても、實質的には文部省の主催せる労働者輔導學級の施設がその主なるものであり、しかもその實効に至つてはどれほどのものであらうか。未だ大なる期待はかけられないであらう。そしてその労働者教育の方針が、一方においては、單に教育の機會に恵まれざる労働者階級の文化的向上に資せんとするものであるとゞもに、他方には、これをもつて労働者階級の急進的態度の伸長をはゞみ、これを協調的方向へと導かんとする教化運動の意圖あることは窺知されるところである。今、文部省の労働者教育の昭和八年中における概況を見るに次の如くである。

文部省發行「昭和八年労働者教育實施概要」によると、
 「昭和八年度においては大體において前年度を踏襲し、本省の施設としては労働者輔導學級、労働者講座、労働擔當者講習會、労働者教育協議會の四を開催せり。各地共概ね關係者の熱心なる考究と斡旋とにより、地方の要求に吻合せる適當なる施設を開き、且つ官公私各種の團體關係、會社工場等よくこれに協力便宜を與へたる結果、概ね堅實なる効果を擧げ、本施設に對する世人一般の要望益々普れからんとする情況にあり」と報ぜられてゐる。

勞務者輔導學級實施要項 その大は次の如し。

- 一、趣旨。一般勞務者の教養の向上の爲中堅勞務者をして更に健全なる公民たると同時に優秀なる産業人たらしむるを目的す。此目的を達成する一方法として輔導學級式教育方法により成る可く少數の生徒と講師指導員が長期間に亘り一體となりて人格的結合を計り教育の徹底を期するを本旨とす。
- 二、主催。本學級は本省の施設にして之を府縣市學校に委嘱して實施するものとす。主催に關しては本省主催又は本省と府、縣、市、學校其他との共同主催となす。
- 三、場所。學校又は公會堂等適當なる場所。
- 四、期日及會期。昭和九年二月迄の間に於て原則として一週二回夜間三時間宛九週間合計五四時間授業をなすを常例とするも地方の狀況に應じて本趣旨に背馳せざる範圍に於て適當に定むるも差支なきこと。
- 五、生徒。本學級の生徒たる優秀勞務者の選抜に關しては委嘱先に於て、關係官廳、各種團體、工場及鑛山等と緊密なる聯絡を保ち協議の上決定すること。一組の生徒は二、三十名を以て理想とするも都合に依りては凡そ五十名迄は採用するも差支なきこと。
- 六、教授事項。時代の趨勢に鑑み國民の思想並生活の向上を期する上に緊要なる教養を授くることに留意し、單に抽象的知識を與ふるの弊に陥ることなく實生活に即することを旨とし左の八類中より成る可く普遍的に教授科目を選択すること。第一類日本國民精神、第二類國史、第三類適正なる時事解説、第四類道

徳・宗教・藝術、第五類政治・法律・經濟、第六類自然科學、第七類生活及職業に關する指導、第八類趣味娛樂保健に關する指導。尙授業の前後に於て體操及音樂を適宜加味すること。

七、教授及訓練の方法。教授に當りては知識の注入に偏することなく勞務者の實生活に基く具體的事實を把へて教授し、又授業中に必ず質疑應答の機會を設け講師生徒相互の人格的接觸により生徒の精神的修養並に天分の啓發に努め、且講師以外の指導員を置き講師の輔佐をなし教授及訓練の徹底を圖ること、尙教授の外に茶話懇談會、映寫會、討論會、見學、遠足等を適宜開催すること。

一一、授業料。授業料等は之を懲せず。

尙ほ本年中の中央當局の施設としての主なるものは勞務擔當者講習會および勞務者教育協議會であらう。左にその大要を記す。

勞務擔當者講習會 これは、勞働者に日夕親炙し之が指導者たるべき勞務擔當者に對し適當なる教育施設を講ずるために行はれたもので、本年度の實施狀況は左の如くである。

札幌市—十月二日より六日まで（毎日午前九時より午後四時まで）今井記念館において開催。延日數五日、科目數一〇、延時間三時間、受講者一三八名。

名古屋市—二月十五日より十九日まで（同前）、昭和塾堂において開催。延日數五日、科目數六、延時間二七時間、受講者七十七名
福岡市—十一月二十日より二十四日まで（同前）、九州帝國大學において開催。延日數五日、科目數一一、延時間三二時間、受講者一一二名。

勞務者教育協議會 昭和八年度における勞務者教育協議會は札幌市、金澤市、神戸市、佐賀市、秋田市の五ヶ所において開催、實施概況は左の如くである。

〔出席者〕

- (一)關係各省並に各道府縣市勞務者教育主務當局者。
- (二)官業及民業工場鑛山等における事業主又は勞務者教育擔當者。
- (三)その他勞務者教育關係者。

〔協議事項〕

- (一)勞務者教育の普及發達方策如何。
- (二)非常時局に際し勞務者教育實施上特に留意すべき事項。
- (三)勞務者に對する精神的教育、公民的教育、職業的教育について。
- (四)勞務者に對する趣味娛樂施設について。
- (五)勞務者教育關係各種團體の連絡提携について。
- (六)その他出席者提出の協議事項。

〔協議會の狀況〕

札幌市—十月七、八日(毎日午前九時より午後四時まで)、今井記念館において開催。協議九時間、出席者一二二名。大日本麥酒

株式會社札幌工場、帝國製麻株式會社札幌工場を見學。

秋田市—十月十日(同前)、秋田商工會議所において開催。協議六時間、出席者一〇八名。見學なし。

金澤市—九月十二、十三日(同前)、石川縣教育會館において開催。協議九時間、出席者一三五名。專賣局金澤工場、錦華紡績會社を見學。

神戸市—九月二十五、二十六日(同前)、兵庫縣産業獎勵館において開催。協議九時間、出席者二〇四名。神戸製鋼所を見學。

佐賀市—十一月十七、十八日(同前)、佐賀縣廳構内日本赤十字社佐賀支部において開催。協議九時間、出席者一七七名。唐津市唐津鐵工所、有田町香蘭社深川製磁會社を見學。

二 府縣及び公共團體

府縣においてこの種施設を獨立に行へるものも多少あるが、多くは小規模である。府縣における勞務者教育施設では前記文部省實施の勞務者教育施設の方針に則りこれと共同の形において行はれるものがその主たるものであらう。

文部省の委嘱を受けて本年中各地に開かれたる勞務者補導學級の實施概況を表示すれば左の如し。

委嘱先	開設地	會場	期間	科目數	延時間數	生徒
桐生高工	桐生市	桐生高等工業學校	三	八	六〇・五	三三
埼玉縣	川口市	川口市隣保館	六	九	五四	三三

申込者 許可者 修了者

東京市	東京市(品川)	品川区立正大學	一九	七	四七	八〇	四九	四四
	東京市(巢鴨)	豊島區仰高尋常高等小學校	二〇	七	四五	五〇	三五	三一
	東京市(芝)	芝區神明小學校	二〇	八	四七	八七	四七	四〇
	東京市(日本橋)	日本橋區千代田小學校	一九	七	四五	七〇	四九	四一
横濱市	横濱市	横濱市幸ヶ谷尋常高等小學校	一八	二	九二	七八	五〇	五〇
静岡縣	濱松市	濱松高等工度學校	三三	三	五七・五	六〇	六〇	六〇
清水市	清水市	清水市木材商組合事務所	一九	二	五	九六	五	五
愛知縣	名古屋市	昭和塾堂	一九	八	五三	四三	四三	四〇
大阪府	大阪市	大阪市立都島工業學校	二五	一〇	六四	一四	六〇	五七
	大阪市	大阪府立西野田職工學校	二五	一〇	六四	一〇六	六〇	五
神戸市	神戸市	市立葺合商工實修學校	一八	七	四	八七	五〇	四六
福岡縣	久留米市	公會堂	二〇	三	四	六三	六三	五
合計			二八三	二二七	七〇二	一、〇五六	七〇二	六五四

第二章 農民に對する施設

昭和七年上半期に於て農村の窮乏状態は正に頂點に達し、農村の救済を要望する農民の聲は一大請願運動となつて燃え上るに至つた。かくて第六三臨時議會に於ては不動産融資及損失補償法、産業組合中央金庫特別融資損失補償法等農村金融の疎通を計る可き諸施設を初め農産物價格の維持、農村負債整理及負擔軽減、農村更生に關する方策等應急諸對策が決定された。然るに同議會では重要施設の一とされてゐた農村負債整理法案は通過せず、農村負債整理問題農家負擔問題、米穀問題等の重要案件は凡て本年に持越の形となつてゐた。

本年度に決定された對農民施設としては、第六四議會に於て米穀統制法が制定され十一月一月より實施されると共に同法の機能強化策として粃貯藏案の實施を見るに至つた。また農村負債整理組合法も同議會を通過し本年八月一日より實施された。その他同議會にて制定されしものに農業動産信用法及製紙業法中改正法律等がある。更に昭和七年度より實施された救農土木事業は本年度に於ても時局匡救費豫算の過半を割り一億九千餘萬圓を支出して之が第二年度設費に當てゝ實施される事となつた。同じく經濟更生施設計畫も施經費三百三十五萬四千餘圓を以つてその第二年度事業の實施を見るに至つた。たゞ農家負擔軽減問題に關しては本年中には何等決定を見るに至らなかつた。之がため農村負擔軽減運動が各地農會を中心に

全國に惹起されるに至つた。かくて政府は本年十一月より農村問題を中心とする内政會議を開き農村對策具體案を審議せる結果農村負擔輕減等五項の農村關係重要事項につき具體案を決定し明年度より實施すべき事を決定した。以下本年中に決定若くは實施された政府その他の農民に對する施設を概観しやう。

第一節 政府の施設

1 農村負債整理組合法

農村を重壓しつゝある農家負債は昭和七年度末に於て總計四十五億四千萬圓と推定されてゐるが、この莫大なる農家負債を整理し農村の經濟的窮乏を緩和せしめやうとする農村負債整理の問題は既に昨年度の救農議會以來の懸案となつてゐたが、本年漸く農村負債整理組合法案が議會第六四議會を通過した。同法全文は本年鑑卷末附録に之を掲げた。茲にはその要旨のみを掲げて置く。

第一に農山漁村の住民をして隣保共助の精神に則り、無限責任又は保證責任組織の負債整理組合を組織せしめ、これを負債整理事業遂行の機關とし、

一、負債整理をなさんとする組合員の負債償還計畫及び經濟更生計畫の樹立。

二、組合員たる債務者とその債權者との間における負債の條件緩和に關する協定の斡旋。

三、組合員に對する負債整理資金の貸付。

等の事業を行はしむることとした。

第二に負債整理組合の設立認可申請の期間は本法施行の日より

三年間とした。

第三に本法により負債整理の對象となる負債は組合員の負擔する私法上の金錢債務であつて、負債整理組合の設立前に生じたるものとした。但し組合設立前に生じたものでも本法施行後に發生したるものであつて、命令の定むるところにより行政官廳の認可を受けたるものはこの限りにあらずとした。

第四に市町村負債整理委員會を設置せしめ、これをもつて負債整理組合の斡旋による負債の條件緩和に關する協定成らざる場合における協定斡旋の機關とした。

第五に負債整理組合及び市町村負債整理委員會の斡旋により、負債の條件緩和に關する協定が成立せぬ場合においては、金錢債務臨時調停法により調停の申立を成し得ることとした。

第六に負債整理に伴ふ負債の條件緩和は能ふ限り裁判上の手續きによらず、關係者の斡旋により自治的に協定せしむるため、負債整理組合又は市町村負債整理委員會の斡旋中の負債が金錢債務臨時調停法による調停手續に繫屬中のときは、裁判所又は調停委員會はその調停手續を一時中止することを得ることとした。

第七に負債整理組合の負債整理事業の遂行を容易ならしむるために、市町村において負債整理組合等に對し負債整理事業資金の特別融通をなしうることとし、而して市町村がこの特別融通をなした結果損失を受けたるときはその損失につき道府縣は市町村に對し特別融通總額の三割以内の金額を補償することとし、又政府は道府縣に對し三千萬圓を超えざる限度においてその損失補償金の半額を補給することとし、尙道府縣の損失補償金中政府より補

給を受けざる額については原則として市町村をしてその半額を負擔せしむることとした。

第八に負債整理組合に對し所得税、營業稅及び營業收益稅を免除するの外負債整理事業遂行に伴ひ、負債整理組合が抵當權、不動産所有權等を取得了た場合における登記に關して登録稅を免除することとした。

同組合法は同法施行に伴ふ市町村負債整理委員會、組合登録稅免除及び組合法施行期日に關する三勅令及び施行細則として負債整理事業資金特別融通及損失補償に關する規定、組合法施行規則の二省命は七月末決定を見るに至つたので愈々本年八月一日より實施される事となつた。而して負債整理組合法による事業資金總融通額は二億圓で之を以て約六億圓の負債整理を行ふ方針であるが、本年度は先づ模範組合の設立に留め、之が事業資金として二千萬圓を融通する事となつた。即本年十二月二十八日農林、大藏兩省次官の名を以て地方長官に對しこれが供給要綱並に取扱要綱に關する通牒を發した。供給要綱は次の如くである。

尙同法實施以來本年十二月末迄に組合設立を見たのは千葉縣四組合、山梨縣十五、愛媛十二、青森十五、計三十六組合にて本年度内に全國總計二、四八七組合並九二七の市町村負債整理委員會を設立する計畫である。

農村負債整理事業資金供給要綱

- 一、融通金額 二千萬圓。
- 二、融通の形式 六大都市市債の引受若は六大都市以外の市町村に對する貸付による。市町村は右に依り得たる資金を負債整理

組合または負債整理事業を行ふ法人に貸付るものとす。

三、融通利率 預金部の融通利率は年四分五厘、市町村は利轄を徵することを得ず、組合及法人の貸付利率は年四分八厘以内とす。

四、償還期限 二十ヶ年以内（五ヶ年以内の据置期間を含む）。

五、本資金の預金部に對する元利金支拂期日は七月十五日一月十五日とす。

2 米穀統制

從來我國に於ける米穀の數量及價格の調節に關しては、主として米穀法の運用によつて之を行ひ、大正十年同法の施行以來三回に亘る改正によつて漸次その機能を擴充して來たのであるが、農村の窮乏打壊とその救済の爲に更に有力なる統制制度の必要が認められ政府は昨年十一月米穀統制調査會を設置し之に對し米穀統制に關する方策を諮問し、新統制案の作成を急ぎつゝあつたが、本年一月調査會の答申案を基礎として法文十三條よりなる米穀統制法案を作成して二月議會に提出した。同案は貴衆兩院にて審議の結果何れも次の如き附帶條件を附して可決された。

衆議院に於ける附帶決議

米穀統制に關しては更に調査研究をなし、米穀政策の徹底を期するを必要と認むるも、本法施行に關しては少くとも政府は左記事項を考慮すべし。

- 一、本法第二條第二項生産費中の租稅公課の中には戸數割、水利費、部落費を加算し、更に米の生産地より買上場所に至る運賃

諸掛りを加へられたし。

一、朝鮮米、臺灣米については本法所期の目的を達するため、更に徹底的統制の方策を講ずべし。

貴族院に於ける附帶決議

一、内地、朝鮮及び臺灣を通じて米穀の生産を統制的に計畫實行すること。

二、米穀需給調節特別會計の被れる既往の損失は速かにこれを整理し、將來の米穀統制の圓滑なる運用に努むること。

三、米穀生産費及家計費の調査に關し政府は合理的基準を得るやう更に大に攻究を遂ぐること。

米穀統制法全文は本年鑑附録に掲げた。茲には單にその要首のみを掲げて置く。

(一) 政府は毎年米穀の最低價格及び最高價格を公定し、右の公定價格を維持するために、最低價格による賣渡の申込又は最高價格による買入の申込に應じて米穀の買入又は賣渡をなすこと。

(二) 道府縣、朝鮮又は臺灣を通じ出來秋において米穀が市場に殺倒することを防止するため、政府において米穀の買入を行ひその管外移出數量を月別平均的ならしむる方策を講ずること。

(三) 尙米穀の統制を圖るために從來の如く米穀の輸出入の許可制度及び米穀又は粟の輸入税の増減免除の制度を設くるの外更に必要ありと認むる場合には、粟、高粱又は黍の輸入の制限及び高粱又は黍の輸入税を増減免除することを得ること。

これに關聯し米穀統制法の機能を發揮し圓滑なる施行を圖らんとするためには、從來の米穀需給調節特別會計法の資金にては不

十分なるが故に右資金の限度を擴張すると共に、米穀の貸付に關し規定を整へる必要上米穀需給調節特別會計法の改正を行ひたる次第である。

同時に米穀需給調節特別會計法案が提出可決され、同法により米穀資金の借入限度は現在の四億八千萬圓を二億二千萬圓増額して七億圓となされる事となつた。かくて新統制法は今年十一月一日より實施される事となつた。然るに同法實施を前にして端境期に於ける過剩米一千萬石豫想に加へ本年米作は一部地方の旱害にも拘らず大豊作が豫想され米價は八月末二十圓臺割の安價を出すに至つたため統制法實施に先ち統制法の機能強化策を講ぜざるを得ぬ事となつた。この米穀統制法補強を目的とする米穀應急對策につき農林省は作付減少、試案及粃貯藏試案の二對策を立案し、先づ減反案の成案を得るため九月農・拓兩省及朝鮮・臺灣兩總督府聯合協議會を開き該案を提出して審議したが、同案に對しては拓務省、兩植民地當局、大藏省、軍部、政黨等各方面の反對續出せるため結局同案の決定は後日に譲る事となり、統制法補強策としては粃貯藏案が採用實施される事となつた。同案による粃貯藏數量は内地米六百萬石、朝鮮米三百萬石、臺灣米百萬石合計一千萬石であり、貯藏獎勵に要する經費六千萬圓(内地分)の低資融通は大藏省に於て二千萬圓臺に削減されたためその範圍に計畫を縮少して十二月一日より實施される事となつた。十一月二十五日全國內務部長會議に於て決定を見、同月二十九日農林省告示を以つて發表された實施方法は左の如くである。

米穀貯藏獎勵規則による米穀貯藏の獎勵を左の要項により行ふに付き獎勵金の交付を受けんとする道府縣は米穀貯藏獎勵規則第

四條の規定による申請書を昭和八年十二月二十日までに農林大臣に提出すべし。

(一) 貯藏米穀は昭和八年内地産の水稻粳粳とす。

(二) 粳の貯藏は産業組合、産業組合聯合會、農業倉庫業者、聯合農業倉庫業者、農會、市町村、農事實行組合、農事小組合または粳の貯藏を目的とする農業者十人以上を以て組織する組合を以てこれを行はしむるものとす。

(三) 前項による粳貯藏の數量は特別の事由ある場合を除くのはか一人に付四十石を最高限度とす。

(四) 粳の貯藏場所は農業倉庫、聯合農業倉庫または地方長官の指定する倉庫にすることを要す。

(五) 粳の貯藏は昭和八年十二月一日より之を開始し、昭和九年十月三十一日迄之を行ふことを要す。

(六) 貯藏の解除は之を認めざるものとす。但し米穀統制法施行令第十二條の平均價格が標準最低價格の上値一割に相當する價格以上となりたる場合において貯藏者の申請ありたるときは地方長官は農林大臣の承認を受け貯藏粳の全部または一部に付解除を認むることを得るものとす。

(七) 米穀貯藏獎勵規則第二條第二號の助成金に對する獎勵金の額が粳一石に付金十錢にその貯藏月數を乗じたる金額に金十錢を加へたる額の範圍内とす。

(八) 第二項に掲ぐる粳の貯藏者第六項の規定に違反してその貯藏粳の全部又は一部の貯藏を廢止したる場合は地方長官は貯藏を廢止したる粳一石に付金二圓以内の違約金を徴收することを

得るものとす。

尙昨年十二月公布施行された米穀貯藏獎勵規則は一部改正せられ改正法は十一月二十九日公布即日施行された。改正法左の如し米穀貯藏獎勵規則中左の通改正す。

第二條 獎勵金は左に掲ぐる道府縣の米穀貯藏助成施設に要する費用に對し道府縣にこれを交付す。

一、米穀貯藏助成に關する事務費。二、産業組合、農事實行組合その他農林大臣の適當と認むる者が米穀の貯藏をなす場合にこれに對し交付する助成金。

第三條 獎勵金の額は道府縣の米穀貯藏助成施設に要する費用の範圍内とす。

第六條中「獎勵金交付の指令」を「第二條第二號の費用に對する獎勵金交付の指令」に改む。

第六條 第二條第一號の費用に對する獎勵金の交付を受けたる道府縣は費用の精算書を四月三十日迄に農林大臣に提出すべし。

第八條中第三號の次に左の一號を加ふ。
四、支出額が豫算額に比し著しく減少したるとき。

〔附則〕 本令は公布の日より之を施行す。

一方農林省は從來の米穀委員會を廢止して同省内に米穀統制委員會を設置して新統制法施行の準備を整えつゝあつたが、統制法施行に關する五勅令は十月二十日閣議にて決定同月末公布された。而して十月二十五日に開かれた統制委員會に於て標準最低價格二二圓七〇錢、同最高價格三〇圓五〇錢と最初の公定米價が決定され、十一月一日官報を以つて之を發表し、同日より米穀統制法が實施される

事となつた。

3 農業動産信用法

その他農民に對する施設として第六十四議會に於て制定されたものに農業動産信用法がある。同法は農山漁村に於ける生産資金の供給を圓滑ならしむるため新に先取特權及農業用動産の抵當權に關する制度を創設し以て信用組合等に依る農漁業金融の圓滑を圖らんとするものである。その要旨は次の如くである（法律全文は「附録」参照）

第一に農業用動産若は農業生産物の保存、農業用動産の購入、種苗、肥料、蠶種若くは桑葉の購入、薪炭原木の購入又は一定の水産養殖用種苗若くは餌料の購入をなすに必要な資金の貸付をなしたる場合において、特定動産の上に先取權を認むることとし、第二に農業者、漁業者、農事實行組合又は養蠶實行組合等の債務を擔保するため、農業及漁業等の經營に用ふる主要なる動産の上に抵當權を設定し得ることとし、第三に以上の先取特權又は農業用動産抵當權を取得しうる者は信用組合その他特定の法人としたこと等である。

4 製絲業法中改正法律

政府の蠶絲業統制に關する一施設として昨年第六十三議會に於て製絲業免許制度を樹立すべき製絲業法が制定されたが、本年第六十四議會に於て同法の改正が企てられ、生絲共同施設組合の制度が制定されるに至つた。同法の要旨は次の如くである。

一、生絲共同施設組合は中、小製絲業者がその製絲業の改良發達を圖るためその製造する生絲の共同販賣その他共同の施設をなす目的をもつて設立する社團法人たること。

二、組合は組合員の製造したる生絲に加工し又は加工せずしてその生絲の共同販賣を行ふものとし、右の外尙左の事業を行ふことを得るものとする。

(一) 組合員の營業に必要な物の共同購入、共同設備の設置及資金の貸付。

(二) 組合員の製造したる生絲の検査。

(三) 組合員の事業經營に關する指導研究及調査。

(四) 前各號に掲ぐるもの外、組合の目的を達するに必要な施設。

三、組合員は一口以上の出資をなすこと。

四、組合の組織は無限責任有限責任、及保證責任の三種とする。

五、組合には所得税、營業收益税及び登録税を課せざること。

六、組合員たる資格の制限に關し必要な事項は命令をもつてこれを定むること。

七、組合を設立せんとする者は定款を作成し主務大臣の認可を受けることを要すること。

八、組合の事業又は組合財産の狀況によりその事業の繼續を困難なりと認むるとき、又は組合の行爲が法令、定款若くは行政官廳の命令に違反し、その他公益を害するの虞あるときは、行政官廳は總會の決議を取消し、理事、監事若くは清算人を解任し、

組合の事業を停止し又は組合を解散することを得ること。

5 救国土木事業

政府は昭和七年度に於ては、第六十三議會に於て議決された匡救豫算の約六割に當る九千五百七十八萬圓の經費（地方負擔を加算すれば一億五千萬圓）を以つて救国土木事業を起興したが、本年度に於てはまた左の如き經費を以つて匡救土木事業を實施する事となつた。

省別土木事業費（昭和八年度）

内務省	千圓
補助費(1)	三、七二五
治水事業費	一五、五六八
港湾改良費	三、〇六八
道路改良費	二二、八〇一
農村振興其他	五七、六五九
土木事業助成費	
内、中小河川改良費	一三、〇〇〇
農村振興道路助成費	四〇、一五二
地方港湾改良費	四、五〇八
北海道拓殖費	七、四九六
地方改善應急施設費	一、八〇〇
失業應急施設費	七、〇二九
計	一一八、一四六
地方負擔	五六、〇〇〇(約)

農林省

農業土木費(2)	四八、五二一
地方負擔	三六、〇〇〇(約)
合 計(3)	二六、六五〇

- (一) 補助費とは地方團體の時局匡救土木費借入金の子補給及港湾修築費の補助。
- (二) 地方施業の費用と國營事業の費用とを含み、その事業の種類は七年度と同一。
- (三) 外に三陸地方震災復興費六、三〇〇圓あり

6 農山漁村經濟更生計畫施設

農村匡救諸施設と共に第六十三議會に於て決定され、昭和七年度より實施せられるに至つた農村經濟更生計畫は本年度に於ても農村經濟更生施設費豫算三、三五四、〇〇〇圓を以つて實施せられる事となつた。

農山漁村經濟更生計畫町村は當初毎年一千町村宛に上る豫定であつたところ、地方農山漁村の熱望により、昭和七八兩年度共その豫定を突破して、昭和七年度は一、四六三ヶ町村、昭和八年度は一七九七ヶ町村合計三、二六〇町村に達し、全町村數一一、五六三に對し約三割に達した。

昭和八年度指定計畫樹立町村數あ左の如くである。

	總數	農村	山村	漁村
北海道	四	三	一	元
青森	三〇	二七	八	五

京	滋	三	愛	靜	岐	長	山	福	石	富	新	神	東	千	埼	群	栃	茨	福	山	秋	宮	岩
都	賀	重	知	岡	阜	野	梨	井	川	山	潟	川	京	葉	玉	馬	木	城	島	形	田	城	手
三〇	二〇	三〇	一四七	一三〇	九二	一五〇	三五	二〇	二〇	二〇	四〇	一五	二〇	一七一	三五	二五	二〇	八	四	二〇	三〇	二〇	二六
二	一〇	二	九七	八七	四	一三二	二	三	八	九	三	二	二	一〇四	二九	二五	二〇	三	五	三	二〇	三	二六
七	六	三	二四	三	五〇	六	四	五	九	一	五	二	四	一九	六	一	一	二	四	七	七	四	一
二	四	六	二六	三	一	一	一	二	三	一	三	二	五	四	一	一	一	三	二	一	三	三	一
計	沖	鹿	宮	大	熊	長	佐	福	高	愛	香	德	山	廣	岡	島	島	和	奈	兵	犬		
	繩	島	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪		
	一、七九七	一〇	一五	二	二	三六	三〇	二五	三〇	二〇	二八	二〇	一五	四五	二五	四〇	三三	二〇	三〇	三〇	四〇	四	
	一、二二三	八	一〇	六	一八	二〇	二	一九	三	五	二	一七	九	二七	二七	二七	一五	一〇	一五	二五	二七	九	
	三三七	一	三	二	二	八	一	二	一〇	一〇	五	一	四	八	六	二	四	九	三	五	三	五	
	三三八	一	二	三	一	八	一	四	八	五	二	二	二	一〇	二	二	四	一	二	一	一	一	

內政會議及其決定對策

政府は國內對策樹立のため外交國防の五相會議を開き重要國策を協議しつゝあつたが、十一月七日より年内八回に亘る農村問題を中心とする内政會議(首相、内、農、商、拓務の各相)を開き「人心不安一掃の一の方法として農村に前途光明あらしむる方策」を講究した。農相が農村對策具體案として會議に提示せるは左の十項である。

- 一、農民精神作興
- 二、農村協同組織の徹底
- 三、農村金融
- 四、農村負擔輕減
- 五、醫療施設普及
- 六、重要肥料統制
- 七、農地保全及安定
- 八、農村工業
- 九、試験研究、探檢施設
- 一〇、農業統制

右のうち本年中に審議をみたのは一、二、四、六の各項及蠶糸對策の五項にて、それ等につきては十二月二二日開催の第八次會議にて左の如き申合せ文書を作成した。以上五項は定例閣議の承認を経た上で所要豫算決定次第明年より之を實施すべき豫定である。

一、農民精神の作興

國家の健實なる發達をはかるために農民精神を作興し、協力一致の精神を基調とし且つ農業技術及び經營の改良進歩をはかり、農村更生を期することを緊急とす。學校教育の改革は最も重要な問題なるが、なほ農村の實情に即したる方針の下に農村中堅人物の養成に重點をおき、更に現行の農村更生計畫の促進と併せて一般の農村社會教化運動と協力すると共に農村産業團體における優秀なる指導者の配置、普及、農村中堅人物の實習的訓練ならびに模範團體および人物表彰の道をはかる事、右の内教育に關する部分は教育制度改革として齋藤首相より鳩山文相に移牒するこ

と)。

二 農村協同組織の徹底

隣保相助の精神に基き農村における販賣、購買、利用、信用、共済生活改善等の諸施設を更に徹底普及せしめると共に農村における協同組織の健全なる發達をはかり、農村經濟の充實を期すること。

三 農家負擔の輕減

農村窮乏の原因は種々ありと雖も農家の公租公課の過重は重要な原因の一なりとす。よつて農家負擔輕減の方策を講ずるため一般稅制の改正、地方財政と國家財政の調整及び地方財政の整理等に關して審議機關を設け速にこれが調査に着手すること。

四 重要肥料の統制

農産物の生産費を低減し農家經濟の逼迫を緩和するため農家を自給肥料の増産に努めしむるは勿論、良質廉價の重要肥料の供給を確保する方針をはかるを緊急とす。よつて重要肥料の統制につき速に適當なる方策を講ずること。

五 蠶糸對策

蠶糸業の根本的改革をはかるの必要を認め、これがその生産費の低減、生産及び販賣の統制、需要の擴張を基調とし、蠶種の管理統制をはかる外、繭及生糸の新規利用及び行程の改善、乾繭取引の普及、組合製糸の擴充、外地需要増進を策する諸般の施設を實施すること。

右の外、農地安定及び保全、農村工業化、移植民、醫療施設、農林水産業に關する試験施設等は引續き内政會議において審議し成案

を得るに努むること。

なほ豫算關係に就いては事務的折衝をすること。

農村負擔調査會

上記内政會議にて決定せる農村對策の一である農家負擔輕減の方策を審議すべき機關の設置は十二月二十六日閣議で正式に決定された。該調査會の規定は左の如くである。

、農村負擔調査會は内閣總理大臣の監督に屬し、その諮問に應じて農山漁村の負擔均衡に關する重要事項を調査審議す。調査會は前項の事項につき關係各大臣に建議することを得。

一、會長は内閣總理大臣を以てこれに充つ、委員は關係各廳高等官の中より、臨時委員は關係各省高等官または學識經驗あるもの中より内閣においてこれを命じ又は囑託す。

一、會長は會務を總理す、會長事故あるときは内閣總理大臣の指名する委員その職務を代理す。

一、調査會に幹事を置く。關係各廳高等官の中より内閣においてこれを命じ又は囑託す。幹事は會長の命をうけ庶務を整理す。

一、調査會に書記を置く。内閣においてこれを命ず。書記は上司の指揮をうけ庶務に従事す。

しかして調査會の委員としては差し當り左の如く内定した。

内閣側 堀切書記官長、黒崎法制局長官。大藏省 黒田次官、中島主税局長、藤井主計局長。内務省 潮次官、安井地方局長。農林省 石黒次官、長瀬農務局長。文部省 粟屋次官。

第二節 府縣の施設

第三部第二篇 社會政策的施設

茲には農民に對する府縣の施設の一例として昭和八年度中に於ける青森縣の農山漁村經濟更生計畫施設狀況を掲げる事とする。

經濟更生計畫施設狀況(青森縣)

(農林省經濟更生部「經濟更生計畫施設概要」)

縣經濟更生委員會

(一) 委員又ハ幹事ノ變更

昭和八年九月十八日委員六名追加任命

(二) 委員會ニ於ケル審議狀況

(イ) 縣ニ於ケル農林漁業全般ニ亘ル組織的統制計畫ニ關スル

調査立案事項

一、生産力増進ニ關スル事項

二、糧食ノ自給自足ニ關スル事項

三、自給肥料ノ増殖ニ關スル事項

四、多角形經營ニ關スル事項

五、冬期間並ニ業閑期間ニ於ケル適切ナル作業ニ對スル事項

六、生産物販賣ノ統制ニ關スル事項

七、共同作業、共同施設ニ關スル事項

八、副業ニ關スル事項

九、負債整理方法樹立ニ關スル事項

一〇、共済施設ニ關スル事項

一一、産業組合ノ擴充ニ關スル事項

一二、生活改善ニ關スル事項

(ロ) 經濟更生計畫樹立町村ノ選定ニ當リ考慮スル條件其ノ他

選定上參考トナル事項

經濟更生計畫樹立町村ノ選定方針左ノ通り

一、更生計畫樹立ノ希望アルコト

二、町村經濟更生委員會ノ設置シアルコト

三、町村農會技術員設置シアルカ又ハ計畫實行ニ付熱心ナル

中心指導者アルコト

四、更生計畫ノ實行力強キコト

五、共同精神ニ富ミ且ツ活動力アルコト

(ハ) 經濟更生計畫ニ關スル指導及審査(略)

(三) 縣委員會ニ於ケル計畫審議經過(略)

(四) 委員會委員及幹事等ノ指導狀況

更生計畫ノ實行ニ關スル指導ニ付テハ主管課長ニシテ幹事タル

農政課長專ラ其ノ指導ニ當ル即チ昭和七年度ニ於テ計畫樹立セ

ル三十ヶ町村ニ對シ六月上旬ヨリ七月下旬ニ亘リ一巡シ夫々ナ

ル指導ニ當レリ而シテ此ノ場合ハ各町村共經濟更生委員等集合

シ計畫ノ實行ニ關シ懇談等ヲ爲シ其ノ促進ニ努メタルノ外其ノ

他ノ幹事等出張ノ場合ハ豫メ出張月日ヲ通報シ適當ナル方法ニ

依リ指導ニ當レリ

經濟更生計畫指導組織及指導狀況

(一) 長官、部長ノ町村視察ニ付テハ種々廳務ノ都合ニ依リ其ノ

機會ヲ得ズ

(二) 廳内指定町村指導連絡組織

廳内ニ於ケル指定町村ノ指導連絡ニ付テハ別ニ委員會等ノ組織

ナキモ「農山漁村經濟更生指導計畫」ニ依リ各郡ノ擔當者ハ專

ラ其ノ指導ニ當リ之レヲ主管課長タル農政課長之ヲ統制シ尙專

任職員ト農産課農事係主任技師ハ其ノ主幹トシテ夫々適當ニ善

處シ其ノ連絡ヲ圖リ居レリ

(三) 專任者及關係官ノ町村指導組織及其ノ狀況

專任職員及關係官ノ町村指導組織ニ付テハ特ニ指導班ヲ設置セ

ザルモ前項ノ方法ニ依ル其ノ徹底ニ努ム而シテ其ノ狀況ニ付テ

ハ隨時必要ニ應ジ出張シ其ノ指導ヲ爲スノ外該町村吏員參廳セ

シメ打合セテ爲シ夫々適當ナル指示ヲ爲シ居レリ

專任職員ニ於テハ其ノ外主トシテ計畫樹立ノ事前ニ於テ該計畫

案ニ付各關係官ト連絡ヲ採リ之レガ指導ニ當レリ

(四) 指導町村ニ對スル實地指導ノ回数

(1) 昭和七年度指定ノ分

三回指導ノ分 十六ヶ町村

四回指導ノ分 十四ヶ町村

(2) 昭和八年度指定ノ分

二回指導ノ分 二十ヶ町村

三回指導ノ分 十ヶ町村

(五) 關係團體ノ連絡指導組織

關係團體ニ於テハ特ニ團體聯盟又ハ郡委員會等ノ組織ナキモ農

會系統ニ於テハ生産、經營方面特ニ農家ノ記帳施設ニ對シ主力

ヲ注ギ産業組合系統ニ於テハ組合ノ擴充ニ主力ヲ注ギ縣ハ其ノ

間ニ介在シ相互連絡ヲ緊密ナラシメ夫々適當ノ方法ニ依リ指導

ノ徹底ニ努メ居レリ

(六) 山林關係ニ付營林局、營林署、擔當區トノ連絡方法

本縣ハ營林局長ヲ委員會顧問ニ囑託シアリ林野方面ニ付テハ充

分其ノ意見ヲ聽取シ陰ニ陽ニ援助ヲ受ケ居レリ尙各町村ニ於ケル更生計畫樹立ノ場合ニ於テハ營林署等トモ打合セ夫々連絡ヲ爲シ居レリ

(七) 各種試驗場ノ更生計畫樹立實行ニ關係參加ノ程度各種試驗場ニ於テハ更生計畫樹立町村ニ對シテハ他町村ニ優先的ニ技術員ノ派遣、種苗、種禽、種畜等ノ配付ヲ爲スノ外其ノ他各種ノ指導ニ付テモ可及的考慮シ計畫實行ノ促進ニ努メツ、アリ

經濟更生ニ關スル協議會、研究會、講演會等ノ諸會合

(一) 縣主催ノ會合ノ狀況

會 名	開 催 地
-----	-------

經濟更生懇談會	青森市外七ヶ所
---------	---------

經濟更生講演會	青森市
---------	-----

北海道、岩手、青森ノ一道三縣經濟更生協議會	青森市
-----------------------	-----

經濟更生協議會	黒石町外二ヶ所
---------	---------

八年度指定町村計畫樹立協議會	青森市
----------------	-----

(二) 關係團體主催ノ會合狀況

縣助成ノモノハ無キモ縣農會、郡農會及縣購聯其ノ他産業組合支會等ノ協議會ニハ努メテ關係官ヲ出席セシメ殊ニ郡農會ニ於テハ隨時指定町村ノ集會ヲ開催シ樹立實行ニ關シ打合ラ爲シア
ルヲ以テ此ノ場合專任職員ヲ出席セシメ趣旨ノ徹底其ノ他適當ノ指導ヲ爲サシメタリ

經濟更生ニ關スル調査研究

(1) 農家ノ負債調査：即チ昭和七年十一月縣下ニ於ケル農家負債ノ狀況ヲ調査シタリ

(2) 雪害調査：即チ昭和八年一月本縣ニ於ケル雪害ノ狀況ヲ調査シタリ

(3) 經濟更生部落設置：農村計畫ノ實證的示範ニ供スルタメ經濟更生部落ヲ設置スルコト、シ目下具體的調査研究ヲ爲シツ、アリ

經濟更生記念日ノ期日及記念方法

本縣ニ於ケル經濟更生記念日ハ一様ニ十月六日トシ昭和八年十月六日記念日ニ實行シタル町村ノ概況左ノ通り

八年度指定町村

中津輕郡堀越村	一、棒掛乾燥傳習會ノ開催
---------	--------------

中津輕郡西目屋村	一、酒ナシデー
----------	---------

中津輕郡高杉村	二、堆肥ノ一齊積込
---------	-----------

	一、禁酒デー
--	--------

	二、債務ヲ負ハザルコト
--	-------------

尙其ノ他昭和七年度計畫樹立町村及昭和八年度指定町村ハ何レモ午前ハ經濟更生委員會ヲ開催シ記念日ハ意義ヲ充分ナラシムルト共ニ今後ニ於ケル實行方法等ニ付協議ヲ爲シタルノ外午後ハ小學校等ニ於テ更生講演會ヲ開催シタリ

第三節 農 會

本年帝國農會は農家負擔減輕問題を初め米穀問題その他の農村關係の重要問題に關シ各地農會を中心とする諸運動を指導し活潑な活動を行つてゐるが、茲には通常總會その他の重要會合に於て議決せられた諸議案等によりその活動の一斑を窺ふに止める。

▲帝國農會第二十五回總會—十月二十七日より五日間、帝國農會事務所において開催。

【農林大臣諮問】 農村事情の推移に伴ひ今後農會の採るべき事業に關する方針如何。説明—農會の實施し來れる事業は頗る多岐廣汎なり。最近農村事情の推移は、各種農業團體の普及整備、農業施設の協同化、農村經濟更生運動の進展、農村教化の實際化等來し、今後農會の經營上考慮を要するものあるべし。よつて一層これが機能を發揮せしめんがため、事業に關し採るべき方針につき意見を聽かんす。

【答申】 時勢の推移に伴い農會の構成並に事業方針も亦これに適應せしむべき要あるも、我國特有の小農制に即したる方式により諸般の施設を確實に實行せんす。系統農會は農業界の利益代表機關として農家の福利増進を目標とし、銳意農村更生に努力しつゝあるも、尙特に左記事項を遂行し、もつて農會の使命達成を期せんす。

一、系統農會は農業界全般の代表機關たるに拘らず、斯界の内部に各種團體の成立せるため、その本來の機能を完全に發揮することの困難なる状態にあり、こゝをもつて各種團體の連絡のため、帝國農會並に道府縣農會内部に特別の機構を設けて以上の缺陷を補はんとす而して、これがためには關係法令の改廢を行ふことを必要と認む。

二、農村經濟、農村生活並に農業に關する國民經濟的諸事情の調査研究に一層力を盡さんとす。

三、農業經營並に農家經濟の改善指導は農會事業中最も重要な

事項に屬するをもつて、これが擴張を圖り、その普及徹底を期す。

四、農村經濟更生計畫の樞機に參畫し、殊に農産物の生産及配給に關しては指導的立場に立ちてその統制を圖らんとす。

五、農産販賣の現状に鑑み關係諸團體と連絡をとりて一層これが斡旋指導に努めんとす。

六、農會独自の教育的施設により農村更生の中心人物の養成に努め、特に青年男女の指導教養に力を注がんとす。

以上諸項の實行により農會の使命を完ふせんことを期す。然るに諸官廳の指導獎勵は逐次専門化すると共に、やゝもすればこれに伴ふ弊害を生ずる虞れあるをもつて、これが綜合的指導につき特に留意あらんことを望む。

【議決せられたる諸建議】

一 郡市町村農會技術員俸給國庫補助に關する建議

現下農村窮乏打開に關しては政府の各種農業政策の徹底に俟もつたの多きは論無しと雖も農村更生に對する農家の自覺に依る眞摯なる氣風の之に應ずる無くんば到底其の目的を達し得るものにあらず。而して之れが爲には直接農家指導の任にある郡市町村農會技術員の献身的活動に俟つを以て最も喫緊なりとす。

本會は如上の事情に鑑み技術員の生活を安定し以て農村の更生に専心活躍せしむる爲其の俸給國庫補助の増額を要望せること多年なるも未だ其の實現を見ざるは寔に遺憾とする所なり。

依て政府は速に郡市町村農會技術員俸給金額國庫補助を實現せられむことを望む。

右建議す。

一 肥料政策に関する建議

農業生産費中現金支出の最大部分を占むるは肥料代にして肥料價格の如何が農家經濟に及ぼす影響は實に甚大なるものあるを以て肥料政策を確立して價格の安定、配給の圓滑を期すると共に自給肥料の改良増産を圖るは最も緊要の事に屬す。

殊に最近肥料價格昂騰甚しく農産物價格之に伴はざる爲農家の困厄著しきものあり。

依て政府は少くも左記事項を急速實現せられむことを望む。

(一) 内地硫酸及加里鹽の輸出許可制を設くること。

(二) 優良なる硫酸製造會社の生産を基準として硫酸の公定價格を定むること。

(三) 農業者團體に依る肥料供給組織の改善擴充を助成すること

(四) 自給肥料の改良増産に對し恒久的に一層助成すると共に助成方法の統制を圖ること。

右建議す。

一 補償輸出に依る外國産小麥の輸入對策に関する建議

政府は昭和七年小麥増殖計畫を樹立し諸般の獎勵施設を行ひ各級農會亦之に策應し指導督勵に努めたる結果昭和八年産小麥は前年に比し産額百五十萬石を増加して約八百萬石に達し且其の販賣に當りては政府、農會及其の他の團體協力して販賣の統制に努力したる爲、收穫直後の出荷最盛期に於ても能く相當の市價を維持するを得たり、而して販賣統制に伴ふ貯藏獎勵の結果現在に於ける農家販賣用小麥の貯藏數量は少くとも尙百二、三十萬石に達す

べく最近の價格低落に際しても農家は只管に市價の恢復を待望して賣控へを爲しつゝある状態なり、然るに最近實行せられたる北米合衆國政府の太平洋岸地方に於ける小麥滯貸の補償輸出は同國小麥の我國に於ける輸入價格を著しく低下せしむるのみならず東洋市場に小麥を輸出しつゝある濠州及加奈陀に異常の衝動を與へて市價の低落を誘導し、濠加兩國に於ける市價の低落は更に合衆國に於ける市價を引下げ之等各國小麥の本邦に對する輸入價格は連日低落を續けて底止する處を知らず、延て我が内地産小麥の慘落亦眼前に迫りて農村の經濟を脅威し農家の窮苦を重せんとする、斯くの如く外國政府の不當なる作爲に依り我國重要農産物が深刻なる脅威を蒙り本邦農家が外國農業の犠牲たる如きは到底黙止し難き處なり、仍て政府に於て此際急速に應急的防護の施設を講じて農家の憂患を一掃すると共に外國産小麥の競争に對し適當なる恒久的對策を確立せられんことを要む。

一 製油用大豆輸入税免除率改正促進に関する建議

大正十一年以來製油用大豆に限り輸入税金額免除の保護を受くるに至り大豆の生産費輕減し爲に菜種油の販路を蠶食し大豆の著しく増産せるに反し菜種油は減産を示すに至れり。

斯かる不公平なる取扱を此儘に放任するに於ては原料菜種裝培農家は需要減價格低落の悲境に陥るべきは明かなるを以て前年の本總會に於て製油用大豆輸入税全額免除の制度を速に撤廢せられんことを建議せるも未だ其の實現を見ざるは寔に遺憾とする所なり。

依て政府は速に關係勅令を改正して製油用大豆輸入税金額の免

除の制度を撤廃し菜種作の阻害防止に資せられむことを望む。

右建議す

▲全国農會大會—九月十四日、青山日本青年館において開催。大會における決議事項及宣言は左の如し。

宣言

現下の我國情は未曾有の重大時機に際會し、近時國本を培養し難局を打開せんには農村の窮狀を匡救しその更生に全力を傾倒するの一途あるのみ。しかるに負擔の重壓と米價の慘落とは農家の經濟を破壊し、農村更生の氣力を喪失せしめんとす。今にして適當なる對策を講ずるにあらずんば國雖征服の基礎に一大支障を惹起すべきを懼る。よつてこゝに全國農民大會を開催し、負擔不均衡の調整と米價の昂騰並に郡市町村農會技術員給全額國庫補助の實現に對し、政府の反省を促し、もつてその目的貫徹に邁進せんとす、敢て宣す。

決議

- 一、税制の根本的改善により國民負擔の均衡を期す。
- 一、徹底的米價政策の急施により慘落せる米價の昂騰を期す。
- 三、郡市町村農會技術員給全額國庫補助の實施を期す。

決議事項説明要旨

一、負擔不均衡の調整に關しては取敢ず左記事項の實現を期す。

(イ) 田畑地租を半減すること。(ロ) 田畑地租附加税の制限率を營業收益税附加税の制限率と同低度に低下し、かつ宅地と田畑との間における地租附加税の不均一賦課に關する勅令を撤廢

すること。(ハ) 家屋税並に農家の負擔に屬する雜種税を適當に減廢すること。(ニ) 義務教育費國庫負擔並に町村農業補習教育費國庫補助を増額し戸數割その他の輕減に充てしむること。(ホ) 町村財政調整に對する國庫交付金制度を確立すること。

一、米價政策に關しては左記事項の實現を期す。

(イ) 早場地方の米穀に對し速かに適切なる方法を講ずること。(ロ) 米穀統制法における最低價格は生産費に諸穀の條件を參酌しさらに相當の利潤を加へ公定すること。(ハ) 朝鮮、臺灣米の移入は政府の獨占となすこと。(ニ) 來るべき出來秋以來以後において米價昂騰不十分なる場合はさらに生産統制その他積極的特別方策を講ずること。

一、農村更生實行の指導者たる郡市町村農會技術員俸給全額國庫補助の實現を期すること。

▲道府縣農會長協議會—一月二十一、二十二、二十三日、帝國農會事務所において開催。協議の内容は左の如し。

【可決されたる諸議案】

一 米穀政策に關する件

政府の調査會の要項に明記無き左記事項の如きは最も緊切なりと認むるを以てその實現を期す。

(一) 朝鮮、臺灣米の移入は政府の獨占となし、生産地において時價を以て買入、内地における米穀の需給、その他の經濟事情を考慮し、時價を以てこれを賣却すること。

(二) 最低價格の基礎とする生産費は、從來の調査項目に部落協議費及び戸數割の一部を付加し、なほ基準市場に至るまでの運

貸諸掛を加算したるものとなすこと。

(三) 生産費の調査農家としては反當收量その他において中庸なるものを選定すること。

(四) 各月の最低価格は米穀年度始期における生産費にその月に至るまでの利子及び保管料に相當する金額を加算してこれを定むること。

一 肥料政策に関する件

今期議會においてその實現を期す

(一) 農業者團體に獎勵金を交付し、外國硫酸並に加里鹽を輸入せしめ内地硫酸並に加里鹽の輸出を禁止すること。

(二) 優良なる硫酸製造會社の生産費を基準として硫酸の公定價格を定むること。

(三) 硫酸の國營工場を設け農業者團體に對し安價に拂下ぐること。

(四) 農業者團體に依る硫酸製造並に硫酸購買組織の改善擴充を助成すること。

(五) 自給肥料の増産獎勵に對し一層助成せらるること。

一 政府所有米に関する件

政府は自家用飯米の不足せる農家に對し従前の如く政府米拂下の途を講ぜられたきこと。

一 農家負債整理に関する件

政府は速かに低利なる賃金の融通、利子補給ならびに損失補償等の要件を具備せる負債整理計畫を樹立し、農家の負債整理を助成せられんことを望む。

一 農家負擔軽減に関する件

(一) 田畑地租の半減。

(二) 同付加税の制限率の低下。

(三) 家屋税並に雜種税の減廢。

(四) 義務教育費の國庫負擔並に農業補習教育費國庫補助の増額その他。

(五) 農産物配給改善事業進展に関する件。

(六) 郡市町村農會技術員給國庫補助に関する件。

(七) 農業保險法案を今議會に提案するの件。

(八) 農村更生指導に関する件。

【實行方法】

一、文書を以て政府並に貴衆兩院に決議文を送達すること。

一、委員を設けて主務省並に貴衆兩院議員に陳情すること。

一、更に適當の時期をみて道府縣農會長會議を開き目的の貫徹を期すること。

▲道府縣農會長協議會—六月十三、十四日、帝國農會事務所において開催。農家負擔の軽減を決議した。

【決議】 現下の農村窮乏の原因たるやその大半は負擔の重壓にあること明かなり。然して農業者と他業者間の課税の均衡を失すること大なるも又周知の事實にして、これを匡正するにあらずんば農村の更生は得て期すべからず。吾系統農會はつとに農家負擔の軽減をもつて農村振興の谷本方策なりと提唱し、その實現を要望せるや既に久し。今や政府は税制改正準備委員會を設け、我國現行租税制度に適當なる改正を加へ、國民負擔の公正を期すべく、

鋭意調査研究中なりと聞く、宜しくこの機會においてさきに農會の要望せる左記各項を實現し、もつて負擔の均衡を圖られんことを望む。

一、田畑地租を半減すること。一、田畑地租附加税の制限率と同程度に低下し、かつ宅地と田畑との間における地租附加税の不均一賦課に關する勅令を撤廢すること。一、家屋税並に農家の負擔に屬する雜種税を適當に減廢すること。一、義務教育費國庫負擔並に農業補習教育費國庫補助を増額し、戸數割その他負擔の輕減に充しむること。一、町村に對する國庫交付金を増額すること。

▲道府縣農會長會議十一月十五、十六日、帝國農會にて開催。内政國策會に對し左の如き要望を建言すべく決議した。

▲農村國策要望―今次の關係會議により農林大臣は農會が建議要望せる農村對策の實現に努められつゝありと傳へらるゝは、全國農民が久しく待望せるところに於て、特に非常時たるこの際、眞に農村窮乏の實相を究め、確固たる對策を樹立し、農村の指導精神を確立せられんことを望むや切なり。而して國策樹立の根本方針としては商工本位より農業本位へ、官治主義より自治主義へ推移せしむるを本領とし、農村國策實行に當りては農業の綜合的指導と農村の民意代表の任にある系統農會の機能を擴大強化せしめこれが活動に俟つを最も必要なりと信ず。政府はこの際萬難を排し速に如上の趣旨實現に最善を盡されんことを望む。

▲蠶絲對策要望―最近における生絲價格の慘落は吾國蠶業を危機に瀕せしめ、養蠶業の前途まことに憂慮に堪へず、政府は蠶絲業

の基礎を安固に全國養蠶家の經濟を安定せしむるため、徹底せる對策を確立せられんことを望む。

第二章 中間階級に對する施設

中間階級の失業と窮乏は年來深刻化する一方である。本年は滿洲國の成立とインフレ景氣とが學校新卒業生その他を多少吸収したことは事實であらうが、中間階級全體の問題からすれば微々たる一局部の改善にすぎないであらう。本年も智識階級の失業救済については大阪、東京その他の地方當局(府失業防止委員會等を通して)の努力するところであつたが、未だ實際的效果を發揮するところまでは行かなかつた。事實上、中間階級の失業防止は労働者のそれ以上に困難であり、片々たる對策をもつては如何とも致し難い。

政府の對中間階級施設としては、主として對官吏施設であるが、この種のもので警察官優遇については中央並に地方を通じて種々と對策が講じられ、地方的には警官廳舎、屯營所の建築等が所々に試みられ、内務省警保局においては、不公平の現行規則を改正して、一年十日の休暇制定、俸給増額、精勤加俸警察櫻花章の創設等が考察されたが、まだ實施の運びには至らなかつた。

本年申實現せられたる主なる對策は、六十四議會を通過した恩給改正法の實施であらう。その改正要旨は次の如きもので、一面社會政策的ではあるが、眼目としてはむしろ財政的見地よりの改正と見られる。因に同法は八年十月一日から實施された。法文は卷末附録に載録してゐる。

恩給法改正の要點 一、恩給資格年限の延長―原則として二ヶ年

延長す、即ち(イ)文官學校職員地方における待遇職員は現在の十五年を十七年とす(ロ)陸海軍將校は現在の十一年を十三年とす(ハ)巡查、監守、守衛は現在の十年を十二年とす(ニ)但し下士以下の兵士は特に一ケ年の延長に止め現在の十一年を十二年とす。

二、國庫納付金制度の改正—(イ)從來國庫納付金制度の適用を受けざる小學校職員、巡查などに對し新たに俸給の百分の一を納付せしむ(ロ)從來納付せしものには百分の一を増加して百分の二とす(ハ)但し軍人兵士の納付金制度に今回は手を觸れず。

三、戦争または公務傷病退職者の優遇範圍の擴張—從來は下士以下並に巡查にかぎり一定の傷病退職者に一時金または年金を給與してゐたが、これを擴張して下士以上の軍人並に警察官にもこの特典を給與する、また一般に資格傷病の程度を從來より緩和す。

四、特殊扶助料の増額—戦死者並に公務殉職者の遺族扶助料の五割増額。

五、多額所得者の恩給の一部停止—恩給と合して六千圓以上の所得あるものに對しては一定率によつて恩給の一部を減額す。

六、若年者の恩給の一部停止—滿四十歳未滿の受給者に對しては一定率により減額す。但し軍人、罹災病者には特例を設く。

七、失權、失格原因の擴張—(イ)從來は六年以上の禁錮に處せられた場合は失格したがこれを二年以上と改正す(ロ)在職中の職務犯罪で禁錮以上の刑に處せられた場合は失格とすの條項を新たに設く(ハ)妻の扶助料は從來他との正式結婚後失格したが、

今後は内縁關係が生ずれば失格する。

八、退職する場合の昇給に對する恩給率の制限

九、恩給融通の途を開く—現行法では恩給證書の擔保質入を禁止してゐるので結局高利貸の喰物になつてゐる受給者がおよそ四割の多數に上つてゐる現状である、これを救済するため恩給局または民間の特許金融者をして資金融通の途を開く。

第四章 婦人労働者及び職業

婦人に對する施設

婦人労働者に對する政府の施設は、大體に労働者に對する一般的な施設對策のうちに含まれてをり、特に婦人労働者に對するものとしては本年も擧ぐべきほどのものがない。職業婦人についてもまた同様である。たゞ各地方府縣において女工並に職業婦人に對して取られた諸施設には多少見るべきものがあつた。今この種施設の趨勢を示すため、その若干を拾へば次の如くである。

▲大阪府—△二月二日、府工場課、工場衛生研究會を再建、府下十萬の女工の體育普及運動を開始するため、各工場代表者を召集第一回幹事會を開いた。△同二日、私立大阪高等女子職業學校の夜間部が認可された。△六月十九日、大阪社會事業クラブにて、職業婦人の經濟的社會的地位向上を圖るため婦人クラブを設立することにつき奥むめお氏ら會合。△八月二十一日、奥むめお氏を先達として市内の職業婦人によつてつくられた「働く婦人の家」の發會式を大毎小會議室で舉行。△十月、大阪YWCA夜間女學校開館。△十二月、府工場課、大阪、堺、岸和

田に豫算四十五萬圓で纖維女工のため工場病院の建設を計畫。

▲兵庫縣—△六月、縣保安課、女給の待遇改善のため自由裁量的取締を統一する新内規を立案。△十月、神戸市において本年から勞務者教育に女子部を設けることに決定。

▲福岡縣—△七月、縣社會事業協會員で、婦人入坑禁止後の經濟的敎化的指導研究のため水曜會を組織することに決定。

▲廣島縣—△六月、縣社會課、縣から補助金を交附して他郷に働く女工の保護組合を設けることになった。

▲長野縣—△十月、長野地方職業紹介所事務局、本年度方針として賃銀不拂工場への女工斡旋を斷ることに決定。

▲山梨縣—△十一月、政友民政の兩黨共同で縣下製糸女工二萬、縣外出稼ぎ女工一萬二千人の失業對策につき、縣當局へ縣會協議會開催について交渉した。

▲新潟縣—△十一月十八日、縣廳會議室において縣出稼勞務者保護組合聯合會創立總會開催。△三月三日、縣女工保護組合、職工の貯金管理權を工場主から取り去るため議會に請願書を提出した。

▲愛知縣—△四月、名古屋市中心職業紹介所、婦人職業獎勵のため派出婦會を新設することに決定。

▲岩手縣—△三月一日赤岩支部、派遣兵遺家族等の失業婦人救済のため豫算五千圓で授産所を設置することになった。

▲北海道—△七月、道廳ではカフェー經營者に對し女給部屋の改造の嚴命を出した。△七月、出産女教員に備へて無任所教員設置を七市小學校協議會に提案することになった。

第五章 少年勞働者に對する

施設

少年勞働者に對する政府の施設としては本年度も特に擧ぐべきものはなかつた。たゞ、地方當局は本年度も少年の職業補導或ひは職業紹介に努力し、この種の施設としては可成り見るべきものがあつたやうである。その若干は次掲の如きものである。尙ほ次章にかゝる商店法は未だ實現を見たわけではないが、商店の少年使用人の勞働條件に對する一つの施設方針と見ることを得るであらう。

〔一月〕▲千葉縣野田町、少年職業紹介所設立につき縣社會課への指導方を申請。▲東京市世田谷區の生田氏、三萬人の賛成署名をえて就職少年保護法の制定を議會へ請願。

〔二月〕▲佐賀縣主催少年職業指導協議會開催、就職兒童の調査と職業指導等について協議、近く職業指導協會を設立することに決定。▲愛媛縣主催少年職業協議會開催。職業指導について多數の諮問案答申をえたので、縣當局はその實現を急ぐことになった。

▲千葉縣野田町少年職業紹介所開會式舉行。

〔三月〕▲千葉縣では少年職業指導につきその指導要綱を確立、縣下各小學校に指示した。

〔四月〕▲大日本職業指導協會はかれて文部省の諮問事項たる高等小學に對する施設に對し職業指導科特設を答申した。

〔六月〕▲石川縣社會教育課、大日本職業指導協會と協力し、年少者職業指導研究委託校の具體的調査項目決定。▲福岡縣門司兒童研究所、帝國サルベージの少年潜水夫養成に補導會組織。

〔七月〕▲福岡市職業紹介所主催少年職業指導協議會開催。▲大阪府、夜間工業學校開設を明年度豫算に計上。

〔八月〕▲大阪府、工場法非適用工場における少年労働者の勞務を制限するため一齊調査を開始。

〔九月〕▲長野職業紹介事務局、職業指導講習會開催。▲大阪中央職業紹介所、希望者一萬人に通信講習を配布。

〔十月〕▲埼玉縣、來春卒業の學童の職業指導について、各小學校關係者に職業指導研究會を開催。大津市小學校職業指導員決定。

〔十一月〕▲鳥取市立職業紹介所にて聯絡小學校會議を開催、職業指導科設置の必要を認め、調査の上實現に努めることになった。

▲大阪市立自動車學校を職業輔導に、來年一月開校の豫定。▲大阪市職業紹介事業後援會では、紹介所、學校、住友伸銅が一體となり、講習中の手當を支給して優秀な技術工を單期間に養成することを計畫。▲堺市立職業紹介所、年末までに少年職業指導委員會を設置。▲名古屋市職業輔導會、紹介所少年部の延長ともいふべき身體検査、智能検査の事業を計畫。▲日本少年保護協會兵庫支部例會において少年授産場建設を協議。

〔十二月〕▲名古屋市中央職業紹介所、少年就職者の修養機關として年長者保護の紹友會を組織するため打合會を開く。▲出郷兒童職業紹介に關し京阪神關係者打合會開催。▲職業教育機關の縦斷的經營につき、熊本市にては近く委員會を設け實現を期すことになった。

第六章 商業使用人に對する施設

商業使用人の労働條件に對する取締的施設は從來全く閉却されてきたといつてよいのであるが、これに對する一施設として本年一月社會局によつて商店法案要綱の成案を見るに至つた。それが實施に至るまでは尙ほ幾多の曲折を見なければなるまいが、少くとも之をもつてこの方面に對する當局の方針の動きを看取し得るであらう。

【商店法案要綱】

第一 本法は市及勅令を以て指定する町村に於て小賣商業、理髮業又は理容業を營む店舗に之を適用すること。

第二 店主は四月一日より十月三十一日迄は午後十時、其の他の時期に在りては午後九時以後店舗に於て顧客に對し第一に掲ぐる營業を爲すことを得ざることを但し右の時刻以前より引續き店舗内に在る顧客に對して爲す營業に付ては此の限りに在らざること。

主務大臣は命令を以て地域、營業の種類、店舗の規模又は季節を限り前項の閉店時刻を繰上げ又は繰下ぐることを。

第三 行政官廳は業務の特に繁忙なる時期に於て期日及地域を限り一年に付六十日以内第二第一項の規定を適用せず又は第二の閉店時刻を繰下ぐることを得ること。

第四 店主は毎月一日以上店舗に於て顧客に對し第一に掲ぐる營業を爲す事を休止し使用人あるときは之に對し休日と與ふべし行政官廳の指定する地域内の又は營業の種類に在りては店主は前項の休業日を廢することを得ること此の場合に於て使用人あるときは之に對し毎月一日以上の休日と與ふべきこと店主必要あるときは第一項の休業日に於て使用人を就業せしむることを得

ること此の場合に於ては其の使用人に對し十日以内に休日を與ふべきこと。

行政官廳は地域、營業の種類又は店舗の規模を限り第一項の休業日の期日を指定することを得。

第五 左に掲ぐる店舗に付ては第二及第四の規定は之を適用せざること但し第四號の店舗を除き店主は使用人に對し毎月一日以上の休日を與ふべきこと。

一、一定路線に依る交通機關内又は船舶内に於ける店舗

二、停車場又は船舶發着所に於ける店舗にして行政官廳の指定するもの

三、興行場又は娛樂場内に於ける店舗

四、展覽會場、共進會場又は博覽會場内に於ける店舗

五、其の他主務大臣の指定する店舗

第六 左に掲ぐる物品を販賣する營業に付ては第二第四の規定は之を適用せざること但し店主は使用人に對し毎月一日以上の休日を與ふべきこと。

一、煙草及燐寸

二、郵便切手類又は收入印紙

三、自動車用油類

四、其の他主務大臣の指定すること

第七 主務大臣は命令を以て地域、營業の種類又は店舗の規模を限り休業日又は休日に關し第四第一項乃至第三項、第五但書及第六但書の規定の定むる限度を下らざる限り之と異なる規定を設くることを得ること。

第八 主務大臣第二第二項又は第七の規定に依り命令を發する場合に於ては關係地域に於ける商工會議所又は關係店主の團體の意見を徴すること。

第九 店主は第二の閉店時刻を過ぎたる後又は第四の若は第七に基く命令の規定に依る休業日と雖も負傷、疾病、災害其の他緊急の事由を提示せる顧客に對し其の必要に應ずる物品は之を販賣することを得ること。

第十 第一に掲ぐる營業に關し常時百人以上の使用人を使用する店舗にありては店主は第一に掲ぐる營業に關すると否とを問はず十六歳未滿の者及女子をして一日に付十時間を超えて就業せしむることを得ざること店主は前項の就業時間中に於て使用人をして食事を爲さしむるときは食事毎に少くとも三十分の食事時間を與ふべきこと。

臨時必要ある場合に於て店主は行政官廳の許可を受け一年に付六十日を超えざる限り第一項の就業時間を超えて就業せしむることを得ること。

主務大臣は第一項の店舗に於て特殊の業務に従事する者の就業時間に付別段の定を爲すことを得ること。

第十一 第十第一項に掲ぐる店舗に在りては店主は第一に掲ぐる營業に就業せしむる者たる否とを問はず十六歳未滿の者及女子に對し毎月少くとも四日の休日を與ふべきこと。

店主は臨時必要ある場合に於ては月三日を限り前項の休日を廢すること但し一年を通じ十日を超ゆることを得ざること。

第十二 行政官廳は命令の定むる所に依り店主に對し使用人の保

健衛生の爲必要なる事項を命ずることを得ること。

第十三 天災事變の爲又は事變の虞ある場合に於ては主務大臣は地域及營業の種類を限り本法の規定の全部又は一部の適用を停止することを得ること。

第十四 店主第二、第四、第五但書、第六但書、第十第一項、第二項若は第十一の規定又は第七若は第十第四項に基く命令の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金又は科料に處すること
第十五 店主營業に關し成年者と同一の能力を有せざる未成年者若は禁治産者なる場合又は法人なる場合に於て本法又は本法に基きて發する命令に依り店主に適用すべき罰則は其の法定代理人又は法令の規定に依り法人を代表する者に之を適用すること。

第十六 店主は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其他の従業者にして本法又は本法に基きて發する命令に違反する所爲を爲したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ざること。

第十七 本法中店主に關する罰則は國、道府縣、市町村其の他之に準すべきものに之を適用せざること。

第十八 行政官廳は小賣商業を營む露店に付其の營業を終止すべき時刻を定むることを得ること。

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定むること。

第七章 海外移民に對する施設

一 政 府

海外移民に對して政府の行へる施設の近況は大要左の如きものである。昨年度に引つゞき本年も滿洲移民の問題が世の注目を惹き、これに對する諸施設も幾分は進められたかに見ゆるが、本問題は諸種の方面の關係があり可成りの難問題であり、恒久的對策としては尙ほ研究を要するものゝ如くである。

最近までにおける政府關係の常設的施設概要を見れば次の如し。
(左は主として昭和八年「拓務要覽」を参照した)

宣傳に關する施設 大正十二年以降昭和七年までに各府縣又は團體において開催した講演會又は講習會に對し、政府の講師を派遣した箇所數は總計二、四七七で、昭和七年だけで九九四、累年その活動は擴大されてゐる。

獎勵に關する施設 政府において施しつゝある移植民獎勵施設としては、移植民の汽車賃割引、渡航船賃の補助、移民取扱手数料に對する補助、支度金の補助等があるが、これらはいづれも移民の渡航費を軽減しもつて移住を容易ならしめ、獎勵の方途としてゐる。これについて主なる點を述べれば、

イ、汽車賃割引

ロ、渡航費補助—由來わが國の海外移民は殆ど小農民であつて、資力に乏しきため、海外に渡航するについても、渡航費その他の準備金を調達するに困難であつた。近年盛んに移住するとこ

るの南米、殊に伯刺西爾の如きは、邦人の移住に適し、且つ邦人の入國を歓迎してゐる等の事情にあるが、遠隔の地であり従つて多額の渡航費を要するをもつて、同地への移住者には渡航船賃を補助し、その経費軽減によつて移住者の奨励をなしてゐる。

ハ、移民取扱手数料全廢報償金―も移民取扱會社は、移民取扱に關する手数料を直接移民より徴收してゐたのであるが、前述の渡航奨励金の趣旨と同じく、移民の経費を軽減し、これが渡航を奨励する目的で移民會社に對し移民からの手数料徴收を全廢させ、その代り政府において、それに相當する金額を移民會社に報償することとした。これが移民取扱手数料全廢報償金である。この報償金は大正十二年度から交付した。爾來昭和七年度末までに報償金の交付を受けた者は五萬九千九百三十七人である。

ニ、支度金補助―政府は昭和七年九月より、農村救済對策として一層海外移住を奨励するため、多年の懸案であつた支度金を、伯刺西爾移住者に對して渡航船賃の外、新に一人につき滿十二歳以上五十圓、滿三十歳以上十二圓五十錢を補助することに決定した。

拓殖訓練に關する施設 政府は昭和八年度より、文部所管として、海外に移住せんとする意志鞏固にして身體強健なる青年に對し、須要なる技能、堅忍不拔の精神、勤勉力行の習慣及び心身の鍛鍊を目的として、左記三箇所に拓殖訓練所を設置した。

イ、第一拓殖訓練所―盛岡高等農林學校内。

ロ、第二拓殖訓練所―三重高等農林學校内。

ハ、第三拓殖訓練所―宮崎高等農林學校内。

しかして第一、第二拓殖訓練所においては滿蒙方面の移住者を入所せしめ、第三拓殖訓練所においては南米方面の移住者を入所せしむる。各所共昭和八年六月開設するに到り、訓練期間は一年にして、入所資格は實業學校(實業補習學校を含む)卒業程度以上の學歷を要し、年齢は滿十八歳以上滿三十歳以下である。收容人員は一所約三十名である。

渡航前における教養保護に關する施設(移住教養所) 昭和七年十一月十一日新官制の公布と共に從來の移住收容所は神戸移住教養所と改稱せらるゝに至つた。神戸の方は主として南米方面への渡航者を收容するのであるが、昭和八年一月から南洋方面への渡航者のために、長崎市にも移住教養所が設置せられ、二月、寢臺二百坪備へた延坪六百一坪の鐵筋コンクリート三階建の竣工と共に收容事務を開始するに至つた。衛生、教養施設共にほぼ神戸と同じである。

輸送に關する施設 鐵道、移民船等についての特別の施設を行ふほか輸送途上における教養保護施設を行つてゐる。これについては現在海外興業會社をして當らしめてゐるが、政府はこの費用に對しても補助してゐる。移民監督は海外興業會社の社命又は委託によつて各移民船に一名宛乗船し、助手及び船職員と協力して移民の教養保護に關する事務を主宰する。

移住地における教養保護施設 教育施設としては在外教育機關に對する補助がある。現在邦人の經營する學校は伯刺西爾に百六

十九校、生徒數八千七百十五名、職員三百二十名、ヘルローに二十三校、生徒千九百三十七人、職員七十六名と南洋に十三校、生徒千六百二十八名、職員六十三名あるが、これらに對して政府はその創立費、經營費を補助して來た。

民間諸團體に對する指導助成 民間における移植民の宣傳獎勵機關として、その沿革も古く數においても多い團體には海外協會及びこれに類似のものがある。現にこの種の團體は四十二を算し、各々移植民思想の普及發達を圖るため講演會、講習會を催し、雜誌その他の印刷物を發行し、海外渡航の指導斡旋に努むる等移植民の指導、保護の方法を講じてゐるから、政府はこれらの團體の事業を助成する目的をもつて夫々若干の助成金を交付してゐる。

尙ほ本年中この方面に關する施設活動の主なるものとして左の如きものが報導せられた。

▲長崎移民教養所開所式(二月) ▲移民青年教育の文部省具體案成る(三月) ▲拓務、外務兩當局にて海外教育協會の創設を計畫(三月) ▲拓植訓練所の新設を文部省で計畫(四月) ▲拓植訓練所開所式(六月) ▲政府後援のもとに佐藤正氏主唱で海外教育農會の計畫完成(七月) ▲拓務省豫算省議に於いて植民政策に積極的方針をとり豫算も効果的に編成することに決定(七月) ▲ブラジル移民開拓の最功勞者として水野、上塚の兩氏へ叙勳の御沙汰あらせらる(十一月) ▲拓務省、海外移植民會社補助法案を來議會に提出の方針をもつて準備(十一月) ▲海外教育農會は最近認可をえて近く校舎を設け、來春から實務開始の豫定(十二月)

特に滿洲關係のものには左の如き活動が報ぜられた。

第三部第二篇 社會政策的施設

▲拓務省、滿洲への一般自由移民の獎勵策について考究(四月) ▲滿鐵が移民事業へ積極的に乗出し、一大移民機關設置の具體案を滿鐵重役會議で決定(四月) ▲拓務、關東軍の協議により滿洲産業移民開發方針確立(四月) ▲福岡縣海外協會は滿洲國進出策として調査團を派遣し、更に毎月滿蒙座談會を開くことになつた(五月) ▲日滿職業紹介を内務省社會局で意圖(五月) ▲滿洲國移民取扱所門司市設置促進運動を市商議で起す(七月) ▲滿洲實情調査委員派遣を大阪府失業防止特別委員會で計畫(八月) ▲在滿鮮人保護策方針決定(十一月)

二 府縣及び公共團體

府縣の施設としては海外移住組合が主である。いまその聯合會の最近の活動狀況を見るに次の如くである。

海外移住組合聯合會 海外移住組合聯合會は昭和八年十月末現在で會員數五十一で、海外移住組合は三十七加入しその他は一般會員である。聯合會の伯國において取得した土地の面積は二十一萬九百六十五町步余で、外に五萬二千四百三十二町步のコンセツションがある。これらは所在地によりバストス移住地、チエテ移住地、アリアンサ移住地、ピラノーバ移住地、トレスバラス移住地、サスイグランテ移住地と稱し、なかんづくバストス、スチエテ兩移住地は最も重要なものである。又アリンサ及ピラノーバ移住地は信濃、富山、鳥取、熊本の四海外協會の創設にかゝり、海外移住組合の成立によりこれに肩替されたものであつて、これらの移住地には協會時代既に入植した者が相當數ある。昭和四年四月よ

り同八年十月までに内地より入植した移住者を移住地別に示すと次の如くであるが、尙この外に在伯邦人入植者が總體にて約八百二十三家族、五千四百人ある。

移住地名	家族數	人員
バストス 移住地	二六	一、四〇〇
チエテ 移住地	一五	一、三四
アリアンサ 移住地	二〇〇	九三一
ピラノール 移住地	一五	九三
計	五九〇	三、五四八

これらの入植者のために聯合會は種々保護、指導、教養等の任に當つてゐるが、現在バストス、チエテ兩移住地の主なる施設は土地の區劃、道路の築造の外、小學校、病院、移住者宿泊所、製材所、煉瓦工場、精米所、倉庫、製糖所、製糸場、製氷場、瓦工場、電話、直營農場等である。尙チエテには養豚所があり、バストスには製粉場、製油場、精綿工場、養蠶試験場、煙草乾燥場等がある。いづれもみな移住者のため裨益する處すくなく、今や移住地は着々その完成に向つてゐる。

其の他の施設 この他公共團體としては、一、海外興業株式會社、二、南米拓殖株式會社、三、アマゾンニア産業研究所、四、移民學校（イ、海外移民學校、ロ、日本移民學校、ハ、日本力行會海外學校、ニ、長野縣青年講習所、ホ、エスパニヤ語學校、ヘ、日本高等拓殖學校、ト、八紘學園、チ、サンパウロ農事實習場。）五、海外協會その他。六、神戸協和寮。等があり、その大要は前年度本年鑑に紹介した。

次に本年中における移住組合並に海外協會關係の動靜の主なるものを拾へば次の次し。

▲茨城縣海外協會、本年は縣下から二百家族一千名の移民を南米ブラジルに送ることに決定（一月）▲茨城縣海外移住組合設置許可さる（一月）▲滋賀縣社會課で海外移住組合設立を計畫（二月）▲大阪府海外移住組合が認可さる（三月）▲福岡縣海外協會評議員會で海外長逝者招魂碑と海外會館の建設を決議（四月）▲創立されんとする海外教育協會で海外移住者の兒童を内地で教育するホームを計畫（四月）▲在サンパウロ内山總領事の發起で組織した「日本病院建設期成同盟會」は六月十八日サンパウロ市郊外で礎式を行ふことになつた。▲兵庫縣社會課に移住支度品供給所を設置することに決定（五月）▲群馬縣海外移住組合創立總會（六月）▲福岡縣海外協會で移民學校計畫（七月）▲大分縣海外移住組合設立を計畫（九月）▲福岡縣海外會館内に移民學校開設を計畫（十月）▲高知縣海外移住組合設立を計畫（十月）▲愛知縣海外協會創立總會（十月）▲移民會館を那覇に建設、五日から工事に着手（十一月）▲大阪府と海外移住組合の主催でブラジル事業移民を中心とする懇談會開催（十一月）▲佐賀師範學校内に移民訓練所開設の方針（十二月）

第三篇 労働者運動対策

第一章 工・鑛・交通業労働者

運動対策

第一節 労働争議対策

政府の労働争議対策は表面上は明白に争議調停に重心が置かれてゐる。従つて、争議調停において行政官廳の調停活動を積極的ならしめんとすの意圖の下に、すでに早くより労働争議調停法の改正が企圖され、第五十九議會衆議院に改正法案を提出して通過を見たのであるが、貴族院の審議未了のまま、その後成就せずして今日に至つてゐる。

然し政府當局としては調停が最上の策ではなく、これを「未然に防止し又努めてその迅速圓滿なる解決」を盡すことが眼目であることは云ふまでもない。この意圖は、實際においては、單なる調停以上に出で屢々「圓滿」を超えて強權の發動を見る場合がないとは云へなかつた。最近、當局者の方針として公表せられるところは左の如し。

「近時財界の一部に景氣回復の兆が現はれて來ましたが、一般經濟界は未だ長年に亘る不況の重壓より脱することを得ず、産業の不振、生活の不安より起る勞資の紛争は、猶依然として多きを加へ、更に又、景氣好轉せる方面においては、貸銀値上その他の積極的要求を主とする争議頻發の傾向を有し、いづれにしましても、國家

産業の發達並に社會生活の幸福上、洵に遺憾に堪へない次第であります。固より労働争議の發生は、現代經濟組織の下においては避け難き現象ではありますが、我々局にある者としては、成る可く争議の發生を未然に防止し、又努めてその迅速圓滿なる解決を得せしめて、これに因る勞資双方並に國家社會の蒙る損害を最少限度に留めしめなければならぬと思ふのであります。即ち一面においては各種の産業政策並に社會政策の實施によりて産業の恢復を圖り労働者の生活の安定を期すると共に、他面においては勞資の偕和協調を促進し、もつて産業の平和を確保し、労働者の福利を増進することが、最も緊急であると信するのであります。故に各位は平素よりよく勞資双方の推移を察知し、勞資關係の推移に充分なる注意を拂はるゝと共に、機會ある毎に兩者の融和親善を進めて、争議を未然に防止し、不幸にして争議の發生を見たる場合においても、能くその原因を探究して、公正なる取締に任ぜらるゝ一面、その迅速圓滿なる解決を勸めて、産業平和の十全を期するやう努力せられたいのであります」(昭和八年五月特高課長會議における社會局長官の訓示)

尙ほ政府対策の一端として調停事務打合會議および争議調停の趨勢を敘ぶれば左の如くである。

労働争議調停事務打合會議 本年は關西、關東の二ヶ所において次の如く開催せられた。

近畿八府縣労働争議調停事務打合會議 六月二十二日、二十三日の兩日、岡山縣廳において開催せられた。關係各府縣から係官一〇名出席(三重、滋賀兩縣は缺席)し、社會局からは谷口事務官

臨席。第一日は岩上岡山縣警察部長議長席につき、左記議案が審議せられた。

一、私益事業に對し強制調停を認むるの件(大阪)。

一、協議會費に關する件(同)。

一、労働事情の調査連絡方の件(同)。

一、現行調停法改正に關する件(兵庫)。

一、調停に關する文献蒐集方の件(和歌山)。

一、調停官吏の權限擴張の件(岡山)。

一、調停豫算に關する件(同)。

尙、労働爭議調停事務と小作爭議調停事務との關係並にその取扱方につき意見を交換し、小作爭議調停事務を内務省に移官するの件を決議した。最後に明年度の會議は大阪府主催の下に開催することに決定。

第二日は岡山縣兒島郡日比町玉所在の三井造船所及び倉敷市所在の倉敷労働科學研究所を視察。

關東七府縣労働爭議調停事務打合會議

五月十八日十九日の兩日、栃木縣會議事堂において開催。第一日は坂田特高課長の開會の辭に次ぎ、半井栃木縣知事の挨拶あり、内藤警察部長、議長席に着き、各關係府縣から提案された左記事項について協議が行はれた。

一、調停官吏の訓練に關する件(警廳視)。

一、調停法改正促進に關する件(神奈川)。

一、勅令事業制定方に關する件(同)。

一、爭議統計調査項目一定方に關する件(同)。

一、穩健なる労働組合に關する件(埼玉縣)。

一、同業組合の爭議防止、調停に關する件(同)。

一、調停制度に關する件(千葉縣)

一、労働爭議の防止策に關する件(同)。

引續き警廳大坪調停官から昨年秋の東京市電氣局労働爭議調停委員會の概況について、社會局長谷川事務官から労働協約について講演あり、尙ほ次回は茨城縣において開催することを申合せ散會した。

第二日は日光町清瀧所在古河電氣精銅所を視察して散會。

全國二十廳縣労働爭議調停事務打合會議 十月二十五、六、七日の三日間、内務省新廳舎五階第三會議室において開催された。出席者は北海道警廳等專任調停官吏の配置ある二十廳府縣より係官二十八名、社會局側からは長官、労働部長、庶務課長、労働部各課長、その他主務課係官。第一日は、社會局長官から別項の如き訓示があり、特に「勞資關係の改善に關する件」につき協議が行はれ、警廳、埼玉縣等よりの提案事項について協議せられ「労働爭議防止の具體的方策」「勞資協調に關する委員會制度の價値」「勞資双方に對する産業平和思想の徹底方」「各種社會立法の制定」等つき種々の意見の交換があつた。第二日と第三日とは産業労働問題に關する講習會が開催せられた。

【社會局長官訓示】(要旨)

「：調停委員會の開設によつて爭議の解決を見ましたことは法制定以來未だ數回に過ぎませんが、近時爭議の當事者にして法による調停を希望する者が漸次多からんとする傾向があるのでありま

して、各位は機會ある毎に勞資兩當事者に法の精神を理解せしめ、努めて法による公正にして合理的なる爭議の解決を圖らんとする氣風を馴致し、もつて勞資双方並に國家産業上の蒙る損失を可及的に少からしむるやう致されたいと思ふのであります。昨今我國産業界の一部には稍々景氣の兆が見えたやうではあります。經濟界全般としては猶未だ不況の域を脱せず、勞働爭議の如きも件數においては昨年と比較し多少の減少を示したやうであります。が、參加人員においては却つて幾分の増加を來してゐるやうな次第でありまして、我國産業界における勞働不安は猶未だ甚だ濃厚なるものが存するのであります。この秋に際し各位はその職責の一層重大なるものあるを自覺せられて、外にあつては進んで勞資の協調偕和を奨め、内にあつては爭議の迅速圓滿なる解決を圖るやう更に一段の努力を致されたいと思ふのであります。現下我國産業界の難局を打開して産業の建直しをなすためには、勞資兩者が相互の立場を善く理解し互讓親和の實を擧ぐる事が最も緊要であると考へるのであります。各位はこの趣旨に則り平素より勞資關係の改善に關し深甚なる注意を拂ひ、各地の實情に應じ適切なる措置を講ぜらるゝやう切望する……」。

【指示事項】

- 一、勞働爭議調停委員會の開設に關する件。
- 一、勞働爭議の豫防に關する件。
- 一、勞働事情の調査に關する件。
- 一、經濟事情の調査に關する件。

【協議事項】

第三部第三篇 勞働者運動對策

- 一、勞資協調の促進に關する件(警視廳)。
- 一、現行調停法改正に關する件(兵庫縣)。
- 一、勞働組合をして産業に積極的に協力せしむる件(埼玉縣)。
- 一、調停制度の改善(勞働爭議、小作爭議、借地借家爭議の調停を同一機關に統一)に關する件(千葉縣)。

爭議調停の趨勢 昭和八年において爭議調停委員會の開設せられたるものは二件、五月の大阪中桐鐵工所爭議(第二部「勞働運動」第一篇、第一章参照)および十二月の大阪日本防水布株式會社爭議がそれである。調停委員會の開設はかくの如く毎年一二を出でないが、調停官吏は専ら爭議調停のために活動をつゞけてゐる。その單獨で調停したものは左表(社會局調)に示す通り一〇三件あり、調停總件數六〇二件中の一七%強に當り、その他の者と協同して調停したものは四九件八%強で、この兩者を合算するときは二五%強となる。社會局の見るところでは、「従前は調停官吏が爭議調停のために積極的に動きかけた場合が多かつたが、最近は當事者側からその活動を信頼してこれに依頼せんとする傾向が著しくなつたやうである」と。

調停者の種別に依る調停件數の兩三年來の比較及び本年におけるその割合は次の如くである。

調停委員會	昭和六年		昭和七年		昭和八年	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
調停官吏	一	二%	一	二%	一	二%
調停官吏とその他の者との協同	一〇三	一七%	一〇三	一七%	一〇三	一七%
警察官吏	一六	二%	一六	二%	一六	二%
警察官吏	二〇四	三三%	二〇四	三三%	二〇四	三三%

市町村長その他の公務員	四	三	二七	四%
その他の者	一九九	一九九	二〇三	三三%
計	六八五	六二七	六〇三	一〇〇%

備考―社會局調

第二節 労働運動対策

(並に労働組合対策)

労働運動に對する政府の對策が、最近における社會情勢の進展につれて、一面「理解」を深めつゝあることは事實である。従つてその一方に助長し、一方に抑壓せんとする對象も、ほど明かでありしてかゝる政府の態度が運動そのものゝ動きにも浸透してゐることは今や容易に觀取されるところである。適正合法なる運動は……社會生活の健全なる發達に資する」がゆゑに、かゝる運動に對しては「進んでこれを善導醇化するの用意がなければならぬ。」といふのが、その表明された態度であり、そしてかゝる「適正合法」なるものとして我國の現實においていかなる運動を指し、いかなる組合を見てゐるかは、必しも明確には表明されてゐないが、大體においてそれが「日本労働組合會議」の一派を指稱してゐるであらうことは判斷に難くはない。そこに、「これを善導醇化」せんとする當局の方針が奈邊にあるかは、可成り明白に呈露されてゐるといつていゝ。

今、右の如き現當局の労働運動對策を表明せる一資料として、本年度の特別高等課長會議における社會局長官の訓示の一部分と指示事項を掲げてみる、

【訓示】(摘要)「社會の進運、産業の發達に伴ひ各種の社會運動

殊に労働運動の進展を見ますることは、蓋し自然の勢でありませぬ。矯激違法なる運動が國家社會の治安保持上放任すべからざるは勿論であります。適正合法なる運動は産業の平和、文化の向上に寄與し、延て社會生活の健全なる發達に資するところもまた鮮からざるものがあると信するのであります。故に國家はかゝる運動が純正なる經濟運動の範圍を逸脱せざる限り、濫りにこれに對して抑壓干涉を加ふべきに非らざるのみならず、常に充分なる理解と冷靜なら判斷をなもつてその趨向を觀察し、努めてその行動を穩健中正ならしめ、あるひは進んでこれ善導醇化するの用意がなければならぬと思ふのであります。

最近における我國の労働組合運動の大勢は、日本労働組合會議の結成を中心として次第に現實化し、穩健化しつゝあるのであります。又一面國家主義又は國家社會主義を標榜する労働組合の擡頭を見、その思想の分野、運動の戦線は頗る複雑多岐を極めつゝあるのであります。更にまた労働組合の組織化が、一般労働者より漸次俸給生活者層にまで及び、謂ゆる無産者大衆を抱擁せんとする傾向を生じつゝあるのは、極めて注目すべき現象であります。

これら各方面の運動に關し常に細密周到なる觀察を遂げ、よくその核心を把握して現在の實情を明白にし、進んで將來の動向を洞察することは、労働政策樹立上極めて緊要なる事柄でありましてこの間に處せらるゝ各位の御職責もまた一層重大なるものあると共にその並々ならぬ御辛勞に對しましては深く謝意を表する次第であります。……」

【指示事項】

- 一、労働組合の運動に関する件。
- 一、労働組合の平和的職分に関する件。
- 一、労働組合、小作人組合の政治行動に関する件。
- 一、労働争議に関する件。
- 一、農民團體の運動に関する件。
- 一、小作問題に関する件。

【諮問事項】

- 一、思想問題に関する件。
- 一、融和問題に関する件。

第二章 農民運動対策

(小作争議対策)

農業労働者運動に對する対策は、直接には小作争議調停法と小作法の制定であるが、小作法は第五十九議會で審議未了の儘葬り去られ成立の運びに至らなかった。政府は昨年も農村窮乏の極にある現狀に照らし同法の制定は緊急且重要な問題なりとし第六十四議會に提出する意圖の下に立案しつゝあつたが同議會には提出を見るに至らなかった。

小作調停法は大正十三年十二月一日に初めて三十八道府縣に實施されたものであるが、大正十五年六月及昭和四年七月に施行地區が擴張され現在では未施行地は沖繩縣一縣のみとなつてゐる。

本年に於ける小作調停法に依る調停の概要については第二部第一篇「小作争議」の項に之を記述した。

第三部第三篇 労働者運動対策

第三章 社會立法協會

社會立法協會の前身たる國際労働協會は大正十四年三月二十二日に創立せられた。協會創立の主なる動機は社會主義實現を念としつゝ、而も餘りに高遠架空の理想に走らずして現實に即したる當面の社會政策を講じ、殊に労働立法を促進するがため輿論の源泉たることを期するにあつた。其後協會は昭和四年九月の總會において名稱を社會立法協會と改め從來の趣旨を踏襲しながら、一方國際社會進歩協會の日本支部として加盟することになった。

會名の變更と共に協會内部に從來存続した各種委員會を次の五委員會に變更した。

(イ)一般委員會 (ロ)大阪委員會 (ハ)婦人委員會

(ニ)議會委員會 (ホ)國際連絡委員會

同協會は昨年その主催の下に社會政策會議を開催したが、本年十二月にその第二回會議を東京に於いて開催した。第二回社會政策會議の經過並に討議要綱は次の如くである。

▲社會立法協會主催第二回社會政策會議—十二月三日、於東京神田學士會館

一、總會

一、總會議長及副議長の薦定(議長安部磯雄、副議長吉田茂)

一、議題概要の報告

一、議事方法の協議(附、各部會座長及幹事の薦定)

一、部會

第一部會—保護法規問題。第二部會—待遇問題。第三部會—就

業及失業問題。

一、總會

一、各部會の討議概況報告。

一、次年度會議の開催に關する協議。

討議要綱

議題 給料生活者問題。

第一部 保護法規問題

一、勤務時間の短縮。一、休日の制定。一、保健衛生上の施設。

一、給料支拂の確保。一、身元保證金、信任金、積立金の確保。

一、業務上傷病の補償。一、疾病保險の制定。一、養老及遺族保險の制定。一、結社團結の自由。一、婦人被傭人の特別保護。

第二部 待遇問題

一、最低給料の保障。一、昇給制度の確立。一、家族及住宅手当の支給。一、利益分配の方策。一、身分保障の確立。一、退職手当制度の樹立。

第三部 就業及失業問題

一、學校及教育制度の改善。一、就業上の資格問題。一、職業紹介の擴充。一、失業救済の方策。一、移民の對策。一、植民地の經營。

合計		病 疾											
		未治ノ爲翌年へ繰越ノ者		治癒セザリシ者		者ルヲシ癒治							
						障害ヲ殘シタル者		リ殘サザ					
								工場法施行令		業セザリシ者			
合 計		女	男	女	男	女	男	女	男	女	男		
三六	二六	二	一	五	一	一	一	二	四	一	九	五	六
一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	八	一	一	三
一	一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一七	一	一	一
六	六	一	一	一	一	一	一	一	六	一	四	一	一
二	二九	一	一	一	一	一	一	一	一	二	四	一	五
一	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六
三五	二六	二	一	五	二	一	一	二	九	二	三	五	二
一	一三	一	一	一	一	一	一	一	九	一	三	一	一〇
三五	四〇	二	一	五	二	一	一	二	九	二	三	五	一〇

第一表 (其二) 昭和七年工場扶助金額及休業扶助料支給延日數

負 傷	療 養 費		休 業 扶 助 料		障 害 扶 助 料		遺 族 扶 助 料		葬 祭 料	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
染織工場	六、〇九三	二七、六八八	八、四二六	四、五七八	五〇、四八二	二、三三〇	一六、六〇三	一、一八四	七五四	
機械及器具工場	二七、六八八	一七、七三三	四、五七八	一三、七〇六	二、三三〇	五、三〇七	六、三六七	一、一八四	九九九	
化學工場	一七、七三三	一〇、九七六	一三、七〇六	二、一八	五、三〇七	一〇、三七六	二七、六三八	九九九	三一九	
飲食物工場	一〇、九七六	二、六三四	二、一八	三、四三六	一〇、三七六	二、一六〇	四、五二二	三一九	四三三	
雜工場	二、六三四	一、八七一	三、四三六	四、二八〇	二、一六〇	一四、八七〇	一三、六〇六	四三三	一、七二九	
特別工場	一、八七一	六六、九八四	四、二八〇	八七、七三四	一四、八七〇	三八七、二四四	三五、二七一	一、七二九	五、四〇七	
小 計	六六、九八四	一四七、六五〇	八七、七三四	一三二、〇八〇	三八七、二四四	八四、三九三	一五八、九九七	五、四〇七	二七三	
官設工場	一四七、六五〇	二二四、六三四	一三二、〇八〇	二二八、八一八	八四、三九三	四七一、六三七	六〇、四五五	二七三	五、六八〇	
合 計	二二四、六三四	二二四、六三四	二二八、八一八	二二八、八一八	四七一、六三七	四七一、六三七	二二九、四五二	五、六八〇	五、六八〇	

第三部 統計表

石	山 屬 金										合計(圓)	扶 助 料 (圓)	疾 病	負 傷														
	療 養 費 (圓)	延 日 數	扶 助 人 員	疾 病	負 傷	合計(圓)	扶 助 料 (圓)	疾 病	負 傷	葬 祭 料 (圓)					遺 族 障 害 打 切 扶 助 料 (圓)	休 業 扶 助 料 (圓)	療 養 費 (圓)	延 日 數	扶 助 人 員	疾 病	負 傷							
八三	二、四九七	二	七二	一、一三四	一、一三四	一、七六八	四、八六一	一、六八六	四〇、七一九	四九三	一、五六五	三、〇八四	六七	一、七三三	三	七三	四三三、九三四	七、九〇七	四四〇、八三一	二八、九二七	一六、〇三六	四一四、二五〇	二〇九、六四八	八三、八五一	一四、八三七	一〇、九二五	三七、七一〇	一、三二〇、二四七
一	四、三五四	一	三	五、一六二	二六、六七〇	二〇、九六〇	二六、六七〇	一、五三六	一六、五三六	一、六八六	六、五四九	三、五八五	一	七、四八二	三	二八	二八、九二七	二、七四八	一八二、七七四	二八、九二七	一六、〇三六	四一四、二五〇	二〇九、六四八	八三、八五一	一四、八三七	一〇、九二五	三七、七一〇	一、三二〇、二四七
二四	一五、一九八	六三七	二二三	二六、九〇三	二六、六七〇	二〇、九六〇	二六、六七〇	二〇、九五六	一六、五三六	四九三	六、五四九	三、五八五	一	七、四八二	三	二八	二八、九二七	二、七四八	一八二、七七四	二八、九二七	一六、〇三六	四一四、二五〇	二〇九、六四八	八三、八五一	一四、八三七	一〇、九二五	三七、七一〇	一、三二〇、二四七
四九	二七、一八二	一三八	一、四〇八	六四、二七三	二六、六七〇	二〇、九六〇	二六、六七〇	一、五三六	一六、五三六	一、六八六	六、五四九	三、五八五	一	七、四八二	三	二八	二八、九二七	二、七四八	一八二、七七四	二八、九二七	一六、〇三六	四一四、二五〇	二〇九、六四八	八三、八五一	一四、八三七	一〇、九二五	三七、七一〇	一、三二〇、二四七
一六九	九、七二三	六七六	二、四〇八	二六、六〇三	二六、六七〇	二〇、九六〇	二六、六七〇	一、五三六	一六、五三六	一、六八六	六、五四九	三、五八五	一	七、四八二	三	二八	二八、九二七	二、七四八	一八二、七七四	二八、九二七	一六、〇三六	四一四、二五〇	二〇九、六四八	八三、八五一	一四、八三七	一〇、九二五	三七、七一〇	一、三二〇、二四七
三三三	五六、四四七	一、四五一	四、〇八〇	一三三、九四〇	二六、六七〇	二〇、九六〇	二六、六七〇	一、五三六	一六、五三六	一、六八六	六、五四九	三、五八五	一	七、四八二	三	二八	二八、九二七	二、七四八	一八二、七七四	二八、九二七	一六、〇三六	四一四、二五〇	二〇九、六四八	八三、八五一	一四、八三七	一〇、九二五	三七、七一〇	一、三二〇、二四七
一	四、〇五六	一	八	七、四四七	二六、六七〇	二〇、九六〇	二六、六七〇	一、五三六	一六、五三六	一、六八六	六、五四九	三、五八五	一	七、四八二	三	二八	二八、九二七	二、七四八	一八二、七七四	二八、九二七	一六、〇三六	四一四、二五〇	二〇九、六四八	八三、八五一	一四、八三七	一〇、九二五	三七、七一〇	一、三二〇、二四七
一五〇	二、七五四	三七	一六五	八、八九〇	二六、六七〇	二〇、九六〇	二六、六七〇	一、五三六	一六、五三六	一、六八六	六、五四九	三、五八五	一	七、四八二	三	二八	二八、九二七	二、七四八	一八二、七七四	二八、九二七	一六、〇三六	四一四、二五〇	二〇九、六四八	八三、八五一	一四、八三七	一〇、九二五	三七、七一〇	一、三二〇、二四七
五	九、六五六	三三四	二、七三三	二九、五三七	二六、六七〇	二〇、九六〇	二六、六七〇	一、五三六	一六、五三六	一、六八六	六、五四九	三、五八五	一	七、四八二	三	二八	二八、九二七	二、七四八	一八二、七七四	二八、九二七	一六、〇三六	四一四、二五〇	二〇九、六四八	八三、八五一	一四、八三七	一〇、九二五	三七、七一〇	一、三二〇、二四七
五七〇	七五、四一〇	二、一〇四	七、六九七	一六九、九三八	二六、六七〇	二〇、九六〇	二六、六七〇	一、五三六	一六、五三六	一、六八六	六、五四九	三、五八五	一	七、四八二	三	二八	二八、九二七	二、七四八	一八二、七七四	二八、九二七	一六、〇三六	四一四、二五〇	二〇九、六四八	八三、八五一	一四、八三七	一〇、九二五	三七、七一〇	一、三二〇、二四七

石 油 山										炭 山									
扶助人員	計扶助料合 (圓)	葬祭料 (圓)	遺族・障害・ 打切扶助料 (圓)	休業扶助 料(圓)	療養費 (圓)	延扶 日數	扶助人員	計扶助料合 (圓)	葬祭料 (圓)	遺族・障害・ 打切扶助料 (圓)	休業扶助 料(圓)	扶助人員	計扶助料合 (圓)	葬祭料 (圓)	遺族・障害・ 打切扶助料 (圓)	休業扶助 料(圓)			
疾 負	疾 負	疾 負	疾 負	疾 負	疾 負	疾 負	疾 負	疾 負	疾 負	疾 負	疾 負	疾 負	疾 負	疾 負	疾 負	疾 負			
2	2,874	41	1,659	161	1,013	206	4	6,139	2,561	6,053	376,889	3	6,139	2,561	6,053	376,889			
1	1,635		1,314	83	239	249	4	10,211		10,100	333,918	1	10,211		10,100	333,918			
5	1,311		856	211	264	229	23	3,517		3,068	170,483	5	1,311		856	211			
6	2,856		2,170	193	493	468	26	14,536		13,528	618,440	6	2,856		2,170	193			
4								297			6,794	4							
153	190			183	82	1,902	14	6				153	190			183			
165	5,920		3,829	462	1,588	1,902	34	20,968		19,581	1,001,133	165	5,920		3,829	462			

延日數	扶助日數	其 他						非 金 屬 山	
		療養費	休業扶助	料	遺族・障害・打切扶助料	葬祭料	扶助料合	計	計
疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷
63	63	345	439	302	288	302	590	1,076	1,364
287	1494	78	143	143	143	143	143	232	2,333
2,394	1,661	1,388	1,657	1,548	30	4,896	30		

備考 一、鑛夫勞役扶助規則ニ依リ、年中ニ扶助ヲ終了シタルモノニ付、其勞働ヨリノ扶助總日數及總金額ヲ計上ス。
 二、療養費トハ鑛夫勞役扶助規則第十八條ノ費用ナリ。

第三表 官業員共濟組合統計(昭和六年度)(第五二回統計年鑑ニ據ル)

組合員	總數	印刷局 警 察		土木事業		專賣局		造幣局		陸 軍		海 軍		林 業		野 製鐵所		遞信部		國有鐵道	
		男	女	總數	從業員	總數	從業員	總數	從業員	總數	從業員	總數	從業員	總數	從業員	總數	從業員	總數	從業員	總數	從業員
總額	3,436	3,436	63,659	6,224	23,945	454	30,924	433	4,468	1,319	7,599	19,297	164,483	184,793	1,853,392	2,633,399	4,333,770	192,976	588	1,927,658	
組合員掛金	1,953	1,953	63,659	6,224	7,691	421	26,456	431	4,468	1,319	6,834	18,626	117,961	127,961	1,853,392	2,633,399	4,333,770	192,976	588	1,927,658	
政府給與金	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483

第四表 共濟團體統計 (第五二回統計年鑑ニ據ル)

組合總數	目的別組合數				員數別組合數					組合員數	
	共濟ヲ主トスル物	修養ヲ主トスル物	其他	十五人未滿	五十人未滿	百人未滿	三百人未滿	五百人未滿	五百人以上		
昭和三年末	三、〇二一	一、六二三	三六六	一、〇三三	二二八	一、〇九七	七三五	五九一	一八二	一八八	五二七、一五八
昭和四年末	三、〇七〇	一、七三六	三七八	九六四	二二〇	一、一〇九	七八四	五七八	一八〇	一八九	五〇六、九八七
昭和五年末	三、三三六	一、八八三	三五七	一、〇九六	二三八	一、三三七	八四一	六八六	一八四	一七〇	五〇三、九九八
昭和六年末	三、三九四	一、九〇七	三八一	一、一〇六	二四九	一、二七四	八四五	六七八	一八六	一六二	四八六、一六〇
昭和七年末	三、三四〇	一、七九九	三四六	一、一九五	二九七	一、二八五	七九八	六三五	一六三	一六二	五五九、八三四

第五表 (其一) 簡易保險事業成績累年表 (簡易保險局統計年報ニ據ル)

新契約	昭和七年度				昭和六年度				昭和五年度				昭和四年度				昭和三年度			
	終身保險	養老保險	小兒保險	其他	終身保險	養老保險	小兒保險	其他	終身保險	養老保險	小兒保險	其他	終身保險	養老保險	小兒保險	其他	終身保險	養老保險	小兒保險	其他
件數	四三三、九四九	一、八二四、七九六	六三五、六一一	四〇七、二一八	一、八二〇、四四八	七五三、二五三	四一四、八三〇	二、〇一九、四七三	二、一五七、五五四	二、五〇三、五八五	四三三、九四九	一、八二四、七九六	六三五、六一一	四〇七、二一八	一、八二〇、四四八	七五三、二五三	四一四、八三〇	二、〇一九、四七三	二、一五七、五五四	二、五〇三、五八五
保險金(圓)	六七、五四七、三七六	二二〇、三三三、五五二	八三、一五七、九五八	六五、〇六五、九〇九	二四一、三二七、三二一	八二、三四〇、六七七	八七、〇九一、六三三	二九〇、七〇〇、四六七	三五五、八二九、二七〇	三六九、六〇七、九九三	六七、五四七、三七六	二二〇、三三三、五五二	八三、一五七、九五八	六五、〇六五、九〇九	二四一、三二七、三二一	八二、三四〇、六七七	八七、〇九一、六三三	二九〇、七〇〇、四六七	三五五、八二九、二七〇	三六九、六〇七、九九三
復活件數	五二、〇五五	一三三、〇〇〇	三、二六二	五〇、五二二	一五、九六九	五〇	四一、二一一	九〇、一四〇	一〇四、八二七	九七、〇八〇	五二、〇五五	一三三、〇〇〇	三、二六二	五〇、五二二	一五、九六九	五〇	四一、二一一	九〇、一四〇	一〇四、八二七	九七、〇八〇
保險金(圓)	七、二五五、〇三五	一五、九二八、九三一	四四三、二〇七	七、一九八、五七五	一五、一一二、三三三	七、三五一	五、九二七、〇六五	一一、九四四、四三七	一四、〇二七、八七三	一三、八〇八、五六一	七、二五五、〇三五	一五、九二八、九三一	四四三、二〇七	七、一九八、五七五	一五、一一二、三三三	七、三五一	五、九二七、〇六五	一一、九四四、四三七	一四、〇二七、八七三	一三、八〇八、五六一
死亡件數	八八、五五一	一一九、八四一	四、九三三	八四、三七七	一一五、七〇九	九五二	八〇、七二七	一〇五、七二九	一七〇、五五一	一五〇、六一七	八八、五五一	一一九、八四一	四、九三三	八四、三七七	一一五、七〇九	九五二	八〇、七二七	一〇五、七二九	一七〇、五五一	一五〇、六一七
保險金(圓)	一三、四二八、八〇七	一六、四〇七、三九七	七〇三、四七四	一一、七二一、四〇八	一六、〇四八、六六二	一四五、二四五	一一、〇四八、五四八	一四、六四三、八六六	二三、一六八、六〇八	二〇、〇九二、九四四	一三、四二八、八〇七	一六、四〇七、三九七	七〇三、四七四	一一、七二一、四〇八	一六、〇四八、六六二	一四五、二四五	一一、〇四八、五四八	一四、六四三、八六六	二三、一六八、六〇八	二〇、〇九二、九四四

昭和七年度

昭和六年度

満期	解約	失効	其他ノ事由ニ因ル増減	昭和七年度		昭和六年度	
				終身保険	養老保険	終身保険	養老保険
件数	件数	件数	件数	113,031	113,031	55,303	55,303
保険金(圓)	件数	件数	件数	10,719,540	10,719,540	4,487,430	4,487,430
件数	件数	件数	件数	6,881	6,881	1,733	1,733
件数	件数	件数	件数	92,802	92,802	218,037	218,037
件数	件数	件数	件数	44,951	44,951	13,066	13,066
件数	件数	件数	件数	5,613,164	5,613,164	1,529,961	1,529,961
件数	件数	件数	件数	685	685	282	282
件数	件数	件数	件数	236,844	236,844	86,258	86,258
件数	件数	件数	件数	1,139,715	1,139,715	558,281	558,281
件数	件数	件数	件数	156,534,406	156,534,406	80,378,527	80,378,527
件数	件数	件数	件数	38,621	38,621	37,266	37,266
件数	件数	件数	件数	8,720,448	8,720,448	6,206,638	6,206,638
件数	件数	件数	件数	4,259,401	4,259,401	13,050,933	13,050,933
件数	件数	件数	件数	587,810,877	587,810,877	1,598,333,621	1,598,333,621

昭和五年度

昭和四年度

昭和三年度

満期	解約	失効	其他ノ事由ニ因ル増減	昭和五年度		昭和四年度		昭和三年度	
				終身保険	養老保険	終身保険	養老保険	終身保険	養老保険
件数	件数	件数	件数	25,413	25,413	19,560	19,560	22,461	22,461
件数	件数	件数	件数	1,918,265	1,918,265	1,293,450	1,293,450	1,252,261	1,252,261
件数	件数	件数	件数	93,680	93,680	206,398	206,398	162,243	162,243
件数	件数	件数	件数	13,981,540	13,981,540	30,287,103	30,287,103	33,368,899	33,368,899
件数	件数	件数	件数	176,841	176,841	640,244	640,244	623,530	623,530
件数	件数	件数	件数	26,949,431	26,949,431	93,936,173	93,936,173	79,662,113	79,662,113
件数	件数	件数	件数	43,338	43,338	3,270	3,270	2,587	2,587
件数	件数	件数	件数	9,110,905	9,110,905	10,077,154	10,077,154	7,626,471	7,626,471

年度末現在契約	件數	四、一九〇、四八七	一一、四三六、二二三	一四、五二八、〇一九	一三、三〇五、六六一
保險金(圓)		五七一、三三〇、〇〇四	一、五三〇、一四五、七〇五	一、九四九、九五三、〇〇四	一、七三七、八三三、三五〇

備考 小兒保險ハ昭和六年以前ハ設定サレズ

昭和三、四年度分ハ終身及養老保險ノ合計ナリ

第五表 (其二) 簡易保險契約狀況 (昭和七年度末)

	件數		保險料		保險金額	
	個人契約	團體契約	計	個人契約	團體契約	計
終身保險	四、一五〇、〇八五	一〇九、三三六	四、二五九、四〇一	二、五五二、九九三	三八、九五八	二、五九一九五
養老保險	一三、六二七、七四一	一六六、三三〇	一三、七八四、〇七一	一一、二五六、四八九	七九、二二三	一一、三三五、七〇三
合計	一六、七七四、八二六	二七五、六六六	一七、〇五〇、四九二	一三、八〇九、四八三	一一八、二七一	一三、九二七、六五四
小兒保險	—	—	—	—	—	七九八、三七
總計	一六、七七四、八二六	二七五、六六六	一八、一八三、一八七	一三、八〇九、四八三	一一八、二七一	一四、七二六、〇三二
						二、二三〇、六三三、五三七
						二五、六四七、〇〇七
						二、四二二、七九三、九五

第五表 (其三) 簡易保險事業各月狀況 (簡易生命保險事業概況ニ據ル)

昭和八年	新契約件數	消滅件數			月末現在	人口千人ニ對スル割合
		死亡	滿期	解約		
一月	一五九、六三七	一六、六六九	一三、〇四三	四二、七四六	五九、九八八	一七、九三四、二五五
二月	三三九、三九三	一七、四九八	七、六〇九	三三、八六八	六六、三一一	一八、〇四一、三〇七
三月	三三九、〇四一	一九、〇六二	九、二五一	三四、九八四	五八、八五七	一八、一六九、七〇〇
四月	二六一、七〇七	一七、六三〇	一四、一四四	四三、三三八	六四、八三一	一八、三三四、四一八
						一四、八四三、四三七
						二、四三一、〇九六、三〇三
						三、六六
						二五六、三七
						三三、七九
						二五〇、七七
						三七、〇〇
						二五二、四〇
						四〇、三三
						二五四、三〇
						三、六六
						二五六、三七

公設託兒所	五	二二、九六五	—	—	—	—	—	—
公益浴場	三	102、663	35、000	—	—	—	10、000	—
授産及職業輔導事業	一	六、149	—	15、000	—	—	—	—
自作農創設維持	六〇〇	二八、三四、八三三	—	一六、七五四、四〇〇	15、七三九、〇〇〇	16、〇〇〇、〇〇〇	—	—
地方改善地區整理	二二	三、四八〇、三三四	—	五五〇、四〇〇	三五〇、〇〇〇	—	901、100	—
就職旅費貸付資金及日傭	一	三、七四〇	—	—	—	—	—	—
勞働者貸金立替資金	一五	131、九一一	—	—	11、〇〇〇	—	—	—
小額生業資金	一五〇	九五三、七三一	300、〇〇〇	—	四四六、〇〇〇	四九三、五〇〇	—	六五四、〇〇〇
小口産業資金	八〇	二、〇六八、〇三五	—	二四四、八〇〇	三三〇、六〇〇	—	二24、〇〇〇	—
農業共同施設	—	—	—	—	—	—	—	—
農業倉庫	—	—	—	—	—	—	—	—
共同農具牛馬購入	—	—	—	—	—	—	—	—
畜産共同施設	七	五七、一一八	—	—	10、700	—	—	二七、900
林業共同施設	二	一一、九六四	—	二、700	14、900	—	—	15、〇〇〇
水産共同施設	四九	二、〇1〇、八四五	六八、100	四八四、五〇〇	四〇五、二〇〇	—	—	70、〇〇〇
漁業組合事業	—	—	—	—	—	—	—	—
商業共同施設	三	三三三、二四一	—	—	六〇、〇〇〇	—	—	—
食糧及日用品廉價供給事業	—	—	—	—	—	—	—	—
工業共同施設	二	四九、六二五	—	三〇、五〇〇	—	—	—	三三、300
公設屠場	五	七四、四〇〇	—	—	八〇、〇〇〇	—	—	—
住宅	二九〇	八、151、九〇六	51、100	七15、500	140、100	—	—	四八、〇〇〇
舊債住宅	—	—	19、100	—	—	—	—	—
傳染病院	二四	二、133、七〇八	—	四三、〇〇〇	八八、五〇〇	—	—	五〇〇、700
下水道	108	14、六七三、二30	—	1、369、800	1、983、600	—	—	二、四九1、100
汚物掃除施設	19	六一七、七二七	—	四九六、800	119、〇〇〇	—	—	116、〇〇〇

公設火葬場	一八	三九一、一二三	—	一二三、〇〇〇	九〇、〇〇〇	二一、三〇〇
公營兒童保健施設	一	一八、五〇〇	—	—	—	—
公營體育施設	二	二二、二九三	—	一〇、五〇〇	—	—
小學校	一、六五	二二、三〇五、九六八	四八、〇〇〇	八、四四八、八五三	五、八二〇、〇〇〇	五、〇八七、四〇〇
實業補習學校	三	一一八、七八一	—	—	二九、三〇〇	—
上水道	三八〇	一八、七四七、〇七〇	四四五、八〇〇	五、五一五、三七〇	八、五四三、六〇〇	一六、九九九、九七四
工場用水供給設備	—	—	五、〇〇〇	—	—	—
公立病院	一九	五八〇、六七三	—	二二九、七〇〇	六一、〇〇〇	五六、一〇〇
土木事業	—	—	五九三、二〇〇	—	—	—
舊債土木事業	—	—	九二、一〇〇	—	—	—
水利事業	三	一八一、三三八	—	六一、五〇〇	七六、五〇〇	五九、四〇〇
普通水利組合事業	—	—	—	—	—	—
公設防火設備	三	三二、一五三	—	七、六〇〇	—	四二、一〇〇
道路	七三	二、九二六、七五八	二五四、〇〇〇	二、〇四四、六〇〇	二、〇四三、一〇〇	七六、二〇〇
農村電氣事業	九	八六四、二八三	—	七一〇、〇〇〇	七九〇、〇〇〇	一一五、〇〇〇
公營共同墓地	一	五〇、〇〇〇	—	—	—	—
河川改修事業	六	八三、六五八	一二四、三五〇	二四三、〇〇〇	三七四、四〇〇	—
舊債河川改修事業	—	—	一八〇、七〇〇	—	—	—
港灣修築事業	七	九八六、七三九	三、五〇〇	二、〇八九、九〇〇	一七一、八〇〇	—
耕地整理事業	三	一一三、三六〇	—	—	一六、〇〇〇	五、五〇〇
市町村廳舎	三四	三三三、四八八	三〇、〇〇〇	七一、七〇〇	八三、八〇〇	三、五〇〇
舊債瓦斯事業	—	—	三三〇、〇〇〇	—	—	—
公會堂	三	四八、四一三	一〇〇、〇〇〇	—	—	—
三等郵便局舎	一〇	八九、五〇九	—	一四、五〇〇	二四、五〇〇	二〇、〇〇〇

八	月	二、八八七	一、九九、〇九七	一六〇	六八八	一四四	二六〇、七六二	二〇、二三九、七九九	七七・六
九	月	四、八七二	五二一、三三二	二二八	六六〇	四三三	二六四、三八	二〇、六〇五、五二一	七八・〇
十	月	三、〇七五	三六六、〇三八	一八五	六六〇	四九〇	二六六、〇六七	二〇、八一七、四〇三	七八・二
十一	月	二、八三三	三三〇、六六三	一五三	五九二	一一一	二六八、〇三三	二一、〇二四、八五三	七八・四
十二	月	四、一五三	四六四、〇二四	一九〇	五七四	二〇八	二七一、二〇九	二一、三六八、四三九	七八・八
計		四四、六五〇	四、八七三、七四九	二、一〇一	八、五七一	二、八三三	—	—	—

第七表 健康保險事業成績

第七表 (其一) 健康保險事業成績累年表 (勞働統計要覽ニ據ル)

(1) 被保險者數

昭和元年度末	昭和二年度末	昭和三年度末	昭和四年度末	昭和五年度末	昭和六年度末	昭和七年度末	總計		政府管掌		健康保險組合管掌			
							總數	強制被保險者	其他	總數	強制被保險者	其他	組合數	總數
一、九四一、四四六	一、八八九、二四四	一、九三三、六一三	一、八九九、八九三	一、五四七、七八〇	一、六三三、二三七	一、七二〇、一九九	一、二四〇、八六五	一、一三三、二四一	一、一三九、六六七	一、一〇七、七〇一	三三六	八〇〇、五八一	七四四、一五五	二六、四三六
一、八八九、二四四	一、八五九、〇〇三	一、九〇一、五五〇	一、八七一、二三六	一、五四三、〇二〇	一、五九九、二三〇	一、六八四、五〇九	一、二五五、三三一	一、一四六、二五八	一、二四三、四三八	一、〇四三、七〇一	三七七	七七四、〇三三	七四五、五六五	二八、四五八
一、九三三、六一三	一、八九九、八九三	一、九〇一、五五〇	一、八七一、二三六	一、五四三、〇二〇	一、五九九、二三〇	一、六八四、五〇九	一、一六〇、九五三	一、一四六、二五八	一、二五八、七四〇	一、〇四三、七〇一	三四三	七七二、六六〇	七四三、八二〇	二九、八五〇
一、八九九、八九三	一、八七一、二三六	一、八九九、八九三	一、八七一、二三六	一、五四三、〇二〇	一、五九九、二三〇	一、六八四、五〇九	一、一四六、二五八	一、一四六、二五八	一、二四三、四三八	一、〇四三、七〇一	三四九	七五三、六三五	七二七、二三九	二六、三九六
一、五四七、七八〇	一、五四三、〇二〇	一、五四三、〇二〇	一、五四三、〇二〇	一、五四三、〇二〇	一、五四三、〇二〇	一、五四三、〇二〇	九三三、六八三	九三三、六八三	九三三、〇七三	九三三、〇七三	三四五	六一四、〇九七	五八三、〇二八	三一、〇七九
一、六三三、二三七	一、五九九、二三〇	一、五九九、二三〇	一、五九九、二三〇	一、五九九、二三〇	一、五九九、二三〇	一、五九九、二三〇	一、〇四七、五五二	一、〇四七、五五二	一、〇四三、七〇一	一、〇四三、七〇一	三四五	五八五、六八四	五五五、五二八	三〇、一五六
一、七二〇、一九九	一、六八四、五〇九	一、六八四、五〇九	一、六八四、五〇九	一、六八四、五〇九	一、六八四、五〇九	一、六八四、五〇九	一、一三三、二四一	一、一三三、二四一	一、一三三、二四一	一、一三三、二四一	三四七	五九八、〇五八	五六七、〇三一	三一、〇二七

(2) 保險給付ノ件數、日數及費用額

昭和一 二 三 四 五	總數			政府管掌			健康保險組合管掌		
	件數	日數	費用額	件數	日數	費用額	件數	日數	費用額
昭和元年度	一六三五、四九九	—	七、〇七八、一八八	七二五、三四六	—	三、三〇九、四九九	九二〇、一五三	—	三、七六八、六八九
昭和二年度	六、六七三、四七三	—	三四、二三四、三三〇	三、二〇三、〇六七	—	一六、七三六、六九七	三、四七〇、四〇六	—	一七、五〇七、六三三
昭和三年度	六、七八九、五一六	七、八三二、二六六	三三、一四九、三七四	三、三八〇、八二八	四二、五三六、一二	一六、六五五、八三九	三、四〇八、六八八	三五、二八五、九五四	一六、四九三、五三五
昭和四年度	六、八三三、六三七	八、三九九、七八三	三四、一六二、一四五	三、四四七、九一八	四七、三三四、二九九	一七、六六四、五〇五	三、三七四、七一九	三六、六六六、四八四	一六、四九七、六四〇
昭和五年度	六、五九七、一〇三	八、五〇三、七二六	三三、七二三、〇八四	三、五五一、九八五	五一、三〇七、三五二	一七、五九三、三三二	三、〇四五、一一八	三三、七二六、三七四	一五、一一九、七六二
昭和六年度	五、八三五、三八九	七、四九九、二四五	二六、五二二、九六二	三、二八四、六四二	四六、九六七、一一八	一四、八五四、二七二	二、五五〇、七四七	二八、〇〇二、一二七	一一、六五八、六九〇
昭和七年度	五、六七六、三七〇	七、二二三、四八七	二三、七六四、三〇五	三、二五一、七六五	四五、六六一、七四三	一三、六四八、四一三	二、四二四、六〇五	二六、〇六〇、七四四	一〇、一一五、八九三

第七表 (其二) 被保險者月表 (昭和八年)

昭和八 年 一 二 三 四 五	強制保險			任意包括			任意繼續			健康保險組合管掌ノ分		
	事業數 (月末現在)	月中增 被保險者	月末現在 被保險者	事業數 (月末現在)	月中增 被保險者	月末現在 被保險者	事業數 (月末現在)	月中增 被保險者	月末現在 被保險者	組合數	被保險者	被保險者數
一	四七、四六八	六九、五二三	一、〇〇八、八七三	五九六	三三三	四、四三六	二七九	四八、〇三四	六九、八八六	一、〇二三、四七八	三四七	五八六、〇七一
二	四七、六五四	九五、〇四三	一、〇五〇、一四一	六〇七	二五八	四、五一二	一八一	四八、二六一	九五、三一九	一、〇五四、八三三	三四七	五九三、二四四
三	四七、九六八	一三三、二六六	一、二一七、四五八	一〇九	二三一	四、五三三	一五九	四八、五七七	一三三、三七〇	一、二三三、一四三	三四七	五九八、〇二九
四	四八、三三三	八六、七六〇	一、一四三、三七七	六二〇	二六八	四、五八八	一四六	四八、八五二	八七、〇四二	一、一四八、〇一一	三四三	六二二、一四八
五	四八、四九三	六四、二二三	一、一三三、五四九	六三三	三〇一	四、五八〇	三三一	四九、二三五	六四、四三三	一、一二七、二五〇	三四一	六二五、七三四

第三部 統計表	付給ルニ關スル傷病ニ				付給ルニ關スル死亡ニ				總計
	療養費		療養ノ給付		埋葬費		埋葬料		
	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	
	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	總計
	件數	件數	件數	件數	件數	件數	件數	件數	總計
	日數	日數	日數	日數	日數	日數	日數	日數	總計
	費用額	費用額	費用額	費用額	費用額	費用額	費用額	費用額	總計
	政府管掌ノ分	政府管掌ノ分	政府管掌ノ分	政府管掌ノ分	政府管掌ノ分	政府管掌ノ分	政府管掌ノ分	政府管掌ノ分	總計
	組合管掌ノ分	組合管掌ノ分	組合管掌ノ分	組合管掌ノ分	組合管掌ノ分	組合管掌ノ分	組合管掌ノ分	組合管掌ノ分	總計
	件數	件數	件數	件數	件數	件數	件數	件數	總計
	日數	日數	日數	日數	日數	日數	日數	日數	總計
	費用額	費用額	費用額	費用額	費用額	費用額	費用額	費用額	總計
	件數	件數	件數	件數	件數	件數	件數	件數	總計
	日數	日數	日數	日數	日數	日數	日數	日數	總計
	費用額	費用額	費用額	費用額	費用額	費用額	費用額	費用額	總計

(2) 昭和六年度

第三部 統計表

五九五

